



第4次 船橋市地域福祉活動計画 支え合いのまちづくりプラン

令和5年度～令和9年度
(2023年度～2027年度)



社会福祉法人 船橋市社会福祉協議会



はじめに

社会福祉法人
船橋市社会福祉協議会
会長 若生 美知子



地域の高齢化やボランティア不足などの課題がより深刻化している一方、支援を必要とする人たちが抱える問題が以前より複雑かつ多様化し、また複合化しているという現状があります。既存の制度では対応できないようなものにどのように対応すればよいのか、そのような新たな課題にも直面しています。さらに、想定される巨大地震などの自然災害に対する備えも考えていかなければなりません。

そして、3年におよぶコロナ禍での制限された活動は、人と人との関係性を希薄にし、顔の見える関係づくりを大切にする社会福祉協議会の取り組みは大きな転換を余儀なくされました。ようやく収束の兆しが見えてきた今、コロナ禍を経験して感じるのは地域の絆や人と人とのつながりがいかに大切であるかということです。

これらを踏まえまして、今回策定いたしました第4次船橋市地域福祉活動計画では、「地域の力を結集した共生社会の構築を目指して～誰もが自分らしく安心して暮らせる福祉のまちづくり（地域づくり）～」を基本理念とし、住民一人ひとりが地域・暮らし・生きがいをともに創り高めあうことができる「地域共生社会」を実現するべく、様々な活動を行ってまいりますので、ご理解ご協力をよろしくお願ひいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見をいただき、活発なご議論をしていただいた第4次船橋市地域福祉活動計画策定委員会の皆様、アンケート調査やパブリックコメントにおいて貴重なご意見、ご協力をいただいた市民の皆様や関係機関・団体の皆様、事業者の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和5年3月

目 次

第1章 船橋市地域福祉活動計画とは.....	1
1 地域福祉とは.....	1
2 地域福祉の役割分担	2
3 市社協が目指す地域福祉のすがた.....	4
4 5つの行政ブロックと24地区コミュニティ	5
5 地域福祉活動圏域のイメージ図.....	7
第2章 第3次船橋市地域福祉活動計画の振り返り	8
第3章 第4次船橋市地域福祉活動計画の基本方針	15
1 船橋市地域福祉活動計画の位置付け	15
2 第4次活動計画の理念及び計画期間	16
3 第4次活動計画の策定にあたって	16
4 進捗状況の管理・評価、すすめ方	18
5 新型コロナウイルス感染症の影響と地域福祉の推進	19
第4章 第4次船橋市地域福祉活動計画が目指すもの	21
1 第4次活動計画策定の背景.....	21
2 計画の基本理念とテーマ	23
3 計画の施策体系	24

第5章 取り組むべき4つのテーマ	25
1 心でつなぐ地域づくり	25
2 安心して暮らせる地域づくり	45
3 顔の見える関係づくり	54
4 支えあいの地域づくり	60
第6章 船橋市社会福祉協議会の取り組み	63
第7章 地区社会福祉協議会の取り組み	71
資料編	101
1 地勢	101
2 沿革	101
3 人口の推移	102
4 地区の概況（第4次船橋市地域福祉計画より）	103
5 アンケート調査結果	109
6 パブリックコメントの実施	127
7 第4次船橋市地域福祉活動計画策定委員会	129
8 船橋市社会福祉協議会のあゆみ	135
9 用語解説	140



1 地域福祉とは

「社会福祉」とは、一人ひとりの「人間」の幸せを考えることであり、個人の幸せを追求することが結果的に社会全体の幸せにつながるという考え方で、「地域福祉」は、さまざまな生活課題を持つ人びとが、地域の中で孤立することなく主体的に生活を営み、誰もが自分らしく暮らせる地域をつくっていく、という意味が込められています。一人ひとりの“しあわせな暮らし”のためには、家族や友人はもちろん、地域住民や行政、社会福祉協議会などさまざまな人が関わり合いながら、助け合い、協力できる基盤をつくっていくことが大切です。

近年、私たちを取り巻く環境は大きく変容しています。少子高齢化・人口減少社会の進行や世帯の小規模化とともに、非正規雇用等の増加による生活困窮、子育てへの不安や児童虐待、不登校、社会からの孤立、平準化された既存サービスでは対応しきれない制度の狭間といわれる新たな課題(8050問題※、ダブルケア※、ヤングケアラー※等)等、地域におけるさまざまな生活課題が複雑かつ多様化しています。

高齢者、障がいのある人、子ども等、誰もが地域の中で安心して生き生きと暮らしていくようにするために今、何が求められているのでしょうか。

例えば、他人事になりがちな地域づくりを、地域住民一人ひとりが「我が事」として捉えていく仕組みづくりが重要であると考えられます。

さらに、地域の中での課題解決に取り組んでいくため、関係機関・団体、事業者、ボランティア等のつながりを深め、地域における活動の輪を広げていくことも、地域福祉を推進するうえで欠かせない要素になっています。

* 8050問題……………80代前後の高齢の親が50代前後のひきこもりの子どもの生活を支える問題

* ダブルケア……………育児と介護を同時に使う必要がある状態のこと。晩婚化・晚産化の影響で子育て世代の年齢が上昇する中、子の育児と親の介護を担うことを指すことが多い

* ヤングケアラー……………家族にケアを必要とする人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートを行っている18歳未満の子ども

2 地域福祉の役割分担

地域福祉の推進は、個人、地域社会、行政がそれぞれの役割を果たしながら連携・協力をしていくことによってはじめて可能になります。本計画では、それぞれの立場で努力し実現していくべきことを「地域福祉の役割分担」として「自助（地域に住む一人ひとりが努力すること）」・「互助（隣近所の助け合い等の相互扶助）」・「共助（住民が助け合いともに生きる地域社会をつくること）」・「公助（行政が責任をもって行う福祉サービスの提供等）」の4つに区分して表記しています。

「互助」も「共助」も大きな観点でみれば、お互いがお互いを支えあっているという理念においては共通しており、両者には一体性があると考えられます。そのため、本計画では「互助・共助」として記載しています。

こうした考え方の中心にあるのは「個人」を大切にすることであり、何よりもまず一人ひとりが地域の中で自分らしく生活できることを基本としながら、地域で自立した個人が相互に助け合う社会の構築を目指しています。

このような社会を実現するために、船橋市社会福祉協議会（以下、「市社協」）と地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」）が一体となって互助と共助の活動を推進するとともに、NPO法人※や企業・関係機関、社会福祉法人※、団体などに働きかけ、つなぎ役となって地域福祉の推進に努めています。

	【イメージ】	【具体例】
自助	一人ひとりや家族が 地域づくりのために努力すること	介護予防のための体操 定期的な検診・受診など
互助	隣近所が互いに助け合うこと	ご近所同士の声かけ、 見守り、助け合いなど
共助	地域住民が協力・連携して誰もが 安心して自分らしく“日常生活”を 送ることができる地域をつくること	制度化された相互扶助の ボランティア活動など
公助	公的な制度に基づく福祉・保健・ 医療の分野についての各種サービス を供給すること	介護保険を代表とする 社会保険制度や生活保護 などの公的サービスなど

* NPO 法人 ………………社会的な活動をする民間の非営利法人

* 社会福祉法人……………社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された社会福祉法第 22 条で定義される法人

【 地域福祉活動計画の基本的な考え方 】



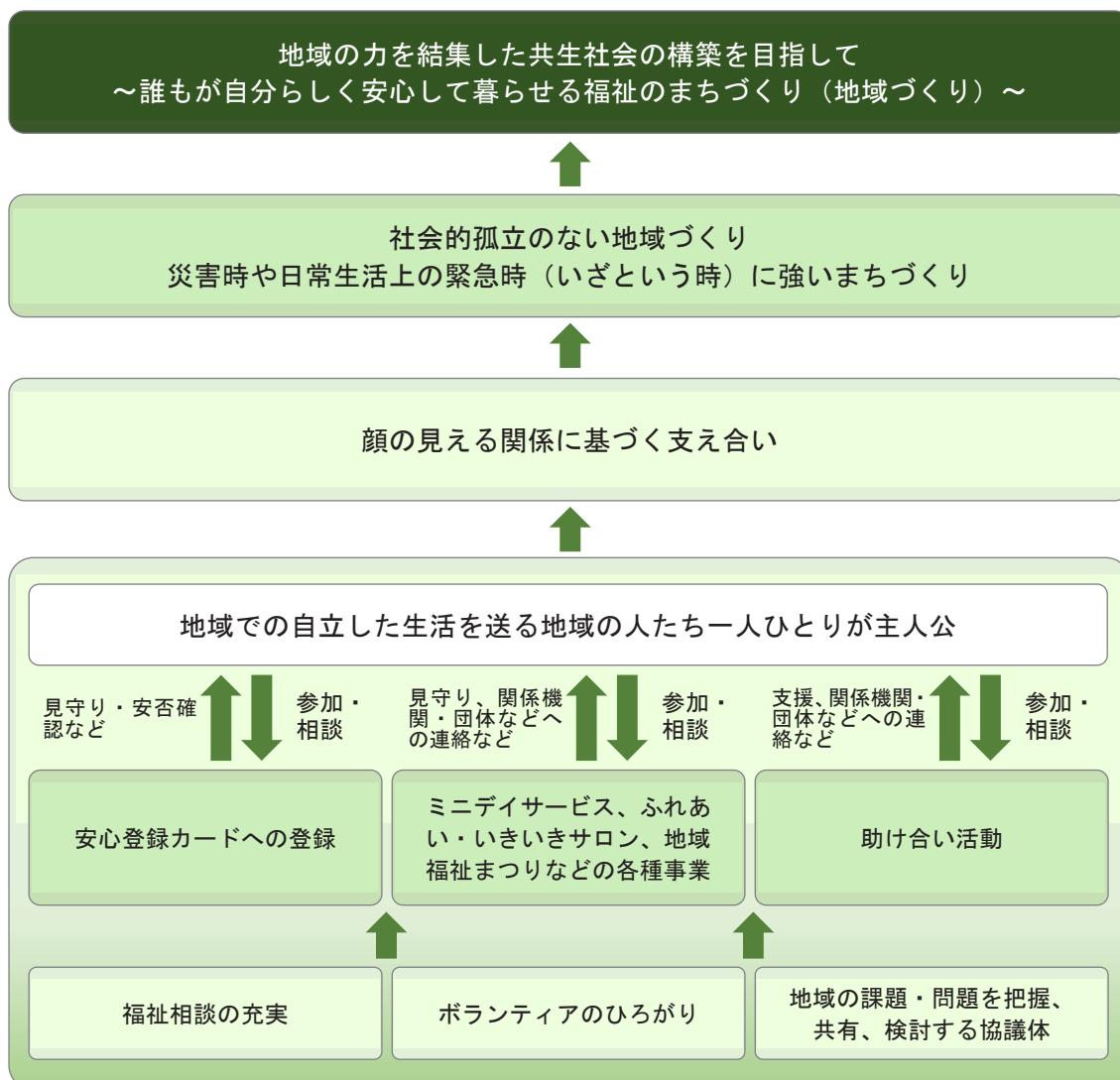
【 地域と行政の連携概念図 】



3 市社協が目指す地域福祉のすがた

地域での支え合いなどの取り組みがすすむためには、ボランティアが確保されることや福祉相談が充実すること、地域の課題・問題を共有・検討する協議体※等の下支えが必要です。これらを強化し、さまざまな取り組みがすすむことにより顔の見える関係が築かれ、見守る目が増え、社会的孤立を見逃さず、緊急時や災害時にも強いまちがつくられると考えます。

【市社協が目指す地域福祉のすがた】



* 協議体……………地域の各種団体で構成される協議会として位置付け、地域で起こっている福祉に関する問題、課題を解決する場、情報交換の場となる

4 5つの行政ブロックと24地区コミュニティ

現在、市内に24の地区コミュニティが設定されており、その地区コミュニティごとに、地区連絡協議会（市全域では船橋市自治会連合協議会（以下、「自連協」））、地区民生委員・児童委員協議会（市全域では船橋市民生・児童委員協議会（以下、「民児協」））、地区社会福祉協議会（市全域では船橋市社会福祉協議会（以下、「市社協」））が設置されています。

地区連絡協議会は、地域における活動の基盤である自治活動を実施している町会・自治会が連携することで自治活動のさらなる活性化を目指す組織です。

地区民生委員・児童委員協議会は、無報酬の制度ボランティアとして社会福祉の増進に努める民生委員・児童委員※が連携・協力しながら、地域における課題の解決や民生委員・児童委員活動の質の向上、行政との連携の強化等に取り組んでいます。

地区社協は、地域福祉推進の中核となる団体であり、市社協の支部として地区コミュニティごとに設置されています。

そして、この3団体はそれぞれの立場から地域福祉を推進していくために、積極的な取り組みがなされています。

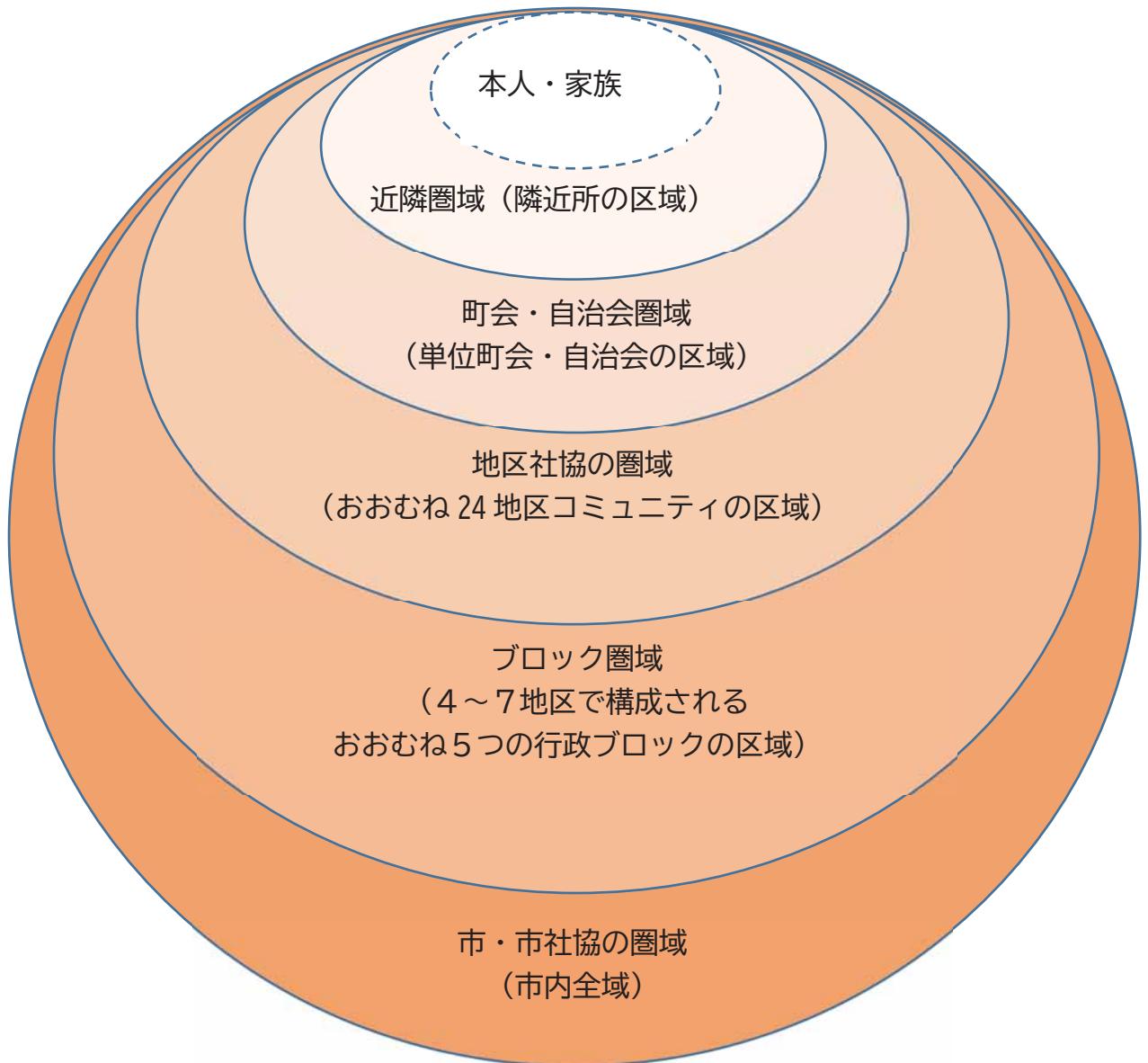
また、船橋市総合計画では24の地区コミュニティを束ねる概念として、東部・西部・南部・北部・中部の5つの行政ブロックが設定されています。

※ 民生委員・児童委員……民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員であり、児童委員も兼ねる。支援が必要な人の相談に応じ、市や関係機関へ橋渡しする支援等を行っている。また、児童委員の中から、関係機関等と児童委員とつなぎ役となる主任児童委員が指名されている

【 5つの行政ブロック】



【 地域福祉活動圏域のイメージ図 】





第2章

第3次船橋市地域福祉活動計画の振り返り

第2章

第3次船橋市地域福祉活動計画の振り返り

市社協が平成28年3月に策定した「第3次活動計画～支え合いのまちづくりプラン～」（平成28年度～令和4年度までの7か年計画 コロナ禍※の影響により1ヶ年延長）では、「地域住民の力を結集した共助社会の構築を目指して～誰もが自分らしく安心して暮らせる福祉のまちづくり（地域づくり）～」の実現を目指して、市社協や地区社協が新たに取り組むべき重要課題として1項目、継続して取り組む重要課題として3項目、検討・研究すべき課題として2項目を設定し、それぞれの実施目標に基づいて取り組みをすすめました。

以下、各課題に対する実施目標について個別に振り返ります。

1 新たに取り組むべき重要課題（1項目）

（1）地域包括ケアシステム※の構築（生活支援・助け合い活動の推進）

実施目標		年度	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
生活支援コーディネーターを配置します	計画	6地区 社協に 配置	6地区 社協に 配置	7地区 社協に 配置	完了				→
	実績 (配置地区)	15 地区	21 地区	24 地区	24 地区	24 地区	24 地区	24 地区	—
ニーズ調査を実施します	計画	6地区 社協で 実施	6地区 社協で 実施	7地区 社協で 実施	完了				→
	実績 (実施地区)	15 地区	21 地区	24 地区	24 地区	24 地区	24 地区	24 地区	—
ボランティア登録者数を各地区社協で毎年度10人程度増やします（全体で200人程度）	計画	200 人増	200 人増	200 人増	200 人増	200 人増	200 人増	200 人増	200 人増
	実績 (全体増減)	△31人	38人	126人	14人	△38人	△77人	—	—

* コロナ禍……………新型コロナウイルス感染症が招いた危機的・災厄的な状況のこと。社会的・政治的・経済的な混乱・不安・損失等を総称した言葉

* 地域包括ケアシステム…誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるため、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組み

実施目標		年度	平成 28 年 (2016年)	平成 29 年 (2017年)	平成 30 年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和 2 年 (2020年)	令和 3 年 (2021年)	令和 4 年 (2022年)
助けあい活動の立ち上げを支援します	計画	継続	—	—	—	—	—	—	→
	実績 (把握数)	36 団体	44 団体	51 団体	55 団体	55 団体	57 団体	—	—
地域での福祉ネットワークを構築します（協議体）	計画	6地区 社協で 実施	6地区 社協で 実施	7地区 社協で 実施	継続	—	—	—	→
	実績 (実施数)	15 地区	21 地区	24 地区	24 地区	24 地区	24 地区	—	—

【振り返り】

市社協では地域での課題やニーズを発見し、地域資源をつないで解決する役割の地域コーディネーター（事務局員）※を24地区社協に配置し、様々な事業活動を行っています。また、平成27年度から配置をすすめた生活支援コーディネーター※は全24地区社協への配置を完了し、助け合い活動※の支援や地域ニーズの掘り起こしなどを実施しました。

ニーズ調査については、地区社協の事業参加者などへの直接の聞き取り、また、必要に応じ町会・自治会などへのアンケート調査などを行いました。

ボランティア登録者の増については目標に届かず、コロナ禍もあって数が伸び悩んでいることから、ボランティアの確保は引き続き大きな課題です。

助け合い活動の立ち上げ支援としては、市内で助け合い活動を行う団体（以下「たすけあいの会※」）を対象に、「たすけあいの会ネットワーク情報交換会※」を毎年開催し（令和2、3年度はコロナ禍の影響により中止）、各団体の情報交換やネットワークづくりに努めました。

地域での福祉ネットワークの構築については、地区社協の理事会などの既存の会議体を活用、新たな会議体を発足するなどして、「協議体」（生活支援サービスの体制整備に向けた課題を共有し、解決に向けて話し合う場）を設置しました。

* 地域コーディネーター…地域での課題やニーズを発見し、地域資源をつなぎ解決にあたる人。市内 24 地区社会福祉協議会の事務局員が担っている

* 生活支援コーディネーター…

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも生活できるように、課題となっていることを地域の人たちとともに抽出し、その課題解決に向けてサービスのマッチングを行う人のこと

* 助け合い活動…………日常生活のちょっとした困りごとや困っている人の生活支援をするための家事援助等を近隣の住民同士で行う活動

* たすけあいの会…………「助け合い活動」を行うための団体

* たすけあいの会ネットワーク情報交換会…

助け合い活動を実践している団体のネットワークづくりや相互の情報交換等を目的とした意見交換会

2 継続して取り組む重要課題（3項目）

（1）「安心登録カード事業」の推進（継続）

実施目標	年度	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)	令和 4 年 (2022 年)	
		計画	実績 (登録人数)	18,386 人	19,521 人	19,822 人	19,602 人	19,115 人	19,567 人
安心登録カードの登録促しをすすめるとともに、日常生活の中での見守り活動の必要性を周知します	計画	継続	—	—	—	—	—	—	→
	実績 (ハガキ)	18,096 通	39,519 通	39,088 通	39,611 通	40,413 通	41,011 通	—	—
安心登録カードの有効活用をすすめます（避難訓練等）	計画	継続	—	—	—	—	—	—	→
	実績	一部で 実施	一部で 実施	一部で 実施	一部で 実施	一部で 実施	一部で 実施	—	—
個人情報の適正な管理に努めます	計画	継続	—	—	—	—	—	—	→
	実績	実施	実施	実施	実施	実施	実施	—	—

【振り返り】

安心登録カード事業※については、必要とされる方への登録促しや日常生活の中での見守り活動の必要性などについて、広報紙やホームページ、町会・自治会や民生委員・児童委員などの会議などでその周知に努めました。

安心登録カード登録者に対する訪問や電話、ハガキによる見守り活動については、町会・自治会や民生委員・児童委員などの協力のもと、コロナ禍の影響などにより訪問・電話による見守り活動については一定の制約がありましたが、日常生活の中での見守りを必要とする登録者の見極めに努めながら実施しました。

安心登録カードの有効活用については、各地区によっては避難訓練において活用したほか、携帯用カードを配布するなどして有効活用に努めました。

個人情報管理については、情報流出に対する防止策や守秘義務の徹底がされるよう研修会や地区社協会長会議などで周知に努めました。

* 安心登録カード事業……日頃の見守り活動を通じて、緊急時や災害時の救援・支援につなげるため、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、障がいのある人等の情報を登録し、地域で共有するもの

見守り活動については、活動者にどのようなサポートをしていくか、また、災害時の運用が課題となっています。

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯など、災害時に支援を必要としている人が今後も増加する傾向にあることから、日頃からの見守り活動により緊急時や災害時に支援につながる安心登録カード事業は、今後も継続・充実させていきたいと考えています。

(2) 「ボランティア」の確保・充実（継続）

実施目標		年度	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
ボランティアの確保に努めます	計画	継続							→
	実績 〔地区社協 登録人数〕	2,326 人	2,364 人	2,490 人	2,504 人	2,466 人	2,389 人	—	
	実績 〔ボラセン* 登録人数〕	4,258 人	4,278 人	4,270 人	4,090 人	3,714 人	4,246 人	—	

*ボラセン：船橋市ボランティアセンター

【振り返り】

ボランティアの確保に対する取り組みとして、新たな担い手の発掘やボランティア活動に必要な心得や専門的な知識等の習得などを目的としたボランティア育成事業を、全24地区社協で開催しました。令和2年度以降はコロナ禍の影響により開催数が減少していますが、各地区のボランティアとのつながりが途絶えないよう、ボランティア向けのお便りなどを郵送する取り組みを実施しました。

また、町会・自治会や民生委員・児童委員をはじめとする地域の方々や関係団体などへの直接の呼びかけに加え、学校の授業や市民大学校などのカリキュラム、中学生ボランティア養成講座や夏のボランティア体験、地区社協が開催する「地域福祉まつり」などを通じて、児童・生徒・学生など幅広い世代の方々にボランティア活動への参加を働きかけました。

ボランティアの確保については、ボランティアの高齢化やコロナ禍による活動の縮小に加え、退職年齢の引き上げや若い世代の価値観の変化など、厳しい状況が続いている。今後も継続して取り組むべき重要な課題であり、教育、広報活動、交流・活動の場の提供、環境整備など、従前からの活動と合わせ、新しい手法によるボランティアへの勧奨も研究していくかなければならないと考えています。

(3) 災害時における支援体制の構築（継続）

実施目標		年度	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
要配慮者と顔の見える関係をつくります	計画	継続							→
	実績	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	—
災害時に迅速な支援を図るため、その支援体制づくりに努めます	計画	継続							→
	実績	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	—
災害ボランティアセンターを立ち上げます	計画	継続							→
	実績	訓練実施	訓練実施	訓練実施	コロナのため訓練中止	訓練実施*	訓練実施*	訓練実施*	—

*令和2、3年度はオンライン開催

【振り返り】

要配慮者*と顔の見える関係づくりや災害時の支援体制づくりとしては、町会・自治会、民生委員・児童委員などの協力を得ながら、市総合防災訓練※などにおいて、安心登録カードを活用した安否確認訓練の促進に努めました。

災害ボランティアセンター※の立ち上げに向けては、市やNPO法人、地区社協をはじめ関係機関・団体の協力を得て、総合教育センターでの実地訓練やオンライン開催などで立ち上げ訓練を実施しました。

異常気象や発生確率が高まっている大地震など、災害への対策は喫緊の問題であり、被災者の生活再建を担う災害ボランティアセンターの存在は今後ますます大きくなっていくと思われます。また、コロナ禍を経験する中で必要となった感染対策を十分に講じた災害ボランティアセンターの運営なども含め、災害時の支援体制の充実は引き続き取り組む課題として捉えています。

* 要配慮者……………災害対策基本法に基づく、高齢者、障がいのある人、乳幼児等、防災上特に配慮を要する人

※ 市総合防災訓練……………災害対策基本法第48条及び船橋市地域防災計画に基づいて、防災活動が迅速かつ的確に実施できるよう体制の確立を図ることを目的とし、市が実施する訓練

※ 災害ボランティアセンター…

大規模な災害発生時に、被災者の生活支援と被災地の復旧支援を目的に活動するボランティアの拠点としてコーディネートを行う

3 検討・研究すべき課題（2項目）

（1）生活困窮者自立支援への取り組み

【振り返り】

検討課題の一つとして挙げていた「就労準備支援事業※」について、平成28年から船橋市の委託事業を受託し、「保健と福祉の総合相談窓口さーくる※」と連携し、ひきこもりがちな方や障がいのある方に対して、地域社会への参加のきっかけとして地区社協やお休み処※を拠点としたボランティア活動を通じて地域住民との交流に努めました。

引き続き、生活困窮者自立支援事業※の一つである「就労準備支援事業」を市から受託し、事業の充実を図っていきたいと考えており、そのためには事業利用者の受け入れ先を増やしていくことも課題として捉えています。

【実績】

内容\年度	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
就労準備支援事業 (利用者延人数)	31人	67人	98人	98人	91人	110人	—

※ 就労準備支援事業………一般就労を行う前段階としての準備として、基礎能力を形成するための支援を行う事業

※ 「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」…

対象を限らないワンストップの相談窓口として、福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談に応じ、また、生活困窮に関する相談・支援を行う機関

※ お休み処……………地域の高齢者、障がい者、子育て中の親及び幼児・児童等誰もが気軽に立ち寄り、そこに集う人たちがふれあい、交流できる場所。市社協自主事業（令和4年度現在事業休止中）

※ 生活困窮者自立支援事業…

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施し、地域における自立・就労支援等の体制を構築することを目的とした事業

(2) 法人後見事業の検討

【振り返り】

法人後見事業^{*}について検討を重ね、令和3年度に定款を改正して受任に向けた体制整備を行ったほか、後見業務の経験がある社会福祉士を成年後見アドバイザーとして「成年後見なんでも相談会」を令和3年6月から月1回開催し、成年後見制度^{*}を利用するための手続き方法や制度の概要などの相談に対応しています。また、船橋市の委託事業として、「初心者のための市民後見人養成講座」を平成23年度から令和3年度まで実施し、後見事業の担い手の発掘・育成を行いました。

法人後見事業については、ふなばし高齢者等権利擁護センター「ぱれっと」における日常生活自立支援事業^{*}の充実を図ったうえで、船橋市とも連携しながら、法人として後見受任ができるように検討していきたいと考えています。

* 法人後見事業………社会福祉法人や社団法人、NPO 法人などの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと

* 成年後見制度………認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分でない方々を支援し、貴重な財産の保全と管理を行う制度

* 日常生活自立支援事業……判断能力が十分でないために適切な福祉サービスが受けられない方々に対して、福祉サービス利用援助、財産管理サービス、財産保全サービスを契約に基づいて提供し、自立した地域生活が送られるように支援する事業

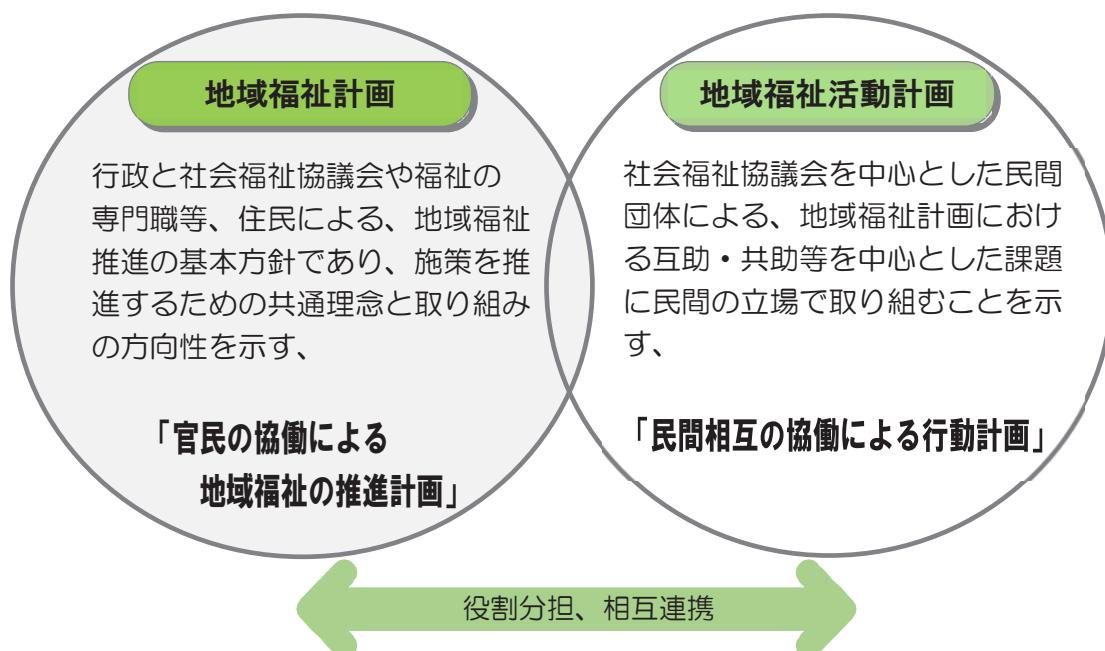
第4次船橋市地域福祉活動計画の基本方針



1 船橋市地域福祉活動計画の位置づけ

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ること」と規定されている「社会福祉協議会」が中心となり策定する、民間の行動計画です。「住民」「地域で福祉活動を行う者」「社会福祉を目的とする事業を経営する者」等が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な計画として、具体的な行動と関係機関の役割分担が明示されたもので、民間組織である社会福祉協議会の行動計画として策定します。

これは、船橋市が策定する「地域福祉計画」とも密接に関係し、両計画は、次の図のとおり、役割分担と相互連携による両輪の関係にあります。



【参考】 社会福祉法（抜粋）

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

2 第4次活動計画の理念及び計画期間

市社協が目指す地域福祉の構築にはまだ道半ばといった状況でありますので、この第4次活動計画の理念は第3次活動計画の理念を基本としながら、地域と協働して共生社会の実現を目指します。

この計画の期間は令和5年度から令和9年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。

この第4次活動計画の理念及び計画期間は次のとおりです。

【 基本理念 】

地域の力を結集した共生社会の構築を目指して

～誰もが自分らしく安心して暮らせる福祉のまちづくり（地域づくり）～



【 計画期間 】

令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
第4次船橋市地域福祉計画				
				(仮)第5次 地域福祉計画
第4次船橋市地域福祉活動計画				

3 第4次活動計画の策定にあたって

本計画の策定にあたっては、地域福祉の担い手である、民生委員・児童委員、ボランティア（個人・グループ）、たすけあいの会、施設職員、生活支援員※、地区社協を対象にアンケート調査を実施しました。アンケートでは、広報の充実、若い人との交流の場づくりといったご意見や活動情報開示、活動情報の周知といったご意見をいただきました。これらのご意見を検証し、本計画に反映できるものを活動目標として盛り込んでいます。

* 生活支援員……………利用者への支援として、支援計画に基づいて定期的に自宅を訪問し、必要に応じた福祉サービス利用援助や預貯金の出し入れ、支払い代行を行う日常生活自立支援事業の担い手

アンケート調査による現状と課題

現状	<ul style="list-style-type: none">・ボランティアを始めたきっかけについて、「友人・知人に誘われて」の割合が40.4%と最も高く、次いで「自己啓発・自己研鑽等」の割合が27.4%、「民生委員・児童委員になる、誘われて」の割合が10.2%となっています。・ボランティアを長く続いている理由や秘訣について、「無理をしない」の割合が24.9%と最も高く、次いで「周囲の存在・つながり」の割合が18.7%、「楽しい」の割合が12.8%となっています。・ボランティア活動を継続するために必要なサポートについて、「関係各所との連携・コミュニケーション」「若い人、後継者の育成」「経済的サポート」などの意見が挙げられています。・若い方々がボランティア活動に興味・関心をもってもらう方法について、「広報を広く行う」の割合が27.5%と最も高く、次いで「教育の場で広める」の割合が13.1%、「若い人との交流の場をつくる」の割合が8.2%となっています。・日頃の活動の中で現在の制度、サービス、地域活動等では難しいと感じた事例について、「場所、設備、コロナ等の問題」「どこまで関わればよいか分からない」「個人情報、情報等の問題」「メンバーの高齢化・減少・人材不足」などの意見が挙げられています。・取り組みのアイデア（公的サービス、社協事業、地域活動等）について、「交流、研修、講習、イベント」の割合が10.5%と最も高く、次いで「活動情報開示」の割合が6.3%、「組織化」の割合が5.4%となっています。・市社協に期待することについて、「交流、研修、講習、イベント」の割合が11.6%と最も高く、次いで「行政の対応（コロナ対策、政策の強化等）」の割合が10.6%、「活動情報の周知」の割合が8.4%となっています。
課題	<ul style="list-style-type: none">○ボランティアへの参加のきっかけづくりが求められています。○若い方々がボランティア活動に興味・関心をもってもらうための、広報の充実や若い人との交流の場、活動情報の周知が必要です。○市社協、地区社協の活動内容などについて周知が必要です。

なお、アンケート結果の詳細については、資料編109ページ以降に掲載しています。

4 進捗状況の管理・評価、すすめ方

本計画の進行管理は、地区社協や福祉団体、ボランティア、市などの関係機関・団体で構成された船橋市地域福祉活動計画推進委員会（以下、「推進委員会」）を設置し、定期的に第4次活動計画の進捗状況の把握を行い、見直しや対応を検討する内部評価と、数値目標の達成状況の確認による客観評価の両面から行います。毎年度の進行管理としては、内部評価に加え、設定している数値目標の進捗を確認します。また、評価の方法として「地域福祉活動計画進捗状況報告書」として取りまとめます。

さらに、少子高齢化・人口減少社会の進行や世帯の小規模化とともに、非正規雇用等の増加による生活困窮、子育てへの不安や児童虐待、不登校、社会からの孤立、平準化された既存サービスでは対応しきれない制度の狭間といわれる新たな課題（8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー等）等、地域におけるさまざまな課題・問題が顕在化している状況を踏まえ、地域の人たちやボランティア、関係機関・団体などと連携してすすめていきます。



5 新型コロナウイルス感染症の影響と地域福祉の推進

新型コロナウイルス感染症の収束は、未だに先行きが不透明な状況にあります、「新しい生活様式※」での住民の暮らしに合せて、地域福祉活動も「withコロナ※」「ポストコロナ※」時代に対応した新たな取り組みが求められています。

また、コロナ禍に生まれた「シトラスリボン※プロジェクト」に代表されるように、さまざまな問題への差別や偏見のない、誰もが自分らしく安心して暮らせる福祉のまちづくりが、これまでにも増して大切となっています。

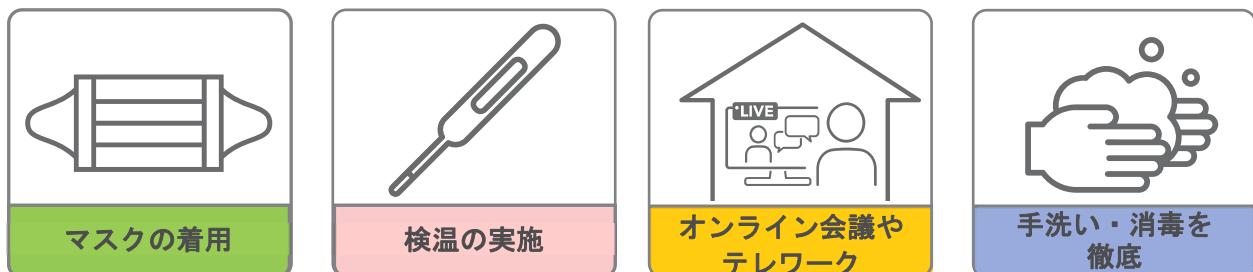
さらに、従来の地域福祉活動で培った関係性を大事にしながら、ボランティアの担い手や社会参加する住民が安心して活動を続けていけるよう、ICT※を活用した交流・見守りなど「新しい生活様式」を取り入れた、新たな地域福祉活動を推進していきます。



シトラスリボン

- * 新しい生活様式……………新型コロナウイルス感染症の感染拡大を長期間にわたって防ぐために、飛沫感染や接触感染、近距離での会話の対策を日常的に取り入れた生活様式のこと
- * With コロナ ………………新型コロナウイルス感染症が撲滅困難であることを前提とした新たな戦略や生活様式のこと
- * ポストコロナ……………世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大を境に価値観や生活様式の転換が起き、社会に定着したこと
- * シトラスリボン（Citrus Ribbon）…
新型コロナウイルス感染症の患者やその家族、医療従事者などへの新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見の防止を目的とする「シトラスリボンプロジェクト」のシンボル。
偏見を耳にした愛媛県の有志グループがつくったプロジェクトであり、愛媛特産の柑橘にちなみ、シトラス色のリボンや専用ロゴを身につけて、「ただいま」「おかえり」の気持ちを表す活動を広めている。リボンやロゴで表現する3つの輪は、地域と家庭と職場（もしくは学校）を表している
- * ICT… ………………information and communications technology（情報通信技術）の略でインターネットやパソコンなどの情報通信機器を用いて行うコミュニケーション技術のこと

【新しい生活様式】



従来の活動を可能な範囲で継続しながら、「3つの密」を避けるための手法を取り入れた活動を拡充・推進

新しい交流活動

少人数での開催や地元飲食店との協力、屋外での活動等、開催にあたっての創意工夫

電話やインターネット等を用いた見守り

直接対面しなくても、電話や手紙、SNSで見守り

例えば・・・

オンライン講座の実施

動画投稿サイト等を活用して、自宅でも学べるオンライン講座を実施

地区社協では、対面での事業ができない間、手作りカードがつくれる工作キットなどを会員に郵送し、孤独感の解消に努めています。



ZOOMを活用した24地区生活支援コーディネーター会議の様子





第4章

第4次船橋市地域福祉活動計画が 目指すもの

第4章

第4次船橋市地域福祉活動計画が目指すもの

1 第4次活動計画策定の背景

少子高齢化・人口減少社会の進行、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族※化の進行により、家庭や地域での相互扶助機能が低下しています。さらに、80代の親が同居するひきこもりがちの50代の子を支えるという問題（8050問題）、介護と育児が同時に直面する状況（ダブルケア）、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話をを行う未成年者（ヤングケアラー）、世帯全体が孤立している状態など、人々の暮らしの中での課題は複雑化・多様化してきており、これまでの高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など分野別の対応では解決することが難しい新たな問題が多く発生しています。さらに、私たちの生活を脅かす地震や台風などの自然災害、感染症等のさまざまな脅威や不安が高まっています。

こうした状況下において、地域福祉の充実と推進は、今まで以上に重要になってきており、多様化した福祉課題に対し、地域づくりの基盤を整え、人と地域に共感と協力の輪を広げていくことが求められています。

これまで第3次までの地域福祉活動計画を通じ、地域の課題・問題の解決に取り組んできましたが、社会情勢の変化などにより新たに顕在化してきた課題も含め、現在も地域ではさまざまな課題・問題を抱えています。

これらの課題・問題の解決に向けて、地域住民、福祉等の関係機関及び行政等と連携・協働し、地域福祉をさらに推進するため、新たに「第4次船橋市地域福祉活動計画」を策定し、住民一人ひとりが地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指していきます。

＜地域共生社会＞

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

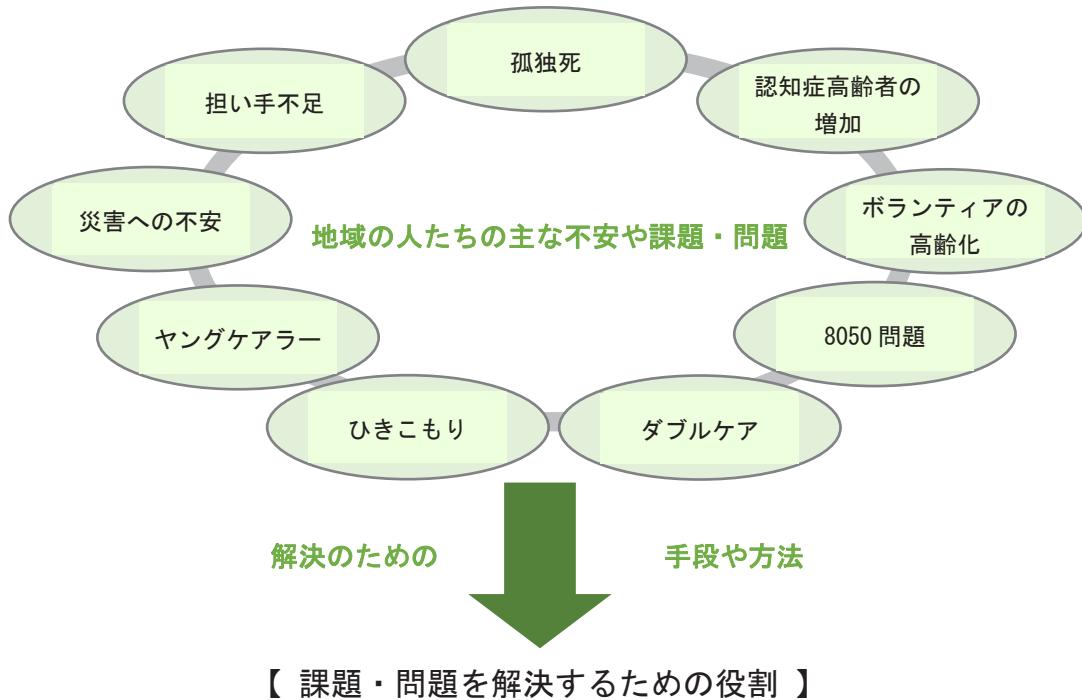
* 核家族……………家族形態のひとつで、具体的には「夫婦のみの世帯」「夫婦と未婚の子のみの世帯」「ひとり親と未婚の子のみの世帯」のいずれかの形態を指す

【第4次活動計画策定の背景】

第1次～第3次活動計画を通じ、地域の課題・問題の解決に取り組んできましたが、社会情勢の変化などもあり、現在も地域ではこのようなさまざまな課題・問題を抱えています。

こうした課題・問題を隣近所の助け合い（互助）や地域が力を合わせて（共助）、解決を目指します。

第4次活動計画では、互助を包括した活動を共助とします。



自助

一人ひとりや家族が
地域づくりのために努力すること

互助

隣近所が互いに助け合うこと

共助

地域住民が協力・連携して誰もが
安心して自分らしく“日常生活”を
送ることができる地域をつくること

公助

公的な制度に基づく福祉・保健・
医療の分野についての各種サービス
を供給すること



2 計画の基本理念とテーマ

【基本理念】地域の力を結集した共生社会の構築を目指して

～誰もが自分らしく安心して暮らせる福祉のまちづくり(地域づくり)～

基本理念に基づき、市社協に求められる課題を踏まえ、本計画で取り組むべきテーマを以下に定めました。

テーマ1 心でつなぐ地域づくり

社会的な孤立を解消するため、地域における人と人とのつながりの輪を広げて「地域を見守る目」を増やすことを目指し、地域における福祉ネットワークの構築、「ボランティア」の確保・充実をすすめます。

テーマ2 安心して暮らせる地域づくり

地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、制度・分野ごとの「縦割り」や支え手・受け手という関係を超えて、地域をともに創っていく社会（地域共生社会）の実現に向けて、包括的な支援体制の構築に努めます。

テーマ3 顔の見える関係づくり

日常生活上の緊急時や災害時にできるだけ迅速な支援を行うため、日頃から支援が必要な方と顔の見える関係づくりをすすめる安心登録カード事業の継続・充実をすすめます。

テーマ4 支えあいの地域づくり

災害が発生した後、被災された市民の生活再建を支援するために関係機関と連携しながら立ち上げる災害ボランティアセンターの環境整備など、災害時における支援体制の構築をすすめます。

3 計画の施策体系

第4次活動計画では、第3次活動計画において未達成の施策を継承しながら、基本理念に基づく社会の実現を目指し、重点施策を定めています。

基本理念	取り組むべき テーマ	重点施策	具体的な活動目標		
誰もが自分らしく安心して暮らせる福祉のまちづくり（地域の力を結集した共生社会の構築を目指して）	心でつなぐ 地域づくり	地域における福 祉ネットワーク の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○地域交流の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ミニデイサービス事業、ふれあい・いきいきサロン事業、地域福祉まつり事業等の推進（地区社協） ○地域生活支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援協議会の設置・開催 ・助け合い活動の推進 ・生活支援コーディネーターのコーディネート業務の強化 		
			「ボランティ ア」の確保・充 実		<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア登録者数の増員 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターのコーディネート機能の強化 ・福祉教育の推進 ・ボランティア育成事業の推進（地区社協） ・ボランティア参加への環境整備 ・町会・自治会や民生委員・児童委員、PTA、老人クラブ、学生、企業、社会福祉法人などへの働きかけ
	安心して 暮らせる 地域づくり	包括的支援体制 の構築		<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉相談（地区社協）の充実 ○参加支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・就労準備支援事業（市委託事業）の推進 ・居住支援事業（住まいのサポート船橋）の推進 ○地域づくり支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・世代等を超えた交流の場の検討 ○日常生活自立支援事業の充実と法人後見事業の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ふなばし高齢者等権利擁護センター「ぱれっと」の充実 ・法人後見事業の検討 	
			顔の見える 関係づくり	安心登録カード 事業の継続・充 実	<ul style="list-style-type: none"> ・安心登録カード登録者に対する訪問や電話、ハガキによる見守り活動の推進 ・安心登録カードの有効活用の検討 ・安心登録カード事業の運用の適宜見直しと充実
			支えあいの 地域づくり	災害時における 支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンター運営の環境整備の推進 ・災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の実施



第 5 章

取り組むべき4つのテーマ

テーマ1 心でつなぐ地域づくり

(1) 【重点施策】地域における福祉ネットワークの構築

【現状と課題】

24地区コミュニティに設置している地区社協は、市社協の支部組織として地域住民の最も身近な場所で活動し、地域のボランティアや関係団体などの協力を得ながら、さまざまな事業を展開しており、高齢者の生きがいや健康づくり、世代を超えた仲間づくり、地域の居場所づくりなどの地域交流を推進しています。

また、24地区社協に配置している生活支援コーディネーターを中心として、住み慣れた地域で誰もができる限り自分らしく暮らし続けることができるよう、介護・予防・医療・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組み（*地域包括ケアシステム）の構築に向け、社会資源の掘り起こしや住民同士の助け合い活動を推進しています。

これらの取り組みを通じて、地域における「顔の見える関係」が築かれ、一人ひとりの「地域を見守る目」が増えることによって、さまざまな福祉課題の早期発見・共有・解決につなげることができます。このような地域の輪の広がりをさらにすすめていく必要があります。

しかしながら、少子・高齢化の進展、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみ世帯の増加、一人ひとりのライフスタイルの多様化等を背景に、地域における人と人とのつながりの希薄化がすすみ、社会的孤立の解消や地域の居場所づくりなどの問題が依然として課題となっています。

さらに、近年の東日本大震災や新型コロナウイルス感染症の流行を契機として、家族との絆や住民同士のつながりの大切さが改めて注目されており、住み慣れた地域で誰もが自分らしく安心して暮らせる福祉のまちづくり（地域づくり）をすすめるためには、「支える側」や「支えられる側」という枠組みを超えて、地域住民と社会福祉関係者等が連携・協働して地域の課題に取り組んでいくなど、地域における福祉ネットワークの強化がますます求められています。

コラム

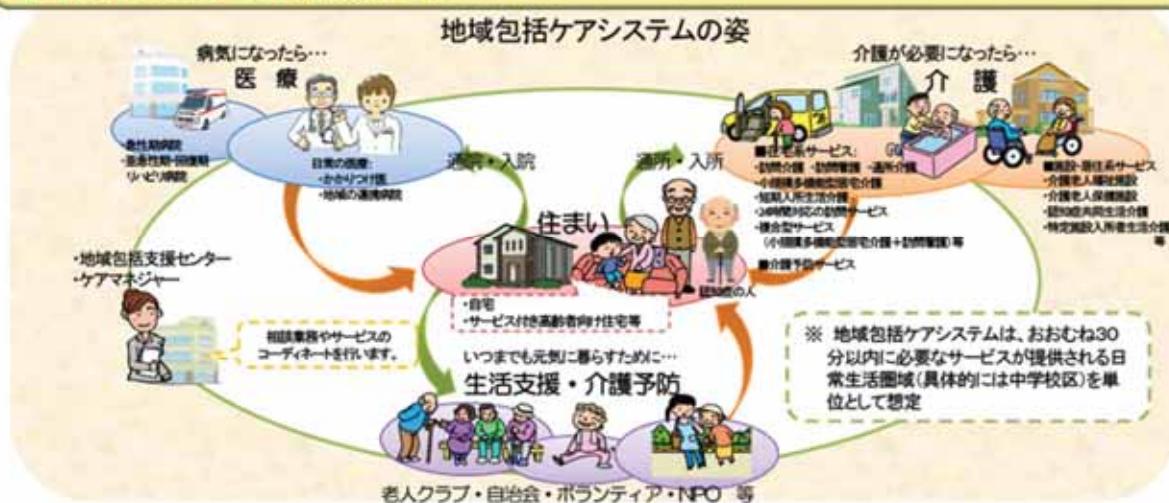
◇地域包括ケアシステムについて

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるサービス提供体制の仕組みのことで、昭和22年から昭和24年の第一次ベビーブームに生まれたいわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を目指して構築を実現しています。

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目指し、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。

地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。



(厚生労働省ホームページから引用)



具体的な活動目標：地域交流の推進

○ミニデイサービス事業、
ふれあい・いきいきサロン※事業、
地域福祉まつり事業等の推進（地区社協）

所 管 地域福祉推進課
実施主体 地区社協・市社協
対 象 住民

活動内容

高齢者の生きがいづくり、世代を超えた仲間づくり、地域の居場所づくりなどの地域交流の推進を目的とした以下の事業を継続・拡充します。

24 地区社協において、地域交流の推進を目的とした各事業を計画・実施します。市社協は、事業計画の相談や職員派遣などを通じて地区社協の後方支援を行います。

【ミニデイサービス事業】

自力で会場に来ることができるひとり暮らし、日中ひとりになる高齢者でひきこもりがちな人や介護保険認定外（自立判定者）の人を対象として、健康チェックや軽体操などを行うことにより、生きがいや健康づくりの場を提供します。



本中山地区 軽体操



三咲地区 工作

取組目標

年 度 内 容	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)
ミニデイサービス事業の実施	年12回以上	年12回以上	年12回以上	年12回以上	年12回以上

* サロン……………身近な場所で気軽に集まり、楽しくふれあいを深めて交流することができる活動の場

【ふれあい・いきいきサロン事業】

高齢者をはじめ地域の人たち誰もが自由に参加し、参加者自身が企画するレクリエーション（ゲームなど）を通じ、世代を超えた仲間づくりの場を提供します。



高根・金杉地区 脳トレ



夏見地区 朗読

取組目標

年 度 内 容 \	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)
ふれあい・いきいき サロン事業の実施	年12回 以上	年12回 以上	年12回 以上	年12回 以上	年12回 以上

【地域福祉まつり事業】

地域の人たちや関係機関・団体などとの交流を通じて、地区社協や地域福祉の大切さの啓発に努めるとともに、福祉への関心を高めることを目的とした事業を行います。



塚田地区 AED 体験



前原地区 手形作成

取組目標

年 度 内 容 \	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)
地域福祉まつり 事業の実施	年1回 以上	年1回 以上	年1回 以上	年1回 以上	年1回 以上

【子育てサロン事業】

子育てについての情報交換や相談をする場所が少ない親子を対象として、情報交換や育児相談、親子同士が交流できる場を提供します。



二宮・飯山満地区 リトミック



本町地区 ベビーマッサージ

取組目標

年 度 内 容	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)
子育てサロン事業の実施	年12回以上	年12回以上	年12回以上	年12回以上	年12回以上

【広報事業】

地域住民を対象として、「地区社協だより」の発行やホームページの更新などを通じ、地区社協事業や福祉活動に関する情報を提供します。



習志野台地区 社協だより



市社協 ホームページ

取組目標

年 度 内 容	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)
広報事業の実施	年1回以上 HP更新は適宜	年1回以上 HP更新は適宜	年1回以上 HP更新は適宜	年1回以上 HP更新は適宜	年1回以上 HP更新は適宜

5年後の展望

一人暮らしやひきこもりがちな高齢者も生きがいを持つことができ、世代を超えた仲間との交流、一人ひとりにとっての居場所が増えることで地域が活性化し、地域住民の誰もが孤独・孤立感を感じることなく健康的で自分らしい生活を送ることができる地域を目指します。



具体的な活動目標：地域生活支援の推進

○生活支援協議会の設置・開催

所 管 地域福祉推進課
実施主体 地区社協・市社協
対 象 関係機関・団体

活動内容

地域包括ケアシステムの構築のため、市内 24 地区社協に配置している生活支援コーディネーターを中心として、地域にある既存の会議体などを活用しながら、関係機関・団体（町会・自治会、ボランティア、地域包括支援センター※、医療関係者、民生委員・児童委員、老人クラブ、商店街、NPO 法人、社会福祉法人、民間企業など）が参画する協議体（＝生活支援協議会）を設置・運営します。協議体とは、地域内の関係機関・団体が参加し、多様な福祉課題を共有し、その解決に向けた連携・協働などを話し合う場のことであり、生活支援コーディネーターの活動を補完する役割も担います。

各地区の協議体（＝生活支援協議会）では、生活支援コーディネーターを中心に、関係機関・団体と協力し、地域内の公的な制度（フォーマルサービス）や非公的な支援（インフォーマルサービス）への働きかけを行い、連携・協働することにより資源開発や新たなサービスの創出などをすすめます。

取組目標

年 度 内 容	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)
生活支援協議会の設置・開催	年2回以上	年2回以上	年2回以上	年2回以上	年2回以上

5年後の展望

地域内の多様な福祉課題を地域の関係機関・団体で共有し、その解決に向けた連携・協働などを行うことで資源開発や新たなサービスが創出されるなど、お互いが支え合い・助け合うことのできる地域がつくられていることを目指します。

*地域包括支援センター …市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、地域で暮らす高齢者の介護や福祉、医療、健康、認知症のことなど、さまざまな面から総合的に支えるため、必要な援助を行う相談窓口

具体的な活動目標：地域生活支援の推進

○助け合い活動の推進

所 管 地域福祉推進課
実施主体 地区社協・市社協
対 象 たすけあいの会

活動内容

24 地区社協において、家事援助等の日常のちょっとした困りごとを地域住民同士で助け合う、地区社協型の「*たすけあいの会」を立ち上げるとともに、町会・自治会や老人クラブ、その他団体を母体とする独立型の「たすけあいの会」の立ち上げ支援を行います。また、地域住民の助け合い活動だけでは対応できない福祉ニーズに備え、企業等の生活支援サービスの把握をすすめます。

市社協は、助け合い活動を実践している団体のネットワークづくりや相互の情報交換等を目的とした「*たすけあいの会ネットワーク情報交換会」を開催します。

取組目標

年 度 内 容	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)
地区社協型のたすけあいの会の立上げ完了地区	18 地区	18 地区	19 地区	19 地区	20 地区
独立型のたすけあいの会の新規立ち上げ数	1 団体	1 团体	1 团体	1 团体	1 团体
たすけあいの会ネットワーク情報交換会の開催数	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回

5年後の展望

日常のちょっとした困りごとを地域住民同士で支え合い、地域住民の助け合い活動だけでは対応できない福祉ニーズについては企業等の生活支援サービスにつなぐなど、高齢者の生活支援サービスが充実した地域がつくられていることを目指します。

具体的な活動目標：地域生活支援の推進

○生活支援コーディネーターの
コーディネート業務の強化

所 管 地域福祉推進課
実施主体 市社協
対 象 生活支援コーディネーター

活動内容

市社協では、船橋市の委託事業として、平成27年から「生活支援体制づくり推進事業」を受託し、24地区社協に生活支援コーディネーターを配置しています。

生活支援コーディネーターは、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的として、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を担い、主な業務は、（1）地域における生活支援サービスの体制整備、（2）生活支援の担い手の発掘・育成、（3）困っている人を生活支援サービスにつなげるお手伝いなどです。

市社協では、行政と連携を図りながら、生活支援コーディネーターの資質向上と相互の情報交換、コーディネート業務のさらなる強化を目的として、「生活支援コーディネーター連絡調整会議」を開催し、事業を継続して推進します。

取組目標

年 度 内 容	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)
生活支援コーディネーター連絡調整会議の開催	月1回	月1回	月1回	月1回	月1回

5年後の展望

一人ひとりの生活支援コーディネーターの資質が向上し、地域における生活支援サービスの体制整備、生活支援の担い手の発掘・育成、困っている人を生活支援サービスにつなげることなどが、円滑にコーディネートできています。

また、相互の情報交換などを通じて、圏域を超える交流や共通課題解決に向けた取り組みが増え、それぞれの地域に合った生活支援体制整備がすすめられていることを目指します。

コラム

◇たすけあいの会って？

ゴミ出しや買い物、電球交換などの日常のちょっとした困りごと（＝生活支援サービス）を、地域住民同士で助け合う活動を行う団体のことです。

地区社協が主体で地域内のエリア全体を活動範囲とするもの（地区社協型）と、町会・自治会や老人クラブ、その他団体が主体となり一定のエリアを活動範囲とするもの（独立型）があり、「お互いさま」の気持ちのもとで、無償または有償などで困りごとを抱える方への支援などを行っており、市内全域での普及を目指しています。

【市内たすけあいの会数】（令和4年3月末現在）

所 属	団体数
地区社協関係	17 団体
町会・自治会関係	19 団体
老人クラブ関係	2 団体
ボランティアグループ関係	19 团体

【たすけあいの会の活動風景】



部屋の掃除



自転車修理



草取り



包丁研ぎ

コラム

◇たすけあいの会配分金について

船橋市が平成27年から定めている生活支援サービスの主なメニューの5項目、(1)傾聴・話し相手、(2)そうじ・片づけ、(3)ゴミ出し、(4)買い物、(5)食事づくりなどを行う「たすけあいの会」を対象として、その活動の充実や継続を目的として、歳末たすけあい募金※を原資とした配分金を交付しています。

所 属	配分額	事業開始年度
地区社協型たすけあいの会	10万円／1地区	平成7年～
独立型たすけあいの会	6万円／1団体	令和元年～

コラム

◇たすけあいの会ネットワーク情報交換会について

地域住民同士の助け合い活動を実施している地区社協型・独立型のたすけあいの会のネットワークづくりや情報交換等を目的とした会議です。

平成4年頃から各地域でたすけあいの会の発足が始まり、各団体から情報交換がしたい旨の要望を受けて、平成9年に開始した「地域在宅実践団体ネットワーク情報交換会」に端を発します。平成26年から「たすけあいの会ネットワーク情報交換会」に名称を改め、市社協が主催のもと年1回開催しています。



講演会



グループワーク

* 歳末たすけあい募金……共同募金運動の一つで関係機関や団体が協力して行う募金活動で、新たな年を迎える時期（歳末）に支援を必要とする人に対する見舞金のほか、地域で安心して暮らすために行われる様々な活動に分配されます

(2) 【重点施策】 「ボランティア」の確保・充実

【現状と課題】

地区社協は、地域住民の最も身近な場所で、高齢者の生きがいや健康づくり、世代を超えた仲間づくり、地域の居場所づくりなどの地域交流を推進する各種事業を行っていますが、その活動は地域のボランティアの皆さんによって支えられています。

また、市社協内に設置されている船橋市ボランティアセンターは、ボランティア活動に関する相談への対応、安心してボランティア活動をしていただくための登録事務、ボランティア活動を希望する人とボランティアを必要とする人とのコーディネートなどを行っていますが、登録されている個人ボランティアやボランティアグループは、地域福祉活動を支える大切な存在となっています。

しかしながら、少子・高齢化の進展や近年の新型コロナウィルス感染症の流行を契機として、ボランティア活動をする方の高齢化、若い世代や新たな担い手不足、コロナ禍において人と人との対面で交わる事業が制約を受ける中で、ボランティア活動の自粛やグループの解散を余儀なくされるなど、地域福祉の担い手であるボランティアの確保や充実には、さまざまな課題が浮かび上がっています。

第4次活動計画を策定するために行ったアンケート調査では、若い方々がボランティア活動に興味・関心をもっていただくための方法として、「広報を広く行う」、「教育の場で広める」、「若い人との交流の場をつくる」などの意見が多く出されおり、福祉教育※やボランティア参加への環境整備などの一層の推進が必要であると考えています。

さらに、幅広い方に地域でのボランティア活動に参加していただくためには、「顔の見える関係づくり」の中でボランティアを募る方法（いわゆる口コミ）に加えて、地域の関係機関・団体への積極的な働きかけを継続して行う必要があり、ボランティア活動に興味・関心をもった方が気軽にボランティア活動に取り組むことができるよう、コーディネート機能の強化やインターネットなどを活用した新たな仕組みづくりの構築などが求められています。

* 福祉教育……………市内の小・中・高・専門・大学や企業等に対して車いすや高齢者疑似体験セットを用いて当事者体験や講義を行い、福祉やボランティアへの関心を高める事業

具体的な活動目標：ボランティア登録者数の増員

○ボランティアセンターのコーディネート
機能の強化

所管 ボランティアセンター
実施主体 市社協
対象 住民

活動内容

ボランティアセンターにおいて、ボランティアをしたい人とボランティアを必要とする人とをつなぐコーディネート業務や、安心して活動ができるように各種保険の取り扱い、また、ボランティアの人材育成や継続した活動を支援する講習会や交流会を計画・実施します。ボランティア活動団体や受け入れ施設の把握ができるように、「ボランティアグループの募集」「施設ボランティアの募集」の冊子を作成し、広く周知を図ります。

また、ボランティア活動を無理なく生きがいをもって行っていただくために、地区社協をはじめ、市民活動サポートセンターや市民大学校、学校や各関係機関、行政等との連携をすすめます。

取組目標

年 度 内 容	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)
ボランティア 講習会	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
ボランティア 情報交換会	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回

5年後の展望

一人でも多くの方にボランティアの楽しさを知ってもらい、生きがいづくりの場を提供することで、ボランティアの増員や活性化につながることを目指します。

具体的な活動目標：ボランティア登録者数の増員

○福祉教育の推進

所管 ボランティアセンター
実施主体 地区社協・市社協
対象 住民

活動内容

地域住民との世代を超えた交流・学びを通して、子どもたちの健全な育成を図り、他者への理解を深め、「ともに学び、ともに生きる力」を育むことを目標に、学校、関係機関・団体と連携しながら福祉教育の取り組みをすすめます。

福祉教育の取り組みの一つとして市内小学4年生を対象に配布している福祉読本「やさしい気持ち」は、思いやりの気持ちに気づくきっかけづくりとして、各学校の総合学習(道徳)などの時間で活用されているため、今後もその活用を働きかけます。

また、学生を対象として、地区社協、関係機関・団体と連携を図りながら、高齢者疑似体験、車椅子体験、視覚障がい者体験などの体験学習を行います。

年度 内 容	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)
福祉読本の配布	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
体験学習の実施	年5校	年6校	年7校	年8校	年9校

5年後の展望

ノーマライゼーション※の実現、子どもたちが人間的に成長し、互いに支えあうことの素晴らしさを実感し、「ともに学び、ともに生きる力」の形成された地域がつくれられていることを目指します。

※ ノーマライゼーション…障がいのある人も障がいのない人も互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていく社会を目指すこと

具体的な活動目標：ボランティア登録者数の増員

○ボランティア育成事業の推進（地区社協）

所 管 地域福祉推進課
実施主体 地区社協・市社協
対 象 住民

活動内容

地域住民を対象として、地域福祉の担い手であるボランティアの育成や確保、新たな担い手の掘り起こしなどを目的としたボランティア育成事業をすすめます。

24 地区社協において、ボランティア活動に必要な心得や知識の習得、ボランティア活動を継続するための講習会や研修会などを計画・実施します。

市社協は、事業計画の相談や職員派遣などを通じて地区社協の後方支援を行います。



八木が谷地区 セミナー



葉円台地区 生け花教室

取組目標

年 度 内 容	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)
ボランティア育成事業の実施	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上

5年後の展望

地域福祉の担い手であるボランティアやその活動に対する理解がすすみ、お互いが支え合い・助け合うことのできる地域がつくられています。また、ボランティア活動を通じて世代を超えた仲間との交流が生まれ、参加者とボランティア相互の「顔の見える関係」がつくられていることを目指します。

具体的な活動目標：ボランティア登録者数の増員

○ボランティア参加への環境整備

所管	地域福祉推進課・ボランティアセンター
実施主体	地区社協・市社協
対象	住民

活動内容

地域福祉活動に関する分かりやすい情報を発信し、年齢・性別・立場などの垣根を越えたさまざまな主体が気軽にボランティア活動に参加することができるよう、ボランティア参加への環境整備をすすめます。

市社協・地区社協において、広報紙、ホームページ、SNS^{*}などを活用して、ボランティア活動の内容や参加方法などについて、分かりやすい情報発信を行います。

ボランティアセンターにおいて、ボランティア活動に関心をもっている方を対象とした「ボランティアスタート講座」、中学生を対象とした「*中学生ボランティア養成講座」、中学生から大学生までを対象とした「*地域に飛び出せ！！ふなばし夏のボランティア体験」をそれぞれ開催します。

市社協において、ボランティア活動に関心がある方が気軽に活動に参加できるよう、「活動者と活動先をつなぐ仕組みづくり」の構築を検討します。

取組目標

年度 内 容	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)
広報紙による情報発信（ふなばし福祉）	年3回	年3回	年3回	年3回	年3回
広報紙による情報発信（地区社協だより）	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上

* SNS ……………ソーシャルネットワーキングサービスの略称。インターネット上で簡単に投稿できたり、個人同士がつながれたりするサービスのこと

年 度 内 容 \	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)
ホームページ・SNSによる情報発信（市社協・地区社協）	週1回以上	週1回以上	週1回以上	週1回以上	週1回以上
ボランティアスタート講座の開催	年1回以上	年1回以上	年2回以上	年2回以上	年3回以上
中学生ボランティア養成講座の開催	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
地域に飛び出せ！！ふなばし夏のボランティア体験の開催	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
活動者と活動先をつなぐ仕組みづくりの構築	準備期間	試行期間	運用開始	運用開始	運用開始

5年後の展望

ボランティア活動の内容や参加方法を多くの方が簡単に入手することができるようになり、関心をもった方が気軽にボランティア活動に参加できる環境が整備されています。年齢・性別・立場などの垣根を越えたさまざまな主体が地域福祉活動に参加することで、お互いが支え合い・助け合うことのできる地域がつくられていることを目指します。



コラム

◇「中学生ボランティア養成講座」について

「中学生ボランティア養成講座」は、2日間で高齢者疑似体験、視覚障がい者体験、聴覚障がい者体験、災害ボランティア等の体験活動、また、高齢者や障がいのある方たちとの交流を通して、家庭や学校では得られない「出会い」や「発見」、「学び」を経験します。さまざまなボランティアがあることを学ぶことは、今後の人生において、ボランティアに参加するきっかけになります。この講座をきっかけに、人と協力する「楽しさ」や、他校の中学生やボランティアとの交流、意見交換などをとおして、自分とは異なる考え方の人の意見を聞いたり、自分の考えを伝える力や意識を高めたりすることを目指しています。



視覚障がい体験



手話教室

◇「地域に飛び出せ！！ふなばし夏のボランティア体験」について

「地域に飛び出せ！！ふなばし夏のボランティア体験」は、船橋市市民協働課と関係団体、市社協の共催事業です。中学生・高校生・専門学生・大学生が、夏休み期間中に地区社協や市民活動団体、福祉施設等でボランティア体験を行います。この体験をきっかけに若い人たちがボランティア活動に興味・関心をもってもらい、地域福祉を盛り上げることを目指しています。



マッチング会



ボランティア活動の説明

具体的な活動目標：ボランティア登録者数の増員

○町会・自治会や民生委員・児童委員、PTA、老人クラブ、学生、企業、社会福祉法人などへの働きかけ

所 管 地域福祉推進課
実施主体 市社協・地区社協
対 象 関係機関・団体

活動内容

ボランティア活動をはじめとする地域福祉活動への積極的な参画などについて、地域のさまざまな関係機関・団体に協力を働きかけます。

市社協・地区社協において、地域の関係機関・団体（町会・自治会や民生委員・児童委員、PTA、老人クラブ、市民大学、学生、企業、社会福祉法人など）に対し、ボランティア活動のPRや説明会をアウトリーチ^{*}で行うなどして、地域福祉活動への連携・協力を働きかけます。

取組目標

年 度 内 容 \	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)
町会・自治会（自連協）へのPR・説明会の実施（市社協）	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上
民生委員・児童委員（民児協）へのPR・説明会の実施（市社協）	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上
町会・自治会（地区連）へのPR・説明会の実施（地区社協）	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上
民生委員・児童委員（地区民児協）へのPR・説明会の実施（地区社協）	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上
PTAへのPR・説明会（市社協）	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上

* アウトリーチ……………積極的に対象者のいる場所に出向いて必要なサービスと情報を届けるよう行動すること

年 度 内 容	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)
老人クラブへのPR、説明会の実施（市社協）	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上
学生へのPR・説明会の実施（市社協）	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
市民大学へのPR・説明会の実施（市社協）	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
企業等へのPR・説明会の実施（市社協・地区社協）	1団体以上	1団体以上	1団体以上	1団体以上	1団体以上

5年後の展望

地域福祉の担い手であるボランティアやその活動に対する理解がすすみ、年齢や所属などの垣根を越えたさまざまな主体が地域福祉活動に参画し、お互いが支え合い・助け合うことのできる地域がつくられています。また、ボランティア活動を通じて多様な仲間との交流が生まれ、参加者とボランティア相互の「顔の見える関係」がつくられていることを目指します。



テーマ2 安心して暮らせる地域づくり

(1) 【重点施策】 包括的支援体制の構築

【現状と課題】

第3次活動計画では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を計画の重要な要素の一つとして捉えてきました。

市社協では、就労準備支援事業や居住支援事業、日常生活自立支援事業、世代の垣根を越えた地域で集う居場所づくり等を行ってきました。また、地区社協においては、身近な相談窓口として福祉相談窓口を開設し、地域住民から寄せられるさまざまな相談を適切な機関につなぎ、地域の関係機関や団体へのパイプ役を果たしてきました。

しかし近年では、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー等、既存制度のみで解決を図ることのできない制度の狭間にある問題や、複合化・複雑化した問題を抱える相談が増えています。このような社会問題の変化が生まれている中で、人々がさまざまな課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくよう、地域住民が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことができる「地域共生社会」の実現が求められています。さらに、この実現への新たな取り組みとして、「*重層的支援体制整備事業」が創設され、属性を問わない支援やより複雑化した問題の解決に向けた多機関協働が今後ますます求められています。

市社協では、既存事業の活動をとおしてさまざまな支援機関と連携してきましたが、今後は属性・世代を超えたより円滑な支援がますます必要となり、今までに取り組んできた居場所づくりや交流・参加機会のコーディネートなどについて、各事業を通じて積極的に推進していくことが求められます。また、重層的支援体制づくりの中で重要な役割を担うのがコミュニティーソーシャルワーカー(CSW)です。CSWは地域住民から寄せられた相談や問い合わせなどをきっかけに、必要な支援につなげたり、アウトリーチによる早急なニーズ把握を行い、地域の課題を共有する場を設け、支援方法や対策を地域ぐるみで検討していく役割を目指す存在です。

このような状況を踏まえ、まずは包括的な支援の第一歩として、属性・世代を問わずに相談者の話に耳を傾ける「ことわらない丁寧な相談支援」に努め、地域共生社会の実現に向けて、既存事業の継続・充実、新規事業の検討・立案等を船橋市と連携しながらすすめたいと考えます。

コラム

◇重層的支援体制整備事業って？

令和2年6月の社会福祉法改正により、市町村における既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、複合化・複雑化した地域生活課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、「I 相談支援」「II 参加支援」「III 地域づくりに向けた支援」の「3つの支援」を柱とする一体的な取り組みとして創設されました。

この事業は令和3年4月に創設され、これまでの福祉制度・政策と、人々の生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から表れる支援ニーズとの間にギャップが生じてきたことを背景としており、属性・世代を問わない相談・地域づくりの実施体制を目指しています。

船橋市では、この「重層的支援体制整備事業」を令和5年4月から実施することとしています。

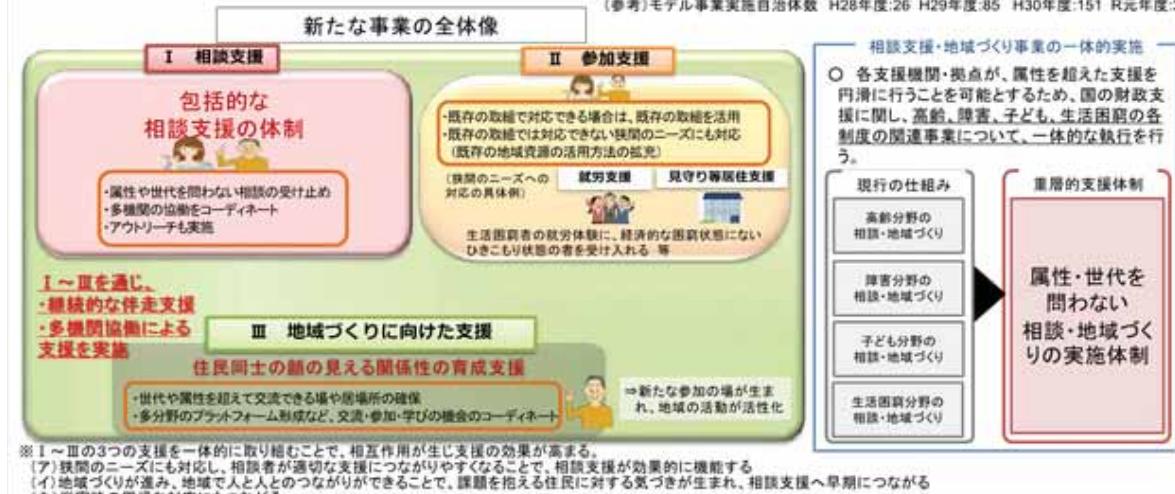
1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化^(※)する中、従来の支援体制では課題がある。
▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。
○新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付する。

[参考] モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208



(厚生労働省ホームページから引用)

具体的な活動目標：相談支援の推進

○福祉相談（地区社協）の充実

所 管 地域福祉推進課
実施主体 地区社協・市社協
対 象 住民

活動内容

24 地区社協では、地域の身近な困りごとを受け止める窓口として「福祉相談窓口」を設け、地域コーディネーター（事務局員）が中心となり、相談内容に応じて、市、地域の関係機関や団体へのパイプ役を果たしています。地域住民の身近な相談を受け、少しでも解決の糸口につながるよう、広報紙などによる福祉相談窓口の周知や相談援助に関わる研修などを行い、今後も継続して事業の充実を図ります。

取組目標

年 度 内 容	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)
福祉相談窓口の周知の実施（地区社協）	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上
地区社協事務局員等研修会の開催（市社協）	年2回以上	年2回以上	年2回以上	年2回以上	年2回以上

5年後の展望

地域の身近な相談窓口として「福祉相談窓口」の周知が図られ、地域住民の悩みや困りごとが関係機関につながることで解決に導かれていることを目指します。

具体的な活動目標：参加支援の推進

○就労準備支援事業（市委託事業）の推進

所 管 地域福祉推進課

実施主体 市社協

対 象 住民

活動内容

市社協では、船橋市の委託事業として、平成28年から生活困窮者自立支援事業における就労準備支援事業のうち、ボランティア活動のコーディネートを担っています。

さまざまな事情で、自宅にこもりがちになってしまった方などについて、就労準備支援事業を実施している「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」と連携を図り、将来的な就労に向けて、ボランティア活動に参加していただく機会を提供する事業です。

現在、古切手を活用した作品づくりや軽作業のほか、24地区社協の事業にボランティアとして参加し、地域の方との交流の機会をもつ活動などを行っています。

今後はボランティア活動を受け入れていただける企業等を開拓し、社会参加として活動できる場のさらなる充実に努めます。

年 度 内 容	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)
ボランティア活動受け入れ提携企業等の開拓	1団体 (新規)	1団体 (新規)	1団体 (新規)	1団体 (新規)	1団体 (新規)

5年後の展望

さまざまなボランティア受け入れ提携先が増え、就労支援を必要とする人の参加支援の選択肢の幅が増え、就労に向けた活動につながっていることを目指します。

具体的な活動目標：参加支援の推進

○居住支援事業（住まいるサポート船橋※）
の推進

所管　日常生活支援課
実施主体　市社協
対象　住民

活動内容

社会情勢の変化による低額所得者や高齢者世帯など、住宅を確保することに特に配慮が必要な方（住宅確保要配慮者：高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯、外国人、低所得者、被災者等）の増加が社会問題となり、地域包括ケアシステムの中で「住まい」として位置づけ、住宅確保要配慮者の住環境の整備が求められるようになりました。

船橋市では平成26年度に船橋市地域包括ケアシステム推進本部の中で「住まい」部会を立ち上げ、住宅の質、量、住み替えの3つを課題として議論を重ね、平成28年度に「船橋市居住支援協議会設立準備会」を設置して住宅確保に必要な諸問題について協議してきました。平成29年5月、船橋市、市社協、市内不動産店ほか関係機関を委員として構成する「*船橋市居住支援協議会」を設立し、市社協はその事務局を担い、また、相談窓口である「*住まいるサポート船橋」を開設しています。「住まいるサポート船橋」では、主に民間賃貸物件への入居を希望する単身高齢者世帯や高齢者のみ世帯の方を対象に、自分自身で物件を探すことが困難であったり、何らかの理由で入居を断られてしまうような場合に住まいに関する相談を受け、協力不動産店を通じた賃貸物件情報の提供、物件への同行支援などを行うほか、居住支援サービスの提供を行っています。

今後、住宅確保に支援が必要な住宅確保要配慮者は増加していくことが見込まれるため、地域の関係機関、団体、民生委員・児童委員との連携を図りながら、協力不動産店の確保、また強化に努めます。

取組目標

年　度 内　容	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)
協力不動産店の開拓	1社 (新規)	1社 (新規)	1社 (新規)	1社 (新規)	1社 (新規)
物件成約数	30件	32件	34件	36件	38件

* 住まいるサポート船橋…船橋市居住支援協議会の相談窓口。住まいの確保が困難な65歳以上の一人暮らしの高齢者等に民間賃貸物件の情報提供等の支援を行う

5年後の展望

「住まいのサポート船橋」をとおして、住宅確保要配慮者の方々も住み慣れた地域で安心した生活を送ることができる体制がつくられています。また、地域や関係機関、支援者との連携をすすめ、見守りや社会参加の道を広げていくことで、相談者が孤立しない生活を送ることができることを目指します。

コラム

◇船橋市居住支援協議会と住まいのサポート船橋

船橋市居住支援協議会では、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居の円滑化に向け、さまざまな施策を検討し、実施するほか、住まいに関する講演会などを実施しています。

市社協では、住宅確保要配慮者に対する居住に関する支援を行う居住支援事業として、住居確保の相談窓口「住まいのサポート船橋」を開設し、住宅確保要配慮者に寄り添い、賃貸物件を探す際の不安を少しでも軽減し、安心して転居後の生活ができるよう、物件情報の提供などの支援を行います。相談者のご要望や、不動産店、大家さんのご要望に合わせて、状況に応じて居住支援サービスの利用や他機関との連携を図っています。

○主な居住支援サービス

・賃貸物件情報提供サービス

新たに賃貸物件を探している方に、民間賃貸物件の情報提供を行います。

※希望に合う物件が見つけられない場合もあります。

・同行支援サービス

物件の内覧や賃貸借契約時に一人で説明を受けるのが不安な人に対して、相談員が同行いたします。

・緊急通報・見守りサービス

船橋市（高齢者福祉課）に申込みをし、緊急通報装置の貸出を受け、緊急時に警備員による駆けつけや、救急車の出動要請を行います。また、センサーによる24時間体制の見守りを行います。

・安心登録カードの登録

具体的な活動目標：地域づくり支援の推進

○世代を超えた交流の場の検討

所 管 地域福祉推進課
実施主体 市社協
対 象 住民

活動内容

地域共生社会の構築の中で、介護や障がいなどの属性や世代、また、支える側と支えられる側の枠を超えて、支援を必要としている人が地域社会から孤立することを防ぎ、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する「地域づくり」が求められています。

市社協では、平成18年から地域住民の誰もが集える場として「お休み処」を運営してきましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により令和3年3月に事業を休止せざるを得なくなりました。「地域づくり」の一環として、「お休み処」事業の再開・発展も含め、世代を超えた交流の場について検討したいと考えています。

例えば、近年その活動が注目されている中に「こども食堂」があります。

こども食堂は、東京の八百屋さんがご飯を満足に食べていない子どもに食事を提供するため、経営する八百屋の一角に食事ができるスペースを作ったことがきっかけで始まったそうです。今では地域住民や自治体が主体となり、無料もしくは低料金で貧困や孤食の子どもたちに食事を提供するものとして全国に広がっています。きっかけとなった八百屋の店主は、子どもが気軽にに入る場所でもあり、大人も利用できるような場所という意味を込めて「こども食堂」と名付けたとされており、最近では子どもたちへの食事の提供の場としてだけでなく、地域住民のコミュニケーションの場として、地域の誰もが利用できる「地域食堂」として位置づけられているものも多いようです。

市社協では、このような「地域食堂」への関わり方なども含め、誰もが集える交流の場についてどのような活動ができるのか検討していきます。



具体的な活動目標：日常生活自立支援事業の充実と法人後見事業の検討

○ふなばし高齢者等権利擁護センター
「ぱれっと」の充実

所 管 権利擁護センター
実施主体 市社協
対 象 住民

活動内容

ふなばし高齢者等権利擁護センター「ぱれっと」（以下「ぱれっと」）では、日常生活自立支援事業（千葉県社会福祉協議会受託事業）を実施しています。日常生活自立支援事業とは、判断能力が十分でないために適切なサービスの提供を受けられない方々（おおむね65歳以上の方・障がいのある方で契約能力のある方）に対して、以下の3つのサービスを契約に基づいて提供し、自立した地域生活が送れるように支援しています。

- ・ 福祉サービス利用援助（福祉施設や在宅福祉サービスに関する情報提供、助言、利用手続き、郵便物の確認など）
- ・ 財産管理サービス（日常的な生活費に要する預貯金の出し入れ代行、公共料金の支払い代行など）
- ・ 財産保全サービス（預貯金通帳や保険証書、実印などの保管）

今後は、ぱれっとの事業・事例紹介を主な内容とした出前講座を積極的に実施して周知活動に努めることで利用促進を図るほか、広報活動にも取り組み、日常生活自立支援事業の担い手である生活支援員の確保に努めていきます。

年 度 内 容	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)
出前講座の実施	年2回以上	年2回以上	年3回以上	年3回以上	年4回以上
広報紙による情報発信（ふなばし福祉等）	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上

5年後の展望

日常生活自立支援事業の周知と利用促進が図られ、支援を必要とする方が地域の中で孤立することなく、自分らしく生活を送ることを目指します。

具体的な活動目標：日常生活自立支援事業の充実と法人後見事業の検討

○法人後見事業の検討

所 管 権利擁護センター
実施主体 市社協
対 象 住民

活動内容

第3次活動計画でも検討課題として挙げていた法人後見事業については、定款の改正など制度面での整備をすすめました。

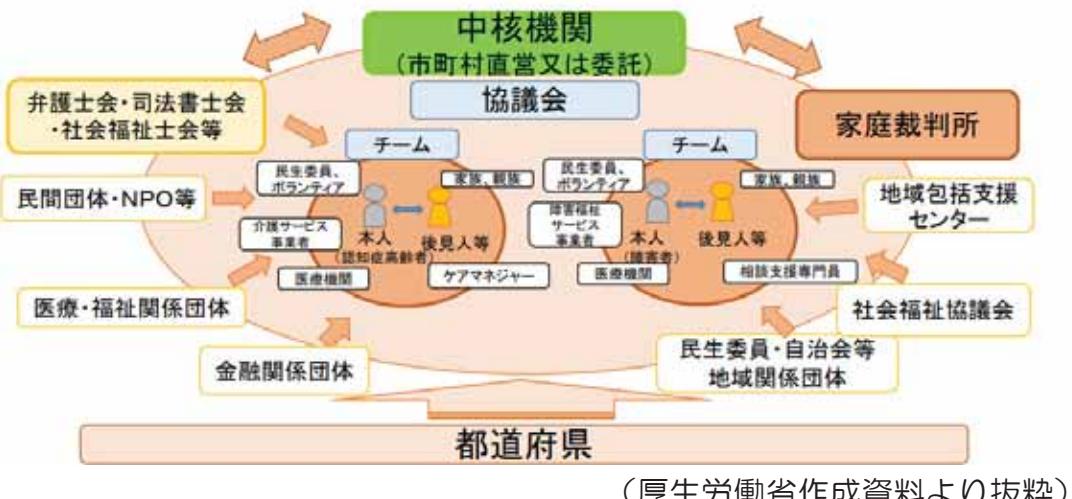
今後は、日常生活自立支援事業を利用する方の中で成年後見制度への移行が必要となつた方について、市社協が法人として後見人となれるよう準備をすすめていきます。そのためにはまず日常生活自立支援事業を充実させる必要があるため、*中核機関である船橋市とも連携しながら検討を行っていきます。

コラム

◇中核機関

中核機関とは、全国どこに住んでいても権利擁護支援が届くような体制を整えるとの観点から、各地域における司法・医療・福祉を含めた地域連携ネットワークの「中核となる機関」として整備をすすめている機関であり、地域連携ネットワークが地域における4つの権利擁護機能（広報、相談、制度利用促進（受任者調整（マッチング）、担い手の育成・活動促進）、後見人支援）を果たすように主導する役割を担うとともに、専門職による専門的助言等の支援の確保や協議会の事務局機能も担います。

船橋市では、令和4年4月に地域包括ケア推進課内に「中核機関」が設置されました。



テーマ3　顔の見える関係づくり

(1) 【重点施策】安心登録カード事業の継続・充実

【現状と課題】

いつ、どこで起きてもおかしくない災害にいかに備えるか、柔軟で実効性の高い支援体制をどうつくりあげるかが近年大きな課題となっています。災害は、高齢者、障がい者、子どもなど、いわゆる災害弱者に大きな被害をもたらします。災害の規模が大きくなればなるほど、地域における相互の助け合いが必要不可欠であり、支援を必要とする人たちの避難等が円滑にすすめられていくためには、平時から災害時へと一貫性のある活動が重要であると考えています。日常生活上の緊急時や災害時にできるだけ迅速な支援を行うためには、日頃から災害弱者と呼ばれる方々と地域の人たちがふれあう場、顔と顔を合わせる関係づくりをすすめることが求められます。

*安心登録カード事業は、日頃の見守り活動（定期的な訪問や電話、年2回の見守りハガキの送付など）を通じて、緊急時にかかりつけ医療機関に搬送される際の手助けとするほか、災害発生時に避難支援を迅速に受けることができるようすることを目的とし、平成21年1月に市社協・自連協・民児協の三者の連携により開始された事業です。平成24年からは、船橋市の災害時要援護者支援事業（現在は*避難行動要支援者支援事業）と連携しています。

日頃から支援を必要とする人たちの生活状況などを同じ地域の人たちが把握していくことは、かつての地域社会の中に見られた「向こう三軒両隣」の関係性のように、緊急時や災害時の支援に間違いなくつながっていくと考えています。

しかし、「電話de詐欺」などの高齢者の詐欺被害の急増、新型コロナウィルス感染症の流行を契機として、電話や自宅への訪問など従来の方法による見守り活動に一定の制約を受けることもあり、時代の変化や社会情勢に合わせて、臨機応変に安心登録カード事業の運用の適宜見直しや充実を図ることが求められています。

具体的な活動目標

○安心登録カード登録者に対する訪問や電話、ハガキによる見守り活動の推進

所管 地域福祉推進課
実施主体 地区社協・市社協
対象 安心登録カード登録者

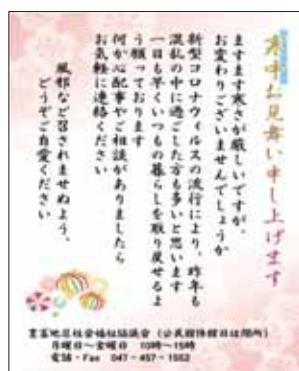
活動内容

安心登録カード事業では緊急時や災害時に備えた「顔の見える関係」づくりを目的として、町会・自治会、民生委員・児童委員、ボランティアなどの協力を得ながら、安心登録カード登録者に対する訪問や電話、ハガキによる日常の見守り活動を行っています。

引き続き、事業を継続し、見守り活動をすすめていきます。



電話見守り



見守りハガキ



取組目標

年 度 内 容	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)
訪問・電話による見守り活動の実施	16地区 年14,000回	18地区 年16,000回	20地区 年18,000回	22地区 年20,000回	24地区 年22,000回
ハガキによる見守り活動の実施	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回

5年後の展望

日常の見守り活動を通じて、緊急時や災害時に備えた「顔の見える関係」がつくれられていることを目指します。

コラム

◇安心登録カード事業について

65歳以上のひとり暮らし高齢者や障がい者などを対象に、本人の任意により、緊急連絡先や持病などの情報を登録し、登録した情報を地域や関係機関・団体と共有することで、訪問や電話、ハガキによる日常の見守り活動に活用するほか、緊急時や災害時の安否確認などに役立てられます。

市社協及び地区社協が実施主体となり、町会・自治会、民生委員・児童委員、ボランティア（協力員）などの協力を得ながら事業をすすめています。



【安心登録カード登録者数】

年 度	内 容	合 計	内 訳	
			男 性 (人)	女 性 (人)
平成 24 年度 (2012 年度)		7,100	2,706	4,394
平成 25 年度 (2013 年度)		15,542	6,151	9,391
平成 26 年度 (2014 年度)		17,513	6,872	10,641
平成 27 年度 (2015 年度)		18,111	7,061	11,050
平成 28 年度 (2016 年度)		18,386	7,091	11,295
平成 29 年度 (2017 年度)		19,521	7,485	12,036
平成 30 年度 (2018 年度)		19,822	7,578	12,244
令和 元 年度 (2019 年度)		19,602	7,454	12,148
令和 2 年度 (2020 年度)		19,115	7,184	11,931
令和 3 年度 (2021 年度)		19,567	7,397	12,170

コラム

◇避難行動要支援者支援事業との連携について

平成24年より船橋市の「災害時要援護者避難支援事業」（現：避難行動要支援者支援事業）との連携を開始し、避難行動要支援者であることを地域に情報提供することに本人が同意した場合は、安心登録カードへの登録促しを行ってきました。令和3年からは、市が避難行動要支援者に発送する情報提供に関する同意・不同意確認書に同意した場合は、安心登録カードへの登録申し込みにより、日頃の見守り活動にも同意したという運用に変更となりました。



災害時避難行動要支援者支援事業
のパンフレット



避難行動要支援者に発送する情報提供に関する同意・不同意確認書と一体化した
安心登録カード申込書(右面)

【避難行動要支援者】

災害が発生したとき、または災害が発生する恐れがあるときに、自ら避難することが困難な要配慮者であって、円滑・迅速な避難のために特に支援が必要な人のことで、具体的な対象者は以下のとおりです。

- ① 65歳以上の高齢者のみ世帯で介護保険における要介護認定（要支援1～2、要介護1～2）を受けている方
 - ② 要介護認定3以上を受けている方
 - ③ 1・2級身体障害者手帳所持者 ※ただし、免疫障害者を除く
 - ④ 療育手帳A判定所持者
 - ⑤ 1級精神保健福祉手帳所持者
 - ⑥ 指定難病患者のうち筋萎縮性側索硬化症患者、24時間人工呼吸器装着者
 - ⑦ 小児慢性特定疾病児童等のうち24時間人工呼吸器装着者
 - ⑧ その他市長が認めた者
- ⇒①から⑦に該当しないが相応の支援が必要と認められる方

具体的な活動目標

○安心登録カードの有効活用の検討

所 管 地域福祉推進課
実施主体 地区社協・市社協
対 象 安心登録カード登録者

活動内容

安心登録カード登録者の福祉ニーズに対する地域の関係者（町会・自治会、民生委員・児童委員）や相談機関（地域包括支援センター、在宅介護支援センター※、「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」、市担当課など）へのつなぎ、異変を感じたときの救援・支援、安否確認訓練での名簿の活用、携帯用カードの活用など、安心登録カードの有効活用をすすめます。

○安心登録カード事業の運用の適宜見直しと充実

所 管 地域福祉推進課
実施主体 地区社協・市社協
対 象 市社協・自連協
民児協、行政

活動内容

安心登録カード事業について、市社協・自連協・民児協の三者、行政などと連携を図りながら、運用の適宜見直しと充実を図ります。

必要に応じて、市社協・自連協・民児協、行政などを構成員とした会議を開催します。



* 在宅介護支援センター…在宅の要援護高齢者やその家族などを対象に、身近なところで必要な情報を探して支援する一方、その家族の負担を軽くするため、在宅介護や生活上の悩みなどに関する総合的な相談に応じる、地域包括支援センターとの協働機関

コラム

◇安心登録カードの活用事例

事例1

新聞配達員より、新聞が溜まっていることを心配して市へ連絡が入る。

市から地区社協へ安心登録カードの登録の有無を確認したところ、登録者であったため、緊急連絡先である親族に電話連絡をして安否確認をした。

幸い、事故などに巻き込まれたわけではなく入院中であることが分かり、退院後も継続的に見守り活動が行われた。

事例2

介護事業者より、昨日配達されたお弁当が自宅のドアノブにぶら下がったままになっていると市へ連絡が入る。

地区社協に安心登録カードの登録の有無を確認したところ、登録済みであったため、地区社協から親族へ連絡するとともに、地区の民生委員・児童委員、担当ケアマネジャー、マンション管理会社、警察へ連絡した。

親族了承のもと、家の中を確認したところ、登録者は死亡していた。安心登録カードに登録していたことから、すみやかに親族に連絡することができ、早期発見につながった。

事例3

民生委員・児童委員のところへ安心登録カードの登録者から、具合が悪いと連絡が入る。

民生委員・児童委員が登録者の自宅を訪問し、安心登録カードの筒を冷蔵庫に入れていると以前から聞いていたため、カードを確認して家族に連絡するとともに、救急車を呼びかかりつけ医に搬送することができた。

事例4

東日本大震災発生時において、安心登録カード登録者に対し、町会・自治会、民生委員・児童委員が安否確認を行った。

地区により確認者や確認数はさまざまであったが、迅速な対応により、登録者が怪我をしていないことを確認することができた。

登録者からは、安否確認してもらい安心することができたとの声が多く集まった。

テーマ4 支えあいの地域づくり

(1) 【重点施策】災害時における支援体制の構築

【現状と課題】

令和4年1月、政府の地震調査委員会は、国内で可能性のある地震の最新の発生確率を公表し、南海トラフで今後40年以内にマグニチュード8～9程度の地震が発生する確率を、前年の「80～90%」から「90%程度」に引き上げました。また、近年の気候変動による台風の大型化、線状降水帯による記録的な大雨など、私たちの身近で大規模な災害がいつ起こっても不思議ではありません。

地震等が発災した際に被害を最小限にすることが一番ですが、被災者が被災した後の生活を再建することも大切です。市社協では、大規模災害が起こった際に被災された住民の生活再建を支援するために、関係機関と連携しながら災害ボランティアセンターを立ち上げます。

災害ボランティア活動は平成7年の阪神・淡路大震災を契機に本格化したとされ、平成23年の東日本大震災では、日本だけではなく世界中から多くのボランティアが集まり活動しました。

災害ボランティアセンターでは、家の片づけ、がれきの運搬などの被災者のニーズの把握、片づけなどを行うボランティアの受け入れ、資材の貸し出しなどを行います。

これまで災害ボランティアセンターを開設したことがない船橋市において、災害ボランティアセンターを運営していくうえでのノウハウを蓄積することは喫緊の課題となっています。さらに、大規模な災害では、災害ボランティアセンターは長期間にわたって活動することが想定されるため、半年、1年にわたる活動を継続的に行っていく体制づくりも考えていかなくてはなりません。

また、災害ボランティアセンターは市社協が中心となって設置・運営しますが、船橋市や関係する機関・団体との協力・連携は不可欠であり、日頃から協力体制を構築していくことが求められています。

具体的な活動目標

○災害ボランティアセンター運営の環境整備の推進

所管 ボランティアセンター
実施主体 市社協・地区社協
対象 住民

活動内容

地震などの災害により市内が甚大な被害を受け、互助や共助など住民同士の助け合い活動などのみでは「自立した生活」を送ることが困難と判断した場合に、船橋市、千葉県社会福祉協議会、関係機関・団体と連携しながら「船橋市災害ボランティアセンター（以下、「災害VC」）」を立ち上げ（船橋市総合教育センターに設置）、市内外のボランティアなどの支援・協力を得ながら住民の生活再建を支援します。

現在市社協では、船橋SLネットワーク、NPO法人千葉レスキューサポートバイク（船橋）と災害VCの運営等についての協定を締結しています。災害VCの運営にあたっては、災害の内容や程度によりますが、スコップや運搬用一輪車等のさまざまな資材の確保や携帯電話のリースなど、ハード面での備えが必要不可欠です。市社協では必要に応じて災害関係物資の充実を図っていますが、財源と保管場所など課題も多くあります。そうしたことから、発災時に資材等の提供をしていただける企業等との協力関係を構築していくことは非常に重要なことであり、将来の災害に備え、提携していただける企業等の開拓をすすめています。

また、被災者とボランティアをマッチングさせる業務や災害VCの運営全般にかかる業務をシステム化することにより、利便性の向上と効率化が図られるため、災害VCのデジタル化を検討していきます。

取組目標

年 度 内 容	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)
提携企業等の開拓	年1団体 以 上				

5年後の展望

災害時に備え、災害VCへの協力をしてくれる企業、団体などと協定を結ぶことにより、資材等を安定的に提供することができ、より早い復旧、復興につながることができます。また、災害VC運営のデジタル化を図り、被災者とボランティアの利便性が向上し、スムーズな運営が行えていることを目指します。

具体的な活動目標

○災害ボランティアセンター
立ち上げ訓練の実施

所 管 ボランティアセンター
実施主体 市社協・地区社協
対 象 住民

活動内容

災害に関する知識を深め、「災害 VC」の活動について広く住民に周知すること、災害 VC の立ち上げ・運営を組織的かつ効率的に行うことなどを目的に、立ち上げ訓練を行い、災害 VC の運営方法や役割、関係機関・団体との調整・連携などの確認を行います。

コロナ禍における感染症対策を考慮した運営、例えばマッチングシステムを活用した事前登録や、携帯のQRコードを利用したオリエンテーションなど、時勢に合わせた訓練方法を検証しながら実施します。



立ち上げ訓練での講話



立ち上げ訓練

取組目標

年 度 内 容	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)
訓練の実施（市社協職員のみ、関係機関との合同訓練）	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上

5年後の展望

従来の対面・アナログ式から転換し、マッチングシステム等の導入により、感染対策を図りつつ、ボランティア、被災者双方の利便性が向上し、効率的な訓練が行えていることを目指します。



第6章

船橋市社会福祉協議会の取り組み

1 船橋市社会福祉協議会とは

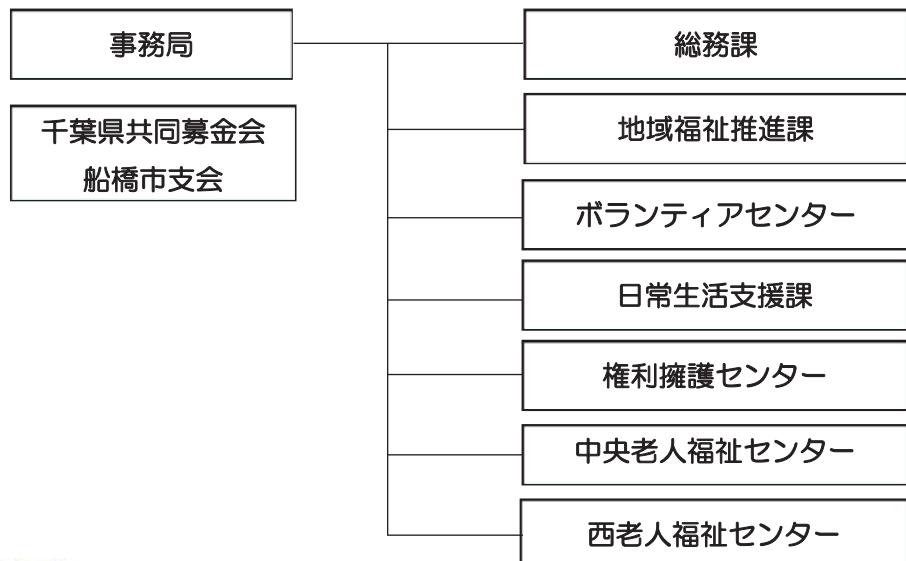
社会福祉協議会は、昭和26年3月に公布された社会福祉事業法第74条に基づき、全国・都道府県・市区町村に設置されました（社会福祉事業法は平成12年6月に改正され、現在は社会福祉法第109条となっています）。

地域住民の福祉の増進と安心して暮らせるコミュニティづくりを目的として、行政や地域住民、関係機関・団体などと連携しながら、福祉の諸問題を計画的、共同的に解決しようとする公共性、公益性の高い民間の非営利団体です。

市社協では、「誰もが自分らしく安心して暮らせるまちづくり」をすすめるため、支部である24地区社協とともに地域の皆さんと連携しながらさまざまな地域福祉活動を実施しています。

- 設立：昭和26年12月1日
- 法人認可：昭和41年8月31日
- 組織：理事12名 評議員13名 監事3名

【組織図】



船橋市社会福祉協議会マスコットキャラクター ふくしろう

大きな瞳でいつもたくさんの人を見つめ、みんなを幸せにしたいという温かい心をもっています。

2 船橋市社会福祉協議会 各課の事業紹介

(1) 総務課

総務課では、法人の組織運営のほか、活動財源の確保のため、会費や募金活動に努めています。

【会費】

町会・自治会や市内団体や事業者の協力を得て、賛助会費・法人会費・団体会費・特別会費をいただき、事業運営に活用しています。

【広報】

ホームページの管理、年に3回『ふなばし福祉』を発行し、市社協・地区社協のPRや活動の周知を行っています。

【共同募金事業】

毎年10月1日から3月31日まで赤い羽根共同募金運動を、12月1日から12月31日まで歳末たすけあい募金運動を実施し、地域に存在する生活課題や地域課題を解決するため、多くの方にご協力いただき、活動の財源としています。

【自動販売機事業】

市内に設置している自動販売機の売り上げの一部をいただき、自主財源の確保に努めています。

【中央、西老人福祉センターの運営管理】

船橋市から指定管理委託を受け、高齢者の生きがいや健康づくり及び教養の向上が図れるよう、各種相談活動やサークル活動、クラブ活動を行っています。

【福祉大会】

5年に一度開催し、地域共生社会の実現のため、次の大会までに取り組むことの宣言やこの5年間の間に社会福祉の向上に功績のあった方々へ表彰状と感謝状を贈呈します。



船橋アリーナでの募金活動



5年に1度の福祉大会

(2) 地域福祉推進課

地域福祉推進課では、主に地区社協の支援を行い、地区社協とともに地域福祉の推進に努めています。

【地区社協のサポート】

地区社協では、町会・自治会、民生委員・児童委員、各種団体など皆さまのご協力をいただきながら、高齢者や障がいのある方などの見守り活動や、ミニデイサービスなど地域に密着した事業を展開しており、市社協では各種事業運営のサポートをしています。

【福祉リフトカー（リフトラウンド号）運行事業】

船橋市から委託を受け、在宅で生活する重度身体障がい者や寝たきり高齢者などの通院、行政手続きでの外出の際、移動用ベッドや車椅子のまま利用できるリフト付きワゴン車を運行し、外出支援をしています。

【子どもの遊び場遊具の安全管理】

市内にある公園の遊具を管理し、子どもたちが安心安全に遊べる環境を提供しています。

【共同募金配分事業】

集まった赤い羽根共同募金と歳末たすけあい募金をさまざまな事業や、要保護・準要保護世帯、福祉施設や福祉活動を行う団体などへ助成し、地域福祉の向上に努めています。

【生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業（ボランティア活動））】

船橋市から委託を受け、一般企業等での就労が難しい方にボランティアを紹介し、活動をとおして、社会的な知識及び能力の向上の支援を行っています。

【交通遺児家庭への支援】

千葉県社会福祉協議会が陸上の交通事故などで親を失った18歳未満の遺児の世帯に激励のための見舞金などを支給するため、船橋市社協では受付窓口を担っています。

【お休み処】

市社協の自主事業のひとつで、地域に住む高齢者や障がいのある人、子育てしている方など誰でも集まり、交流できる場所です（現在休止中）。



福祉リフトカー



共同募金の助成先



就労準備支援の切手仕分け

(3) ボランティアセンター

ボランティアセンターでは、福祉分野のボランティアに関する相談やコーディネートを行いながら、福祉教育や講座を通して、福祉の心を育んでいます。

【ボランティアコーディネート業務】

ボランティアについての相談や、ボランティアを行いたい方とボランティアをしてもらいたい方をつなぐほか、ボランティア保険の登録や活動先の周知を図っています。

【小中学校等への福祉教育】

市内小中学校へ車椅子の使用や高齢者疑似体験、視覚障がい者体験の指導を行い、教育をとおして、福祉の心を育んでいます。

【福祉読本「やさしい気持ち」の作成、配布】

船橋市から補助を受け、小学4年生向けに福祉読本「やさしい気持ち」を作成し、総合学習（道徳）の時間などに活用してもらっています。

【車椅子の貸し出し】

骨折等一時的に車椅子が必要になった方や高齢者など最長2か月を限度として1日70円で貸し出しています。

【中学生ボランティア養成講座の開催】

市内中学生を対象に2日間の講座を通して、ボランティアを学んでもらいます。視覚障がい者体験や手話講座、ボランティア講座、福祉施設見学、災害ボランティア講座などさまざまな講師が教えてくれます。

【中高生、大学生、専門学生を対象にした

「地域に飛び出せ!!ふなばし夏のボランティア体験」の共催】

船橋市が主催する、学生の夏休み期間を活用したボランティア体験です。市内の住民活動団体のほか、福祉施設や地区社協も協力し、学生のためにさまざまなボランティア体験メニューを用意しています。

【おもちゃの図書館の運営充実】

障がいのある就学前の子どもたちへおもちゃの貸し出し・遊び場の提供を行う「おもちゃの図書館」の運営ができるようサポートしています。さまざまな

おもちゃに接し、発達段階に応じたおもちゃを貸し出すことにより楽しく遊びながら知能の発達や運動機能回復訓練に役立てるとともに、親同士の交流の場とする目的で昭和59年に市社協によって設置されました。現在は船橋市東おもちゃの図書館・船橋市西おもちゃの図書館の2館でそれぞれボランティアグループの協力を得て運営されています。

【古切手回収事業、不要入れ歯回収事業】

使用済みの切手や不要になった入れ歯を回収してリサイクルしています。リサイクルによって得た収益は地域福祉に還元しています。

【フードドライブ事業】

フードドライブとは、家庭で余っている食品を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクへ寄付する活動です。

市社協では、集めた食品を「フードバンクふなばし」を経由して必要な対象者に届けています。



おもちゃの図書館



福祉読本



車椅子



フードドライブ

(4) 日常生活支援課

日常生活支援課では、お金や住むところに困っている方の相談に乗り、自立した生活が送ることができるように支援しています。

【貸付事業】

貸付制度における市社協の役割は、相談者の問題に対し、丁寧に寄り添った支援を行うことです。多様化かつ複雑化された問題を紐解き、必要に応じて他制度や生活困窮者自立生活支援制度に基づいた支援と合わせて支援を行います。

貸付制度をとおして、その世帯の抱えている問題に一つ一つ向き合い、世帯の安定、自立に向けて寄り添います。

また、担当職員間のコミュニケーションを心がけ、相談状況の把握、課題の共有を行います。比較的所得の少ない世帯・障がい者世帯・高齢者世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るための貸付を行っています。

生活福祉資金とは、所得の比較的少ない世帯や高齢者世帯、障がい者世帯の生活を経済的に支え、在宅福祉及び社会参加の促進を目的に、都道府県社会福祉協議会を実施主体として、市区町村社会福祉協議会が相談窓口となり行う国の制度です。資金の貸付による経済的な援助にあわせて、地域の民生委員が資金を借り受けた世帯の相談支援を行う制度です。

平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援制度に伴って、生活福祉資金においても、より効果的に低所得世帯等の自立支援を図るために、生活困窮者自立支援制度と連携した貸付を行うこととして、その見直しが行われました。総合支援資金と緊急小口資金の貸付にあたっては、就労支援をはじめ包括的な支援が必要であることから、就職が内定している者等を除いて生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業※の利用を貸付の要件とすることになりました。

また、市社協独自の貸付制度として福祉銀行貸付制度があり、住民が緊急的かつ一時に困窮した場合に生活費の貸付を行います（生活保護世帯除く）。

* 自立相談支援事業…生活に困りごとや不安を抱えている場合の地域の相談窓口で、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、自立に向けた支援を行う

【生活福祉資金の資金種類別一覧】

- ① 総合支援資金
- ② 福祉資金
- ③ 教育支援資金
- ④ 不動産担保型生活資金
- ⑤ 臨時特例つなぎ資金

【居住支援事業『住まいるサポート船橋』】

転居を検討されている65歳以上のひとり暮らし高齢者、障がいのある方、高齢者のみ世帯などを対象に、民間賃貸住宅の物件情報の提供や、緊急通報・見守りサービス、身じまいサービス等を提供しています。



生活福祉資金のパンフレット



居住支援協議会の会議

(5) ふなばし高齢者等権利擁護センター『ぱれっと』

権利擁護センターでは、高齢者や障がいのある方で、判断力が十分でないため、適切な福祉サービスの提供が受けられない方々が、地域の中で自分らしい生活を送ることができるように、福祉サービスの利用援助等のお手伝いをしています。

以下3つの事業のほかに、地域の関係団体や福祉関係団体などに向けて出前講座を実施し、より多くの方に日常生活自立支援事業の理解をいただけるよう取り組んでいます。また、内部研修として生活支援員研修会を開催し、情報共有・意見交換を行うことで生活支援員の資質向上に努めています。

【日常生活自立支援事業】

福祉施設や在宅福祉サービス情報の提供、助言、利用手続きの援助や、生活に要する預貯金の出し入れの代行、公共料金・税金・医療費の支払い代行を行っています。また、大切な財産を金融機関の貸金庫に保管します。

【成年後見なんでも相談会】

成年後見制度について、利用の手続きについてなどを経験豊富なアドバイザー（社会福祉士）に相談できる無料相談会を月に1度開催しています。

【60歳以上の法律相談】

60歳以上の方を対象に、相続や今後のことなどを弁護士に相談できる無料相談会を月に1度開催しています。



生活支援員たちの活動



地区社会福祉協議会の取り組み

1 地区社協とは

地区社会福祉協議会は市社協の支部として24地区コミュニティのすべてに設置されています。

地区社会福祉協議会では、主要5事業である「ミニデイサービス事業」「ふれあい・いきいきサロン事業」「地域福祉まつり事業」「ボランティア育成事業」「広報活動事業」のほか、地域の状況により、在宅の生活支援を行う「在宅福祉サービス事業（たすけあいの会）」、子育て中の親同士の交流の場となっている「子育てサロン事業」や男性のひとり暮らし高齢者の食生活の自立を支援する「シルバー男性料理教室」、子どもからお年寄りまで幅広い交流の場を提供する「世代間交流事業」等、地域に密着した活動を活発に行ってています。さらには、公的施設に事務拠点を確保しているという利点を活かして、地域における福祉相談も実施しています。

2 24地区社協の設立経緯

- 昭和61年「千葉県地域ぐるみ福祉推進計画」により小域福祉圏地域ぐるみ福祉ネットワーク事業推進委員会の組織化が始まりました。
- 平成10年度市内23地区に「小域福祉圏地域ぐるみ福祉ネットワーク事業推進委員会」の設置が完了しました。
- 平成12年度、上記の委員会を経て市内23地区全てに「地区社協」を設置しました。
- 平成21年度、習志野台地区から坪井地区が分離して24地区社協となりました。

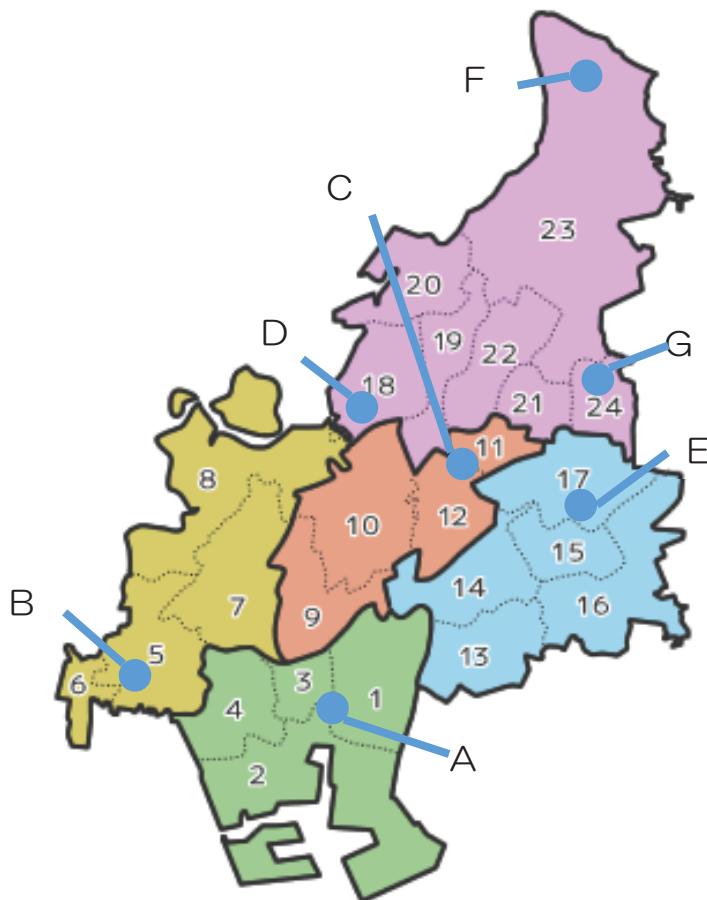
3 24 地区社協一覧

No.	地区社協名	郵便番号	住 所	電話番号
1	宮本	273-0003	宮本 6-18-1 宮本公民館内	047-421-1018
2	湊町	273-0011	湊町 1-11-19 南老人福祉センター内	047-433-9150
3	本町	273-0005	本町 2-2-5 中央公民館内	047-434-6556
4	海神	273-0021	海神 6-3-36 海神公民館内	047-437-2207
5	葛飾	273-0031	西船 4-17-3 西船橋出張所内	047-437-6633
6	本中山	273-0035	本中山 1-6-6 西部公民館内	047-336-7011
7	塚田	273-0042	前貝塚町 601-1 塚田公民館内	047-430-7345
8	法典	273-0047	藤原 7-33-7 法典公民館内	047-430-8077
9	夏見	273-0865	夏見 2-29-1 夏見公民館内	047-425-3808
10	高根・金杉	274-0817	高根町 2885-3 高根公民館内	047-438-5671
11	高根台	274-0065	高根台 1-2-5 高根台公民館内	047-467-4551
12	高芝	274-0814	新高根 1-12-9 新高根公民館内	047-469-5050
13	前原	274-0825	前原西 2-21-21 東部公民館内	047-471-8121
14	二宮・飯山満	274-0822	飯山満町 1-950-3 飯山満公民館内	047-424-0317
15	葉円台	274-0077	葉円台 5-31-1 船橋市社会福祉会館内	047-469-6118
16	三田習	274-0072	三山 8-19-1 三山市民センター内	047-471-3325
17	習志野台	274-0063	習志野台 1-6-7 ライツC号室	047-465-0250
18	二和	274-0805	二和東 5-26-1 二和公民館内	047-447-3711
19	三咲	274-0812	三咲 3-5-10 三咲公民館内	047-440-2161
20	八木が谷	274-0802	八木が谷 2-14-6 八木が谷公民館内	047-448-7713
21	松が丘	274-0064	松が丘 4-32-2 松が丘公民館内	047-468-6120
22	大穴	274-0067	大穴南 3-19-1 海老が作公民館内	047-464-8581
23	豊富	274-0053	豊富町 4 北部公民館内	047-457-1552
24	坪井	274-0062	坪井町 1371 坪井公民館内	047-402-0933

4 地区社協の活動拠点

地区社協では、地域の方が通いやすい場所でサロンや各種事業を行う目的のために町会・自治会館等を借りるほかに、地域の空き店舗などを借り上げて、市内に7か所の活動拠点を設置しています。

各地区の活動拠点では、地域の特色あるさまざまな事業を開催しているほか、公民館などの公共施設から離れた地域の居場所づくりや福祉相談の拠点などとしても機能しています。



【地区社協活動拠点】

地区	名称	住所
A 宮本	宮本地区社協分室	宮本 2-1-4 船橋スカイビル 201
B 葛飾	葛飾地区社協分室	西船 5-22-16-2
C 高根台	寄り合い処 楽し荘	高根台 4-32-8 トリヴァンベール高根台
D 二和	なごみ	二和西 5-13-29 NPO 法人さくらの園 2 階
E 松が丘	どんぐり	松が丘 5-20-1
F 豊富	きらら	小室町 3060-3
G 坪井	つぼい福祉交流館	坪井東 2-3-33

〈 宮本地区 〉



- ・名称：宮本地区社協分室
- ・マンション2階の1室を活用
- ・生活支援コーディネーター配置

- ・福祉相談や各種会議等を行っています

〈 葛飾地区 〉



- ・名称：葛飾地区社協分室
- ・元クリーニング店を活用
- ・生活支援コーディネーター配置

- ・福祉相談や各種会議等を行っています

〈 高根台地区 〉



- ・名称：寄り合い処 楽し荘
- ・マンション1階部分を活用

- ・そば打ち、サロン、ミニティなどを開催しています

< 二和地区 >



- ・名称：なごみ
- ・高齢者施設の2階部分を活用
- ・生活支援コーディネーター配置



- ・麻雀、囲碁サロンなどの開催、
福祉相談や各種会議等を行って
います

< 松が丘地区 >



- ・名称：どんぐり
- ・元洋菓子店を活用
- ・生活支援コーディネーター配置



- ・喫茶どんぐりの定期開催、
福祉相談や各種会議等を行って
います

< 豊富地区 >



- ・名称：きらら
- ・空きテナントスペースを活用
- ・生活支援コーディネーター配置



- ・カフェ「きらら」の開催、
福祉相談や各種会議等を行って
います

〈 坪井地区 〉



- ・名称：つぼい福祉交流館
- ・住宅地内の一軒家を活用
- ・生活支援コーディネーター配置



- ・助け合い活動（包丁研ぎ）、
福祉相談や各種会議等を行って
います



宮本地区社会福祉協議会

人 口	39,801
0～14 歳	5,287
15～64 歳	27,320
65 歳以上	7,194
世 帯 数	20,545
高 齢 化 率	18.1%

み…んなに
や…さしい
も…はんとなる
と…りくみを進めよう



恒例となっているクリスマス会

現在取り組んでいる内容

コロナ禍のため活動に制限がありますが、「ミニデイサービス」「ふれあいサロン」では、おうち時間にできるクイズや脳トレなどを郵送しています。実際にやってみた感想をお寄せいただくこともあります、参加者の皆さんから近況を聞く良い機会となっています。そのほか「男の料理教室」では季節ごとのレシピを年4回郵送し、「子育てサロン」は感染症対策に努めながら参加人数を縮小して開催しています。

今後5年間で取り組みたいこと、目指すもの

「子どもやママ世代への地区社協の周知及び世代間交流」をキーワードとし、小中学校が地区内に4校（小学校3校、中学校1校）ある特色を生かして子どもと高齢者とのふれあいを目指します。他地区でも小学生を交えたふれあいサロンを開催していますが、当地区でも各学校に働きかけ小学生が高齢者とふれあえる「ふれあいサロン」を実現したいと思っています。

特筆すべきは宮本中学校に地区社協とも関連の深いボランティア部があることです。以前より年2回ほど事業のお手伝いをしてもらっていましたが、今後はもっと積極的にボランティア部と協力し、中学校の地域交流バザーに参加していくなど若い世代へ地区社協をアピールしていきたいです。また、宮本の地の利を生かした取り組みとして、小・中学生を対象とした「太宰治めぐり」といったボランティア育成事業ができたら良いと考えています。

湊町地区社会福祉協議会

人 口	26,773
0～14 歳	3,436
15～64 歳	18,139
65 歳以上	5,198
世 帯 数	13,428
高 齢 化 率	19.4%



『笑い・ゆとり・絆』

赤ちゃんから高齢者まで、湊町地区に住んで楽しいと思える街づくりをテーマにさまざまな事業を企画運営しています！

サロン「華の会」での水道出前講座

現在取り組んでいる内容

湊町には4つの地域に4つのサロン「華の会」「みなと会」「すみれ会」「カトレア会」があり、それぞれ趣向を凝らした内容で月に1回開催しています。地域の皆さんどなたでもご参加いただけます。ミニディイは「大人の塗り絵教室」「絵手紙教室」「パソコン教室」を開催し、パソコン教室はどなたでもご自分のペースでできるので好評です。また、0歳児の「すくすく広場」は月に1回ベーマッサージやリトミックなど月替わりメニューで行っており、ママ友を作る場としても喜ばれています。

安心登録カード事業は、地域の高齢者のみのお宅や障がいがある方に登録していただき、年に2回のお手紙の郵送と民生委員・児童委員の方を中心に見守り活動を行っています。湊町地域内の約600名の方にご登録いただいています。

湊町地区社協の各事業は地域のボランティアに支えられて行われています。年に1回、ボランティアの健康や、認知症、地域の防災などをテーマに講座を開き、また年に1回研修旅行も行っています。湊町地区社協の事業を支えていただくボランティアにあなたも参加してみませんか？ぜひ、お待ちしております。

今後5年間で取り組みたいこと、目指すもの

まずは湊町地区社協のビッグイベント、ミュージックフェスティバルです。地域の小中学生と地域の皆さんを音楽でつなぐ楽しい事業ですが、コロナ禍で3年間中止していました。これをぜひ再開し、皆さんの喜びの笑顔を再び見たい、成功させたいと強く願っています。また、このミュージックフェスティバルをはじめ、ふなばし夏のボランティア体験参加の学生さんとサロンの皆さんとの交流事業など、地域の皆さん同士がふれあえる楽しい事業を積極的に行い、「赤ちゃんからお年寄りまで湊町地域に住んで楽しいと思える街づくり」をめざして頑張っていきます。

本町地区社会福祉協議会

人 口	16,540
0～14 歳	1,317
15～64 歳	12,232
65 歳以上	2,991
世 帯 数	10,444
高 齢 化 率	18.1%

いつも笑顔で町づくり



本町地区合同ミニディでの体操

現在取り組んでいる内容

ミニディサービスは、町会・自治会ごとに年に数回、本町地区合同では年2回行っています。ふれあい・いきいきサロン、子育てサロンは、毎月行っております。

毎年11月3日には船橋小学校校庭において「本町地区スポーツ・福祉まつり」を行い、各町会・自治会、スポーツ推進委員の方々と参加者が一緒に楽しんでいます。地区社協でも教室を借りて「福祉の部屋」を開設し、お休み処や昔遊びでは世代を超えて会話が弾みます。

毎年3月の第2日曜日には、船橋小学校校庭において「本町ふれあい福祉まつり」を開催しています。町会・自治会、みこし会、消防団、ボイスカウト、スポーツ推進委員、青少年相談員、船小PTAなどの協力のもと、こどもみこしや消防放水、車いすの体験や健康相談、ゲーム等、家族三世代に楽しんでいただくことを主眼としたイベントが行われています。

今後5年間で取り組みたいこと、目指すもの

本町地区にお住いの方々が、気軽に集まり、いつも笑顔で過ごすことができる居場所づくりのため、ミニディサービスやふれあい・いきいきサロンなどのこれまで取り組んできた事業を継続して行います。

また、年2回開催される福祉まつりを通じて、本町地区の各種団体・関係者とのつながりを深め、さまざまな世代の方々が集い、ふれあい、笑顔となるような交流やイベントの開催に今後も力を入れて取り組みたいと考えています。

海神地区社会福祉協議会

人 口	35,156
0～14 歳	4,161
15～64 歳	23,820
65 歳以上	7,175
世 帯 数	18,504
高 齢 化 率	20.4%

海神地区社会福祉協議会は、地域の絆を大切にしながら元気なボランティアの皆さんと一緒に明るく楽しい笑顔あふれる地域づくりに取り組んでいます。



海神南小でのふれあい・いきいきサロン

現在取り組んでいる内容

「ミニデイサービス事業」は海神公民館を会場として実施しています。「ふれあい・いきいきサロン事業」は海神小学校、海神南小学校で家庭科室をお借りして行っており児童との交流の機会を設けています。コロナ禍で開催できない時はお手紙をとおして交流をつないでいます。「子育てサロン(にこにこ広場)」は海神児童ホームにて乳幼児を対象に開催しています。「地域支援活動事業部」では災害時の支援について研修、広報活動を行っており、「生き生きくらぶ事業」では都疎浜会館をお借りして地域の高齢者との交流を深めています。「広報事業」では年1回『かいじん福祉』を発行して地域にお届けしています。公民館と共同開催し地域の方々から楽しみにしている福祉まつり事業「文化祭ふれあいまつり」及び「ふれあいコンサート」は、コロナ禍で中止を余儀なくされています。

今後 5 年間で取り組みたいこと、目指すもの

コロナ禍による活動の停滞、そしてボランティアの高齢化と後継者不足はどこも同じ状況であると思われますが、海神地区社会福祉協議会でも今後の活動を考えるうえで大きな課題となってきています。現在実施している事業のどれもが地域に根付いた活動であり継続していくことが最重要課題であると思います。後継者不足に対してはボランティア後継者となる世代に対して地区社協の活動をより理解していただくことが必要であると考えています。少子高齢化がもたらす問題は、これから約 5 年間ではこれまでの 5 年間より大きく影響を与えてくると予測されます。地区社協という社会機能を永続的なものにしていくためにも事業の選択と集中が求められることになると考えます。地区社協は地域の絆をつくり出す中心としてより地域に密着し、地域課題に取り組んでいきたいと考えます。

葛飾地区社会福祉協議会

人 口	43,505
0～14 歳	5,222
15～64 歳	31,476
65 歳以上	6,807
世 帯 数	22,832
高 齢 化 率	15.6%

葛飾地区では互助・共助を基に「ぬくもりと支え合い」「感動と微笑み」を目標に、地域の関係機関・ボランティアの支えをいただき、事業を展開しています。



ミニディ「葛の葉ふれあいデー」
運動指導士のもと全身を動かす

現在取り組んでいる内容

ミニディサービスは、葛の葉ふれあいデーを年10回、ふれあい料理を年4回、ルネ本郷を年4回開催しており、「房総かるた」「七夕交流会」「クリスマス交流会」などの地元小学生との交流会にも力を入れています。コロナ禍で開催できなかった時には「葛の葉だより」を送付するなどして、お会いできない方々とのつながりを大切にしました。読んだ方からは、感想や近況報告の電話をいたぐなど、大変喜ばれています。

ふれあい・いきいきサロンは年12回、地元の町会会館を使用して行い、誰でも参加できます。予約も必要ないため、気楽に来ていただけます。

子育てサロンは、親御さんが気になる育児に関する情報を事業に織り込みお知らせしていく好評です。夏祭りや運動会、クリスマス会にはより多くの親子が集まります。

ボランティア育成講座は、現在活躍されているボランティアだけでなく、一般の方も参加できる講座とし、ボランティアの増加に努めています。

安心登録カード事業は、約800名の方が登録しています。その方々に暑中見舞い、寒中見舞いを郵送しています。日頃の見守り活動や緊急時・災害時の安否確認や支援活動を、町会・自治会や民生委員・児童委員などボランティアの協力を得て行っています。

今後5年間で取り組みたいこと、目指すもの

これからの中社会を担っていく若い世代に福祉の大切さを知ってもらうため、小・中学生との交流会に継続して力を入れて取り組みたいと考えています。交流には夏季休暇や開催時間などの課題もあるため、学校と協議・連携をしながらすすめていきます。

生活支援事業は買物支援や掃除支援、ゴミ出し支援などを行っていますが、支援員を増員してさまざまなニーズに対応できるよう事業を拡大していきたいと思います。

本中山地区社会福祉協議会

人 口	20,203
0～14 歳	2,058
15～64 歳	14,026
65 歳以上	4,119
世 帯 数	11,070
高 齢 化 率	20.4%



『愛する本中山でいつまでも！』

誰もが住み慣れた本中山で、安心安全に暮らしていく為に、みんなで支え合うまちづくりに取り組んでいます。

介助犬デモンストレーション
(2022年 地域福祉まつりにて)

現在取り組んでいる内容

本中山地区社協では、地域福祉の推進を図ることを目的に、地域にお住まいの方が多様な観点から福祉に関わり楽しんでいただけるよう、いろいろな活動を行なっています。コロナ禍で事業中止の間は、参加者やボランティアの皆さんにお知らせや手紙等での交流を続けました。3年ぶりに事業を再開した際には、町会での掲示や回覧板に加え、小栗原小学校にも協力いただくなど、町会・自治会や学校をはじめとする他団体との横のつながりを大切にしています。

ふれ合う…ミニディサービス、いきいきサロン、子育てサロン、たんぽぽサロン、
男性のクッキング、手作りの会、福祉まつり
学ぶ…ボランティア育成
支える…たすけあいの会
見守る…安心登録カード事業登録者へのハガキ等や、民生委員・児童委員による見守り
知らせる…福祉まつり、「たんぽぽ」や「福祉だより」などの広報誌発行、ホームページ
募る…福祉バザー

今後5年間で取り組みたいこと、目指すもの

今後も上記事業に継続して取り組み、横のつながりや他団体との協力を大切にしながら、事業のさらなる発展を目指します。高齢者に寄り添い助け合える町、また、未来ある子どもや若者たちがこの街を誇りに思い暮らし続けたいと思ってもらえるよう、新規事業を取り入れていきたいです。

塙田地区社会福祉協議会

人 口	48,684
0～14 歳	7,678
15～64 歳	31,447
65 歳以上	9,559
世 帯 数	21,421
高 齢 化 率	19.6%

— “1 (One)” つかだ —
 世代を超える塙田の皆がひとつになって、
 お互いを支えあい助け合っていける土台
 作りをしていきたいと思います。



地区連と共に2022年「塙田まつり」

現在取り組んでいる内容

○ミニデイ事業

「塙田」「旭」「前貝塙」の3つの会場でそれぞれ定期的に行っており、スタッフと一緒に軽運動やゲーム、おしゃべりを楽しめます。コロナ禍で開催が困難であった時は、暑中お見舞いや自宅でも手先を動かし楽しむことができる送付物をお配りしました。

○ふれあいサロン

月に1回手芸講習やセミナーを開き、だれでも気軽に参加できる場となっています。

○『ひよこ広場』

0歳～2歳を対象に四季折々のイベントの中で、保護者の仲間作りに力を入れています。また、『ひよこ広場通信』は子育てに役立つ情報を提供しています。

○安心登録カード事業

年2回のお便り（ハガキ）のほかに、4つブロックに分かれて、登録されている方の見守りを地域の民児協や支援者が見守り支援員として行っています。

○塙田まつり（福祉まつり）

世代を超えたつながりや交流の場であり、参加者もスタッフも満足できる塙田地区の一大イベントとなっています。地区連と連携・協力しながら地域を盛り上げます。

今後5年間で取り組みたいこと、目指すもの

これまで民児協、支援者が中心となって活動してきた安心登録カード事業について、町会・自治会にも継続して働きかけながら3者で連携する体制作りをすすめます。また、ボランティアの高齢化・減少傾向への対策としては、地域のおやじの会やPTAに声かけをするなどして、連携や協力をすすめていきたいと思います。

法典地区社会福祉協議会

人 口	47,311
0～14 歳	6,642
15～64 歳	29,098
65 歳以上	11,571
世 帯 数	21,308
高 齢 化 率	24.5%

「つなぐ・つなげる・法典福祉」
糸へんに半分と書いて絆と読みます。
人はみな半人前が糸を結び合うからです。



公民館でのふれあい・いきいきサロン

現在取り組んでいる内容

「つなぐ・つなげる・法典福祉」の合言葉のもとで、地域内の「絆」を深めるため、さまざまな事業を行っています。

「ふれあい・いきいきサロン」は丸山公民館と法典公民館の2会場で、「ミニディサービス」は各町会館と丸山・法典両公民館で、主に高齢者を対象に開催しています。「シルバー男性料理教室」は丸山公民館で、「子育てサロン」は丸山・法典両公民館で毎月開催されていますが、コロナ禍で不定期開催や中止・延期となっています。「福祉まつり」は、例年多くの参加者でにぎわう最大のイベントですが、残念ながらコロナ禍は開催を見合わせました。地域の安心と見守りの観点から実施している「安心登録カード」事業は、登録者数約1800名の方を推進委員や民生委員・児童委員などにお願いし、日常の安否確認に取り組んでいます。さらに、地区社協型たすけあいの会の「丸山たすけあいの会」では、ボランティアさんの熱心な取り組みにより、年間400件の依頼に対応しています。

法典地区的ボランティアさんは現在147名（令和4年4月1日現在）であり、皆さんの主体的な取り組みにより、法典地区の「絆」はさらに深まっています。

今後5年間で取り組みたいこと、目指すもの

法典地区内には、事業所や施設が数カ所あり、これらの代表者は当地区社協の理事及び評議員となっていることも多いため、事業所や施設の行事（例えば祭り、盆踊り）などに地区社協として参加や協力をしたり、ボランティアが定期的に訪問するなどして、さらに交流を深めたいと考えています。

地域の中にある事業所や施設とボランティアさんの「絆」が深まり、「つなぐ・つなげる・法典福祉」の当地区的目標達成に向けて歩みをすすめます。

夏見地区社会福祉協議会

人 口	27,771
0～14 歳	3,855
15～64 歳	17,762
65 歳以上	6,154
世 帯 数	12,441
高 齢 化 率	22.2%



な…なかよしこよし
つ…つながりあう
み…みんなの夏見



ミニディサービス 世代間交流

現在取り組んでいる内容

- ボランティアと地域の皆さんのが楽しく交流する事業
 - ミニディサービス
 - ふれあい・いきいきサロン
 - 子育てサロン（どんぐりひろば）
 - シルバー男性料理教室
 - シルバーリハビリ体操
 - スカットボール
- ボランティアによるお困りの個人宅でのお手伝い“たすけあいの会”
- ボランティア同士で楽しく活動できる学びと情報交換の場
 - ボランティア研修
 - リーダー会議
 - 各事業ミーティング
- 民生委員・児童委員とともにを行う
 - 見守り活動
 - 安心登録カード
- 自治会、学校、施設、団体、住民あげてのイベント“福祉まつり”
- 全事業をコーディネートする事務局が担う広報・福祉相談・生活支援・車椅子貸し出し

今後5年間で取り組みたいこと、目指すもの

- コロナ前の活発な状況に戻すだけでなく、新しいスタイルの導入やリフレッシュした気持ちで活動ができるボランティア活動事業
- 時代の変化に適合する情報の共有と活動の分担
- 地域の皆さん、自治会、民生委員・児童委員、学級、施設、団体等のつながりをさらに高め、広げる地域連携とコーディネートの推進
- 小さく、見逃しやすいが、大切な地域福祉が潜在している課題の把握と対応
- 地域福祉の代弁者として、政策提言の発信
- ボランティアが活動しやすい環境づくり、その一環としての拠点設置の検討

高根・金杉地区社会福祉協議会

人 口	15,515
0～14 歳	1,748
15～64 歳	8,162
65 歳以上	5,605
世 帯 数	7,640
高 齢 化 率	36.1%



「地域と共に創る共生社会」

2022年ふれあい福祉まつり

現在取り組んでいる内容

高根・金杉地区社協では、ミニティサービス事業、いきいき・ふれあいサロン事業、地域福祉まつり事業、自主事業としてシルバーリハビリ体操とクリスマスコンサート、ボランティア育成事業として健康講座、バス研修会、シンポジウムを行っています。

地域が抱える悩みや問題をテーマに毎年開催しているシンポジウムは、住民、行政、関係者が一堂に会しみんなで考える機会となり、「地域共生社会」の一助を担う事業となっています。

福祉まつりでは、子供から大人まで世代を超えた交流を大切にし、地元の中学生・高校生にボランティアとして参加してもらっています。若い世代からボランティアとしてかかわることによって、地域の方とのつながりが芽生え、ボランティア活動へのきっかけづくりや長い目で見たボランティアの育成につなげたいと考えています。

今後5年間で取り組みたいこと、目指すもの

コロナ禍で人と人とのつながりが途切れがちになっているため、今後も活力ある地域を目指して地道に事業を計画・実施していく、こうした活動が地域の皆さんの交流や生きがいづくりの手助けとなることを願っています。

また、継続的なボランティアの育成と新規ボランティアの確保が課題となっているため、現在取り組んでいる以外の事業展開や若い世代にボランティア活動に興味をもっていただく取り組みなどを、地域で活動している人のボランティアの方々の声を聞きながらすすめていきたいと考えています。

高根台地区社会福祉協議会

人 口	12,546
0～14 歳	1,485
15～64 歳	6,817
65 歳以上	4,244
世 帯 数	6,658
高 齢 化 率	33.8%

た・・楽しいことを次から次へ
か・・語りあいの輪を多世代へ
ね・・年季の入った得意技を周りへ
広げよう
だ・・段々ふくらむ未来を分かちあおう
い・・色々な機会に呼び呼ばれる
関係づくり



手先の運動と脳トレをかねて、みんなで折り紙
(楽し荘ミニディより)

現在取り組んでいる内容

高齢者向けに「さえずり」「楽し荘」「6丁目」の3つのミニディサービス、子育て世代向けにおもちゃ病院、地域の方向けにちゃぶ台クラブ（健康マージャン）の事業を展開しており、安心登録カード事業では、定期的な電話訪問と季節のお便りで見守り活動を実施しています。

新型コロナウィルス感染症による事業中止期間中は、参加者やボランティアの皆さんとのつながりが途切れないようにお便りを発送し、広報にてボランティア募集の記事を掲載しました。

今後はより幅広い世代とのつながりがもてるように、ふれあい・いきいきサロン事業と子育てサロン事業の充実を図りたいと考えています。また、感染状況に注視しながら、福祉フェスティバルとボランティア講座の実施も実現したいと考えています。

今後5年間で取り組みたいこと、目指すもの

- 効率的な事業計画と主力事業であるミニディ等のさらなる魅力向上に努めます。
- 高齢者福祉を支える事業の継続と若い層へのアプローチを強化していきます。
- 広報活動を強化し、新しい人材の発掘をすすめ、新規参加者の増員を目指します。

*地域の中で、「他人に自慢できる特技がある」「手先が器用でものづくりが得意」「ずっと続けてきた趣味を生かしたい」など、特技や趣味をもつ方は多くいらっしゃるはずです。そういう方を発掘しボランティア活動につなげたいと考えます。

高芝地区社会福祉協議会

人 口	27,767
0～14 歳	2,994
15～64 歳	16,114
65 歳以上	8,659
世 帯 数	13,390
高 齢 化 率	31.2%



☆ 一人はみんなのために

みんなは一人のために

公民館でのミニデイサービス

現在取り組んでいる内容

- ◎ミニデイサービス（地域ミニデイを含む）
- ◎子育て支援事業「しゃべり場」の開催
- ◎ボランティアの研修・交流事業
- ◎安心登録カードを基礎資料とした災害時等の支援事業
- ◎町会・自治会館を利用した「地域ミニデイ」や「ふれあいサロン」事業
- ◎広報事業
- ◎「ひだまりネット」事業（高齢者向け支援事業）
- ◎小学・中学・高校生と高齢者との交流
- ◎困りごと相談事業
- ◎その他、地区連との交流事業等

今後5年間で取り組みたいこと、目指すもの

1. 「ひだまりネット事業」の充実

特定地域に偏っている「ひだまりネットボランティア」の登録者を地域全体に広げ、どの地域でも気軽に利用できる取り組みを目指します。

2. 「ひだまりカフェ」の開設

コロナ禍により3年近い行動制限が続き高齢者の心身の衰えが懸念されるため、高齢者が散歩中に気軽に立ち寄れる場づくりを考えます。「ずっと続けてきた趣味を生かしたい」など、特技や趣味をもつ方は多くいらっしゃるはずです。そういう方を発掘しボランティア活動につなげたいと考えます。

前原地区社会福祉協議会

人 口	44,129
0～14 歳	5,519
15～64 歳	30,598
65 歳以上	8,012
世 帯 数	22,448
高 齢 化 率	18.2%



支え合う心と気持ちで
明るい街を！



2022年 福祉まつり

現在取り組んでいる内容

前原地区社協では、お年寄りから子どもまでがふれあい楽しんでいただけるよう事業や活動を行っています。

- ・ミニデイサービス
- ・子育てサロン
- ・たすけあいの会
- ・安心登録カード登録者へ小学生による暑中見舞いハガキ
- ・福祉まつりの開催日を中心に小学生「ハガキ展」の開催（1週間）
- ・コロナ禍でミニデイサービスが開催できない期間において、ミニデイサービス登録者とボランティア全員へ脳トレ、手芸材料の送付
- ・ふれあい・いきいきサロン
- ・自主事業（体操教室）
- ・学生ボランティア受け入れ
- ・ボランティア育成
- ・福祉まつり

今後5年間で取り組みたいこと、目指すもの

ミニデイサービス等の参加者の減少がみられるのでどう増やしていくか、ボランティアの高齢化や新規ボランティアをどう増やしていくかが最大の課題となっています。

また、令和5年度下半期から令和6年度末まで公民館改修工事のため、公民館を使用できない期間の事業の継続的な開催も模索しながら、以下の取り組みを重点的にすすめたいと考えています。

- ・現在開催中の事業の継続と新規ボランティアの確保
- ・たすけあいの会の体制の充実と新規協力員の確保
- ・地域包括支援センター、各事業所、民生委員・児童委員との連携の強化

二宮・飯山満地区社会福祉協議会

人 口	34,110
0～14 歳	4,088
15～64 歳	21,209
65 歳以上	8,813
世 帯 数	15,894
高 齢 化 率	25.8%

『地域ぐるみで福祉に取り組む』
地区社協、町会・自治会、民生委員・
児童委員の3者で連携し、福祉という
観点で支援の輪を広げていきます。



公民館開催のミニディイサービス

現在取り組んでいる内容

二宮・飯山満地区社協は、約50名のボランティアが、在宅作業や各事業ボランティアとして活躍しています。公民館講堂で実施するミニディイサービスには約30名のボランティアが運営にあたっています。コロナ禍は、ミニディイの参加者に渡すための工作キットをボランティアが自宅に持ち帰って作り、地区社協に届けていただきました。

また、公民館と児童ホームで開催している子育てサロン「ゆびとま」は、子育て世代の方々の交流の場、学びの場を提供しています。「ゆびとま」を卒業した保護者がその後に講師の形で「ゆびとま」を盛り上げていただいており、地域に根差した支援の輪、協働の輪が広がってきています。

コロナ禍は、事業の展開方法も変わり、ボランティアの活動方法も変わってきました。地区社協の事業は地域に住むボランティアによって支えられています。ボランティアとともに、今できる事業の形を模索しながらすすめています。

今後5年間で取り組みたいこと、目指すもの

これまで、活動の中心となっていた公民館で大人数が集まるミニディイ以外に、地域の町会会館等で開催するサロンの展開など、幅広く柔軟な事業展開をしていきたいと考えます。過去3年間、福祉教育推進事業で培った学校との連携を踏まえ、学生との連携や町会・自治会や民生委員・児童委員との連携など、地域ぐるみで福祉に取り組み、事業を展開していきたいと考えます。

薬円台地区社会福祉協議会

人 口	18,104
0～14 歳	2,173
15～64 歳	12,186
65 歳以上	3,745
世 帯 数	8,930
高 齢 化 率	20.7%

薬円台地区社協は地域のボランティアに支えられ、各種事業を開催しています。地域に寄り添い、みんなで見守り・助ける、温かい地区社協です。



ふれあいサロンでの体操

現在取り組んでいる内容

- 【ミニデイサービス】コロナ禍では資料・脳トレプリント・季節にあったプレゼント品などを郵送し、対象者とのつながりを継続。対面での事業活動も実施。
- 【ふれあいサロン】工作キットの配布や出前講座の活用等で地域のつながりを維持。
- 【ボランティア育成】感染対策をしながら講座や交流会を企画し、情報共有。
- 【子育て支援】季節感のある折り紙を作り、薬円台児童ホームや東部保健センターを訪れる子供たちに配布。
- 【広報】全戸配布の広報紙を配布。
- 【安心登録カード登録および見守り活動】民生委員・児童委員や町会・自治会長と連携を図りながら、年2回ハガキや電話・訪問で見守り活動を継続。
- 【生活支援】福祉相談・生活支援相談の対応。地区社協型たすけあいの会の立ち上げに向けて、地域へのお知らせとボランティア募集を継続。

今後5年間で取り組みたいこと、目指すもの

現在、コロナ禍の活動自粛も相まってボランティアの確保と地域住民間のつながりが課題となっています。そこで地区社協の活動を知らない人が多いことからも、広報活動やさまざまな事業を通して幅広い世代に認知してもらい、ボランティアの確保に努め、地域活性化にも役立てたいと考えます。また、ボランティアと地区社協間のメール連絡網などを検討し体制づくりをすすめたいと思います。

そのほか、「地区社協型たすけあいの会」の発足準備、薬園台高校との連携や福祉まつりの在り方の見直しなどをすすめ、地域と連携しながらさらなる発展を目指します。

三田習地区社会福祉協議会

人 口	34,796
0～14 歳	3,758
15～64 歳	20,692
65 歳以上	10,346
世 帯 数	16,632
高 齢 化 率	29.7%



み・・・みんなの町

た・・・助け合いの町

な・・・なごむ町



中学生と学ぶ
「防災講座」

現在取り組んでいる内容

小さなお子様から高齢者までより多く方に参加していただけるよう、地域に根付いたさまざまな事業を開催しています。

ミニディサービスは、2か所の会場で誕生日会、軽体操から始まり、工作やゲーム、鑑賞会など、参加者が楽しんでいただけるよう、民生委員・児童委員のご協力のもとに毎月開催しています。また、地区内の小学校と合同開催し、世代間交流のお手伝いをしております。ふれあい・いきいきサロンでは町会・自治会が主体となり、地域の方々が参加できるよう、お祭りやスポーツ大会など内容を工夫して開催しています。子育て事業では、子育て経験者のボランティアが親御さんの悩みや不安な問題に向き合い、お子様の成長を見守っています。ほかには年に1度の「福祉まつり」、男性の自立を手助けする「シルバー男性料理教室」、地域の福祉団体と高齢者が安心して生活できるよう知識を身に付ける「介護教室」、災害に備え、地域防災の知識を身に付ける「防災講座」を開催しています。誰もが住み慣れた町で、いつまでも充実した生活を送れるよう取り組んでいます。

今後5年間で取り組みたいこと、目指すもの

20周年を迎えた地区社協ですが、まだまだ周知が行き届いていないのが現状です。年2回発行の広報誌に「車いすの貸出」「安心登録カード事業」「古切手の回収」など、生活に身近な情報を掲載し、一人でも多くの方に地区社協の存在を知っていただきたいと思います。同時に事業に興味を持ち参加協力していただけるボランティアを増やしたいと考えています。また、小・中・高校と福祉教育プログラムを実施し、地域の福祉課題を共有しながら、将来のまちづくりを行う担い手の育成に努めます。

習志野台地区社会福祉協議会

人 口	44,079
0～14 歳	5,035
15～64 歳	27,505
65 歳以上	11,539
世 帯 数	21,114
高 齢 化 率	26.2%



みんなでつくろう福祉のまち

「健康ポイントカード・ふくちゃん」体操

現在取り組んでいる内容

習志野台地区社協では、町会・自治会、ボランティア団体、行政と共同し住民の要望に応えながらさまざまな事業を行っています。

高齢者の生きがいづくりのための「ミニデイサービス」、世代を超えた交流をすすめる「ふれあいいきいきサロン」、公園で親子がふれあう「お外で遊ぼう」や育児相談に応える「子育てサロン」、高齢者の日常生活の困りごとを支援する「たすけあいの会」、地区社協事務所での福祉相談、パソコン・スマホ教室、健康器具を活用した「健康ポイントカード・ふくちゃん」体操、町会・自治会の会館でのヨガ教室、ゆる体操などの多彩な事業をボランティアの方々の協力のもとで行っています。

地区社協では、2,000人を超える安心登録カード登録者の見守り活動や、小学校・中学校での車いす体験、視覚障がい者援助などの福祉教育を目的とした授業の指導補助のボランティアも派遣しています。

今後5年間で取り組みたいこと、目指すもの

習志野台地区社協は、ミニデイサービスなどの交流事業を各町会・自治会で開催して“ひとりぼっち”をなくすとともに、町会・自治会と連携のうえ要支援者の災害時避難、緊急時支援の体制整備、小学校・中学校・高校・大学と連携した地域での福祉教育の充実を目指します。

さらに、今後も継続して事業を推進するために、ボランティア育成や研修の充実、「習志野台地区社協だより」の発行に加えインターネットの活用やマスマディアの協力を得た広報活動の拡充、市社協賛助会費納入への協力呼びかけなどに取り組みます。地区社協は町会・自治会、ボランティア団体、各種団体、行政と力を合わせ、「助け合って安心して暮らし続けられる福祉のまち 習志野台・西習志野地区づくり」を目指します。

二和地区社会福祉協議会

人 口	16,373
0～14 歳	2,422
15～64 歳	9,662
65 歳以上	4,289
世 帯 数	7,129
高 齢 化 率	26.2%

広げよう
つなげよう
二和の輪



活動拠点「なごみ」での囲碁

現在取り組んでいる内容

二和地区では、お年寄りから子どもまで幅広い世代が楽しみ交流できるさまざまな事業をボランティアの方々の協力をいただきながら計画・実施しています。コロナ禍で活動に制限があるところですが、現在再開している事業を中心にご紹介します。

○ミニデイサービス事業

介護予防を目的に、65歳以上の自立した高齢者を対象に公民館を拠点にして取り組んでいます。今後コロナ明けを見通し「なごみ」での開催に向け準備していきます。

○ふれあい・いきいきサロン事業

引きこもり予防を主たる目的に、高齢者をはじめ地域住民の誰でもが参加して、折り紙や編み物、ゲームなど世代を越えた仲間づくりを図っています。また、活動拠点「なごみ」においては囲碁、将棋、健康麻雀を行っています。

○住民参加型在宅福祉サービス事業

二和地区在住の一人暮らし高齢者を対象に「たすけあいの会」が簡単な家事援助を行なっています。

○広報事業

二和地区的地域住民に向け、地区社協の活動などを定期的に情報発信しています。

今後5年間で取り組みたいこと、目指すもの

- ・高齢者の見守りと安否確認がますます重要になっており、安心登録カードを登録していない高齢者への登録の促しを町会・自治会の力を借りやすめていきたいです。
- ・第4次船橋市地域福祉計画の本質を見極め、コミュニケーション船橋の創設を目指し「地域共生社会」の実現に向けた活動をさらに推進していきます。

三咲地区社会福祉協議会

人 口	17,163
0～14 歳	2,605
15～64 歳	10,168
65 歳以上	4,390
世 帯 数	7,391
高 齢 化 率	25.6%

三咲地区は新京成電鉄の沿線に新しい戸建て住宅団地が建設され、新しい世代と昭和年代から住んでいる世代との新しい交流が生まれようとしています。



ミニデイサービス

現在取り組んでいる内容

コロナ感染防止の観点から事業中止の部会では高齢者や乳幼児向けに楽しいアイデア企画もの（塗り絵カレンダー、折り紙など）を郵送または手渡しました。大変喜ばれ感謝されていますが、コロナの感染状況を踏まえどの程度（内容、期限）継続するかを今後検討したいと思います。

令和4年3月に「三咲地区地域ガイドブック」を作成配布しました(右図 全58ページ)。市民の方々の生活に有益な情報を絞りこみ、図表や写真を多用し「見える化」を念頭に編集し、三咲地区の町会・自治会に配布しました。公衆電話、郵便ポスト、AEDなどの設置箇所も掲載するなど、生活や福祉に関する多彩な情報が掲載された冊子となっています。



「三咲地区地域ガイドブック」

今後5年間で取り組みたいこと、目指すもの

- ・新しい世代（東京などからの移られた若い世代）と従来から住まわれている方々との交流の場を広げるよう、その一助として一層の事業参加を呼びかけます。
- ・この2年ほどボランティアの高齢化も進んでいるため、事業の案内を町会・自治会、社会教育団体、学校関係者などに配布し、事業の認知とボランティア体制の強化を図ります。
- ・安心登録カード事業の登録者の日常の見守りや、災害時の支援体制など関係団体と協議しすすめます。

ハ木が谷地区社会福祉協議会

人 口	23,602
0～14 歳	2,192
15～64 歳	12,939
65 歳以上	8,471
世 帯 数	11,017
高 齢 化 率	35.9%



ミニディ

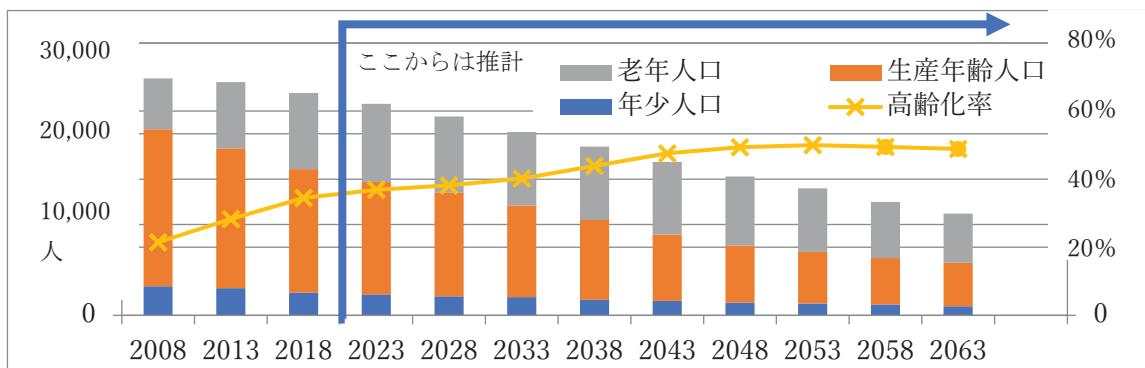
子育て

イキイキ

現在取り組んでいる内容

ハ木が谷地区社協は、平成12年発足以来20年以上が経過しました。地域に根付いた事業を行い、より多くの人たちに参加いただるために努めてまいりました。しかし、この3年はコロナ禍の影響で集合での事業が満足に開催できない状況が続いています。そんな中でもボランティアの皆さんの協力により郵送などリモートでの開催を模索しています。

ハ木が谷地区は、北部地区の一員として、鎌ヶ谷市・白井市と隣接し、東西約2.8km、南北約2kmの地域。ハ木が谷地区の人口推計と高齢化率は、2053年には50%のピークを迎えると予想されています。



今後5年間で取り組みたいこと、目指すもの

今後の取り組みについては、各事業の充実拡大を図るとともに地域に融合した事業に努めます。そのためにもまずは弱体化したボランティアの強化育成が急務です。

この課題には特効薬などはないことから、初心に帰って地道にひとつひとつの積み重ねてまいります。

松が丘地区社会福祉協議会

人 口	12,687
0～14 歳	1,063
15～64 歳	6,691
65 歳以上	4,933
世 帯 数	6,009
高 齢 化 率	38.9%



住んでよかった松が丘

インドアスポーツ大会

現在取り組んでいる内容

松が丘地区社協では、お年寄りから子どもまで幅広い世代が楽しみ交流できるさまざまな事業を創意工夫しながら計画・実施しています。

「松が丘たすけあいの会」は、地区社協設置以前に創立された地域福祉団体「すみれの会」を継承し、発展してきた歴史的経緯があり、市内トップクラスの高齢化率を誇る松が丘地区において、生活支援の活動として大きな役割を果たしています。

また、自主事業の「ひなまつり」「七夕まつり」及び「スポーツ大会」は、当地区社協のビックイベントとして、松が丘地区民生児童委員協議会や地区の諸団体協力のもと開催し、参加される方々に楽しいひと時を過ごしていただいている。

さらに平成24年に発足した安心登録カード事業の「安心見守り」では、登録された方でかつ電話を希望される方々を対象に、定期的な安否確認を行っています。この見守り事業を通じて、コロナ禍のステイホームで、地域・社会とのかかわりに閉塞・孤立感を強めるご高齢の方々に、小さな安堵の明かりを灯したいと願いを込めています。

今後5年間で取り組みたいこと、目指すもの

- 1 自主事業の充実
- 2 ボランティアの増員（目標40人）
- 3 ふれあいサロン、子育てサロン、ミニデイサービス等の活動を月2回程度に増やすことの検討（予算による）

大穴地区社会福祉協議会

人 口	13,771
0～14 歳	1,497
15～64 歳	6,946
65 歳以上	5,328
世 帯 数	6,335
高 齢 化 率	38.7%

支えあいと
いたわりあいの
地域（まち）づくり



ミニディーでの軽体操

現在取り組んでいる内容

大穴地区社協では、「地域のつながり」を目標に、お年寄りから子どもまで幅広い世代が楽しみ交流できるさまざまな事業を創意工夫しながら計画・実施しています。

当地区の特色ある取り組みとしては、海老が作公民館に隣接する大穴中学校生徒との交流があります。将来を担う若い世代にボランティア活動を体験していただきたいと、毎年学校へご協力をお願いし、生徒は「単なるお手伝い」ではなく「勉強の一貫」として事前研修を受け、「ボランティア」の意義や注意点を学習していただいている。

コロナ禍では、「時間短縮」のミニディーサービス、シルバー料理では持ち帰りなどを検討し、事業再開に向けた取り組みを始めています。長い活動自粛でボランティアスタッフのモチベーション低下や人数も減少したため、ボランティアの人材確保が急務となっています。

今後5年間で取り組みたいこと、目指すもの

With コロナと共に存する活動体制の構築を目指し、今までの活動を「一から見直す」という考えに立って、さまざまな方法を模索していきたいと思います。

今後はコロナ禍でも感染対応がとれる活動の在り方が必要となるため、サロンでの茶菓子提供の方法の見直しやミニディーサービスの食事提供の在り方を再検討するなど、これまでの方法に捉われずに思い切った施策も視野に入れた取り組みを考えたいです。

今後も今までのクオリティは保ちつつ、事業に参加される皆さんがさらに満足していただけることをボランティアスタッフとともに目指したいと思います。

豊富地区社会福祉協議会

人 口	15,329
0～14 歳	2,261
15～64 歳	8,489
65 歳以上	4,579
世 帯 数	7,062
高 齢 化 率	29.9%



広げよう みんなで支える 福祉の輪

現在取り組んでいる内容

豊富地区社協では、ミニデイサービス(豊富・小室)、ふれあい・いきいきサロン（小室ではさわやかサロン・ミニサロン、豊富ではいきいきサロン)、子育てサロン(小室)、料理サロン、ボランティア育成講座など多様な事業を行なっており、令和3年度から始めたシルバーリハビリ体操は、豊富・小室の会場ともに参加者に喜ばれています。

コロナ禍には、地域の皆さんとの交流が途絶えないよう、ミニデイサービス、サロン事業の参加者には脳トレのプリントやクラフト等を入れて手紙を送りました。新型コロナウイルスの感染が落ち着いた時期には、ボランティアに近隣の方々に手紙の配布を行ってもらい、料理サロンの参加者にもレシピを送りました。

また、ボランティアにも定期的に手紙を送り、事業再開の際に再び活動していただけるように、情報共有を行っています。

今後5年間で取り組みたいこと、目指すもの

地域の高齢化がすすみ、コロナ禍と相まって福祉相談の件数が増加しています。相談内容も多岐にわたり、地域包括支援センター、民生委員・児童委員の協力を仰ぎながら、生活支援コーディネーターを中心に丁寧に対応しています。今後もこうした相談が増加することが考えられるので、小室地区の活動拠点も活用しながら体制を整え、対応できるように備えたいです。

また、事業再開を望む方が多いため、Withコロナでの事業開催方法を模索しながら、地域の方々が再び交流できるよう準備をしていきたいです。そのためにも、事業を支えるボランティアの新規開拓を積極的にすすめていきたいと思います。

坪井地区社会福祉協議会

人 口	10,257
0～14 歳	1,994
15～64 歳	6,639
65 歳以上	1,624
世 帯 数	3,939
高 齢 化 率	15.8%



◎みんなで 築こう 坪井の絆

たすけあいの会「安心広場」の活動

現在取り組んでいる内容

坪井地区社協では、ミニデイサービス事業、ふれあい・いきいきサロン事業、ボランティア育成事業、在宅福祉サービス事業（たすけあいの会「安心広場」）、子育てサロン事業、安心登録カード事業、広報事業、福祉まつり事業、自主事業など、お年寄りから子どもまでが楽しんでいただけるようなさまざまな事業を行なっており、そのほか毎月、執行会、理事会、生活支援会議などを開催しています。

各町会・自治会で構成されたボランティアグループがあり、現在8団体、約90名近いボランティアが各種事業を通じて地域の皆さんとの絆を深めています。しかしながら、コロナ禍により従来にも増してボランティアの高齢化や減少が課題となっており、さまざまな機会を通してボランティアを募集していますが、ボランティアの確保が難しい状況にあります。

また、事業の参加者については、コロナ禍で事業ができない中、事業再開が待ち遠しいとの声が多く寄せられており、今後も地域の皆さんとのつながりが途絶えないような取り組みが求められています。

今後5年間で取り組みたいこと、目指すもの

- ・ミニデイサービス事業、その他の事業等において参加者との絆を絶やさないよう、今後も継続して事業に取り組んでいきます。
- ・幼児対象のカンガルーポケット、児童対象の親子塾、高齢者対象のミニデイサービス、たすけあいの会「安心広場」等を通じて、地域の方々が安心して生活できる街づくりを目指します。
- ・地区社協の構成メンバー・町会ボランティア等が高齢化して行く中で、今後どのようにして組織や活動を安定して運営していくことができるか、ボランティアや関係機関・団体と協議をすすめながら検討をすすめます。



資料編

1 地勢

船橋市は東京湾北東部沿岸、県北西部に位置し、面積は85.62 km²、ひろがりは東西13.86 km、南北14.95 kmです。東は習志野市・八千代市、西は市川市、北は鎌ヶ谷市・白井市に接しており、県都千葉市に次ぐ第2の人口を擁しています。

土地はおおむね平たんで、北部は緑に覆われ、低い丘陵が起伏しており、市街地と北部農耕地の中間の内陸部は昭和35年に完成した公団住宅前原団地の進出を契機に、宅地開発が盛んに行われ、住宅地が広がっています（令和4年度版「ふなばし市政の概要」から抜粋・引用）。

2 沿革

昭和12年に隣接する1町3村を合併して、人口約43,000人を有する船橋市が誕生しました。

市の行政圏も昭和28年に二宮町、昭和29年に豊富村を合併し、市域78.95 km²、人口も11万人余となり、現市域の原形はここに決定されました。

その後、国鉄（現JR）西船橋駅の開設、地下鉄東西線の開通等交通機関の整備と相まって住宅公団（現独立行政法人都市再生機構）による大規模団地の造成が次々と行われ、過密化した東京都からの人口流入が顕著となり、急激な人口増加の現象が現われ、昭和49年には人口40万人を超え、昭和58年9月には、人口50万人以上の大都市の仲間入りを果たしました。

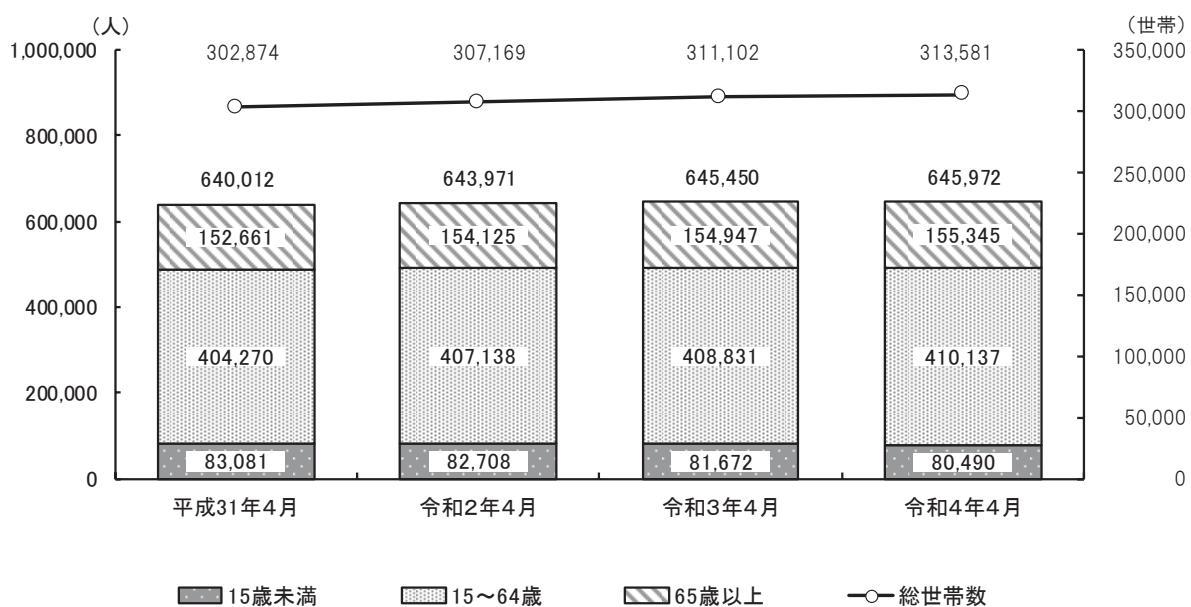
また、平成15年4月1日には、地方分権の推進および市民サービスをより一層向上させるため、保健や福祉、環境などに関連する多くの権限を持つ中核市に、千葉県内で初めて移行し、現在では、人口64万人を超える政令指定都市を除くと最も人口の多い市へと成長しました（令和4年度版「ふなばし市政の概要」から抜粋・引用）。

3 人口の推移

年 区 分	平成31年 (2019年) 4月	令和2年 (2020年) 4月	令和3年 (2021年) 4月	令和4年 (2022年) 4月
総人口	640,012人	643,971人	645,450人	645,972人
15歳未満	83,081人	82,708人	81,672人	80,490人
15~64歳	404,270人	407,138人	408,831人	410,137人
65歳以上	152,661人	154,125人	154,947人	155,345人
総世帯数	302,874世帯	307,169世帯	311,102世帯	313,581世帯

(船橋市ホームページから引用)

【 人口の推移 】



4 地区の概況（第4次船橋市地域福祉計画より）

【5つの行政ブロックの概況】

(令和3年4月1日現在)

圏域	面積(ha)	人口(人)	年少人口 (0歳～14歳)	生産年齢人口 (15歳～64歳)	老齢人口 (65歳以上)	高齢化率 (%)	世帯数 (世帯)
南部	1,544.30	121,191	14,760	83,294	23,137	19.1	64,049
西部	1,514.00	158,076	21,758	104,655	31,663	20.0	75,252
中部	1,093.20	83,577	10,185	48,843	24,549	29.4	39,759
東部	1,617.00	173,591	20,791	110,909	41,891	24.1	83,510
北部	2,795.50	109,015	14,178	61,130	33,707	30.9	48,483
合計	8,564.00	645,450	81,672	408,831	154,947	24.0	311,053

住民基本台帳参照

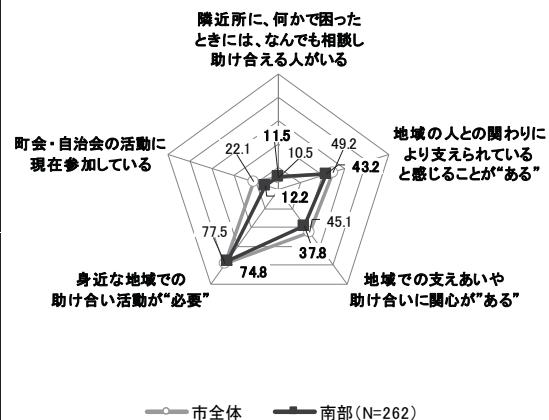
【5つの行政ブロックと24地区コミュニティ】



(1) 南部

①地区内の人団・世帯数（住民基本台帳）		③地区の市民意識（アンケート調査）	
総人口	121,191人		
年少人口（0～14歳）	14,760人		
生産年齢人口 (15～64歳)	83,294人		
高齢期（65歳以上）	23,137人		
前期高齢者 (65～74歳)	11,528人		
後期高齢者（75歳以上）	11,609人		
世帯数	64,049戸		
令和3年4月1日現在			
②地区内の主な資源			
地域包括支援センター	1か所	中学校	4か所
在宅介護支援センター	4か所	高等学校	3か所
老人憩の家	7か所	大学	1か所
介護保険施設・事業所	113か所	保健センター	0か所
障害者施設・事業所	45か所	病院	4か所
保育所（公立）	10か所	一般診療所	96か所
保育所（私立）	24か所	歯科診療所	78か所
幼稚園	6か所	保健所	0か所
船っ子教室（放課後子供教室）	10か所	公民館	4か所
子育て支援センター	1か所	市役所・船橋駅前総合窓口センター・出張所・連絡所	2か所
児童ホーム	3か所	市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会	5か所
放課後ルーム	21か所	福祉団体（市社協ボランティアセンター把握分）	29団体
小学校	10か所	町会・自治会会館数	57か所
民生委員・児童委員	146人		
地区社協ボランティア人数	297人		

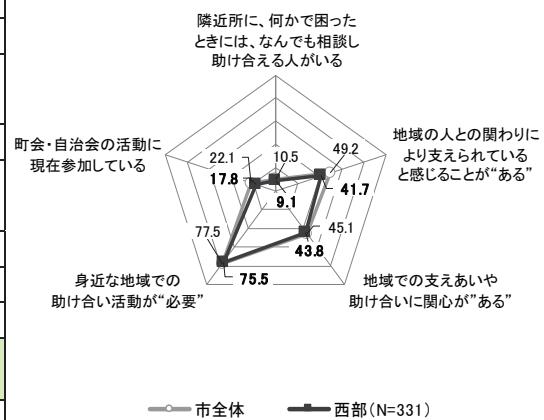
※集計の構成比については、端数処理の関係上、合計と内訳が一致しない場合があります



(2) 西部

①地区内の人団・世帯数（住民基本台帳）		③地区の市民意識（アンケート調査）	
総人口	158,076人		
年少人口（0～14歳）	21,758人		
生産年齢人口 (15～64歳)	104,655人		
高齢期（65歳以上）	31,663人		
前期高齢者 (65～74歳)	15,858人		
後期高齢者（75歳以上）	15,805人		
世帯数	75,252戸		
令和3年4月1日現在			
②地区内の主な資源			
地域包括支援センター	3か所	中学校	4か所
在宅介護支援センター	2か所	高等学校	2か所
老人憩の家	6か所	大学	0か所
介護保険施設・事業所	166か所	保健センター	2か所
障害者施設・事業所	71か所	病院	2か所
保育所（公立）	4か所	一般診療所	89か所
保育所（私立）	35か所	歯科診療所	80か所
幼稚園	9か所	保健所	1か所
船っ子教室（放課後子供教室）	10か所	公民館	5か所
子育て支援センター	0か所	市役所・船橋駅前総合窓口センター・出張所・連絡所	3か所
児童ホーム	4か所	市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会	4か所
放課後ルーム	25か所	福祉団体（市社協ボランティアセンター把握分）	22団体
小学校	10か所	町会・自治会会館数	32か所
民生委員・児童委員	155人		
地区社協ボランティア人数	535人		

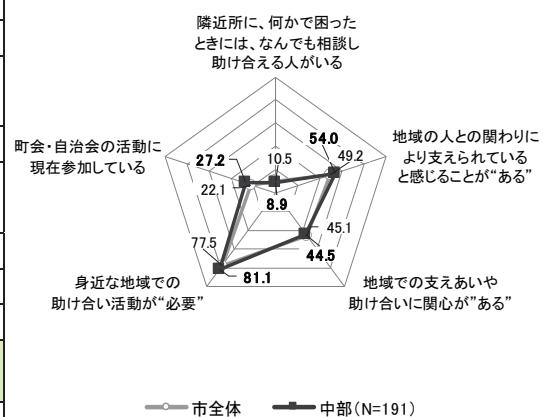
※集計の構成比については、端数処理の関係上、合計と内訳が一致しない場合があります



(3) 中部

①地区内の人団・世帯数（住民基本台帳）		③地区の市民意識（アンケート調査）	
総人口	83,577人		
年少人口（0～14歳）	10,185人		
生産年齢人口 (15～64歳)	48,843人		
高齢期（65歳以上）	24,549人		
前期高齢者 (65～74歳)	10,870人		
後期高齢者（75歳以上）	13,679人		
世帯数	39,759戸		
令和3年4月1日現在			
②地区内の主な資源			
地域包括支援センター	2か所	中学校	6か所
在宅介護支援センター	3か所	高等学校	2か所
老人憩の家	4か所	大学	0か所
介護保険施設・事業所	124か所	保健センター	0か所
障害者施設・事業所	50か所	病院	5か所
保育所（公立）	7か所	一般診療所	40か所
保育所（私立）	8か所	歯科診療所	34か所
幼稚園	10か所	保健所	0か所
船っ子教室（放課後子供教室）	10か所	公民館	4か所
子育て支援センター	1か所	市役所・船橋駅前総合窓口センター・出張所・連絡所	2か所
児童ホーム	4か所	市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会	4か所
放課後ルーム	15か所	福祉団体（市社協ボランティアセンター把握分）	44団体
小学校	10か所	町会・自治会会館数	44か所
民生委員・児童委員	116人		
地区社協ボランティア人数	457人		

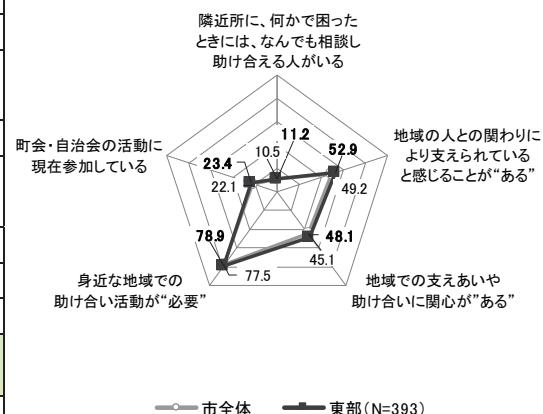
※集計の構成比については、端数処理の関係上、合計と内訳が一致しない場合があります



(4) 東部

①地区内の人口・世帯数（住民基本台帳）		③地区の市民意識（アンケート調査）	
総人口	173,591人		
年少人口（0～14歳）	20,791人		
生産年齢人口 (15～64歳)	110,909人		
高齢期（65歳以上）	41,891人		
前期高齢者 (65～74歳)	19,511人		
後期高齢者（75歳以上）	22,380人		
世帯数	83,510戸		
令和3年4月1日現在			
②地区内の主な資源			
地域包括支援センター	4か所	中学校	8か所
在宅介護支援センター	2か所	高等学校	4か所
老人憩の家	13か所	大学	3か所
介護保険施設・事業所	172か所	保健センター	1か所
障害者施設・事業所	111か所	病院	6か所
保育所（公立）	4か所	一般診療所	96か所
保育所（私立）	21か所	歯科診療所	90か所
幼稚園	10か所	保健所	0か所
船っ子教室（放課後子供教室）	14か所	公民館	5か所
子育て支援センター	0か所	市役所・船橋駅前総合窓口センター・出張所・連絡所	4か所
児童ホーム	5か所	市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会	5か所
放課後ルーム	26か所	福祉団体（市社協ボランティアセンター把握分）	55団体
小学校	15か所	町会・自治会会館数	79か所
民生委員・児童委員	198人		
地区社協ボランティア人数	535人		

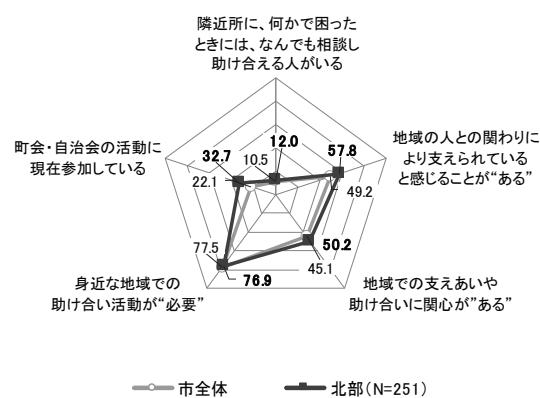
※集計の構成比については、端数処理の関係上、合計と内訳が一致しない場合があります



(5) 北部

①地区内の人団・世帯数（住民基本台帳）		③地区の市民意識（アンケート調査）	
総人口	109,015人		
年少人口（0～14歳）	14,178人		
生産年齢人口 (15～64歳)	61,130人		
高齢期（65歳以上）	33,707人		
前期高齢者 (65～74歳)	14,955人		
後期高齢者（75歳以上）	18,752人		
世帯数	48,483戸		
令和3年4月1日現在			
②地区内の主な資源			
地域包括支援センター	3か所	中学校	6か所
在宅介護支援センター	5か所	高等学校	5か所
老人憩の家	5か所	大学	0か所
介護保険施設・事業所	153か所	保健センター	1か所
障害者施設・事業所	95か所	病院	5か所
保育所（公立）	2か所	一般診療所	48か所
保育所（私立）	10か所	歯科診療所	43か所
幼稚園	6か所	保健所	0か所
船っ子教室（放課後子供教室）	11か所	公民館	8か所
子育て支援センター	0か所	市役所・船橋駅前総合窓口センター・出張所・連絡所	3か所
児童ホーム	5か所	市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会	7か所
放課後ルーム	17か所	福祉団体（市社協ボランティアセンター把握分）	52団体
小学校	11か所	町会・自治会会館数	86か所
民生委員・児童委員	141人		
地区社協ボランティア人数	598人		

※集計の構成比については、端数処理の関係上、合計と内訳が一致しない場合があります



5 アンケート調査結果

(1) 調査の概要

① 調査の目的

第4次地域福祉活動計画策定の基礎資料として、調査を実施するものです。

② 調査対象

地域福祉に関する団体

③ 前提条件

- 1) アンケートは「選択式」ではなく「記述式」のため、複数回答としてカウントしている場合があります。
- 2) 「ボランティアグループ」・「個人ボランティア」・「助け合い」・「地区社協」は、設問1～6、「施設」・「生活支援員」・「民生委員・児童委員」は、設問4～6を回答しています。

④ 回収状況

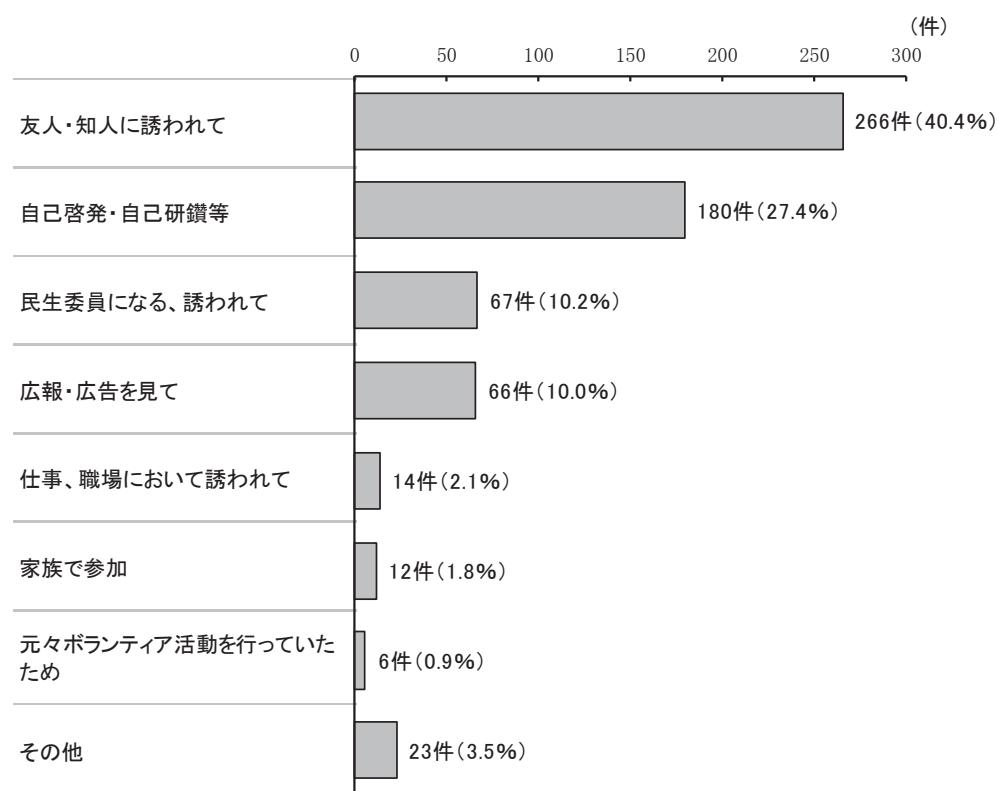
配 布 数	回 答 数	回 答 率
1,297 通	831 通	64.1%

※設問のうち、1つでも回答している場合は、回答数に含めています。

設問1 ボランティアを始めたきっかけを教えてください。
(回答者数：658人)

【全体】

「友人・知人に誘われて」の意見が266件（40.4%）と最も多く、次いで「自己啓発・自己研鑽等」の意見が180件（27.4%）、「民生委員になる、誘われて」の意見が67件（10.2%）となっています。

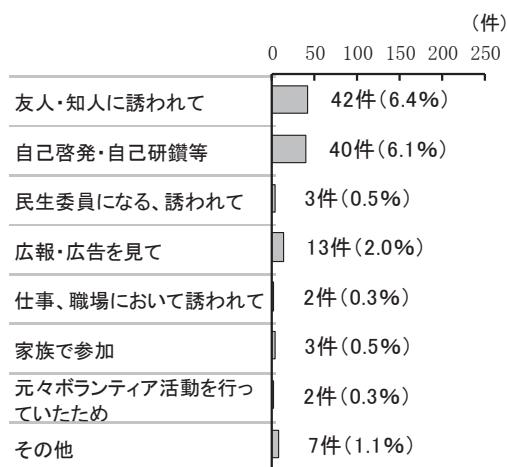


※その他

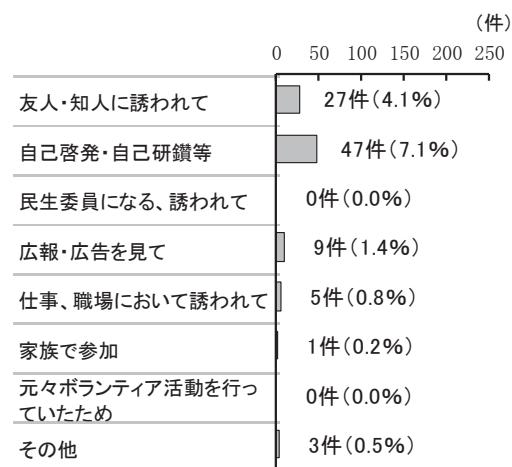
- ・市民大学のボランティア養成学科の実習・体験がきっかけ
 - ・町会の役員を引き受け、見るに見かねて
 - ・社協の活動に興味があり参加した
- など

【個別】

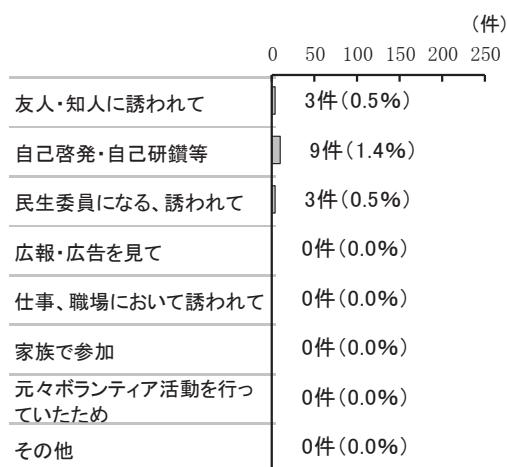
ボランティアグループ



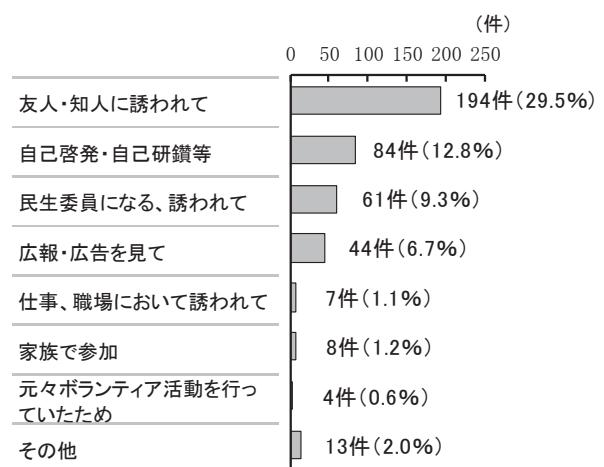
個人ボランティア



助け合い



地区社協

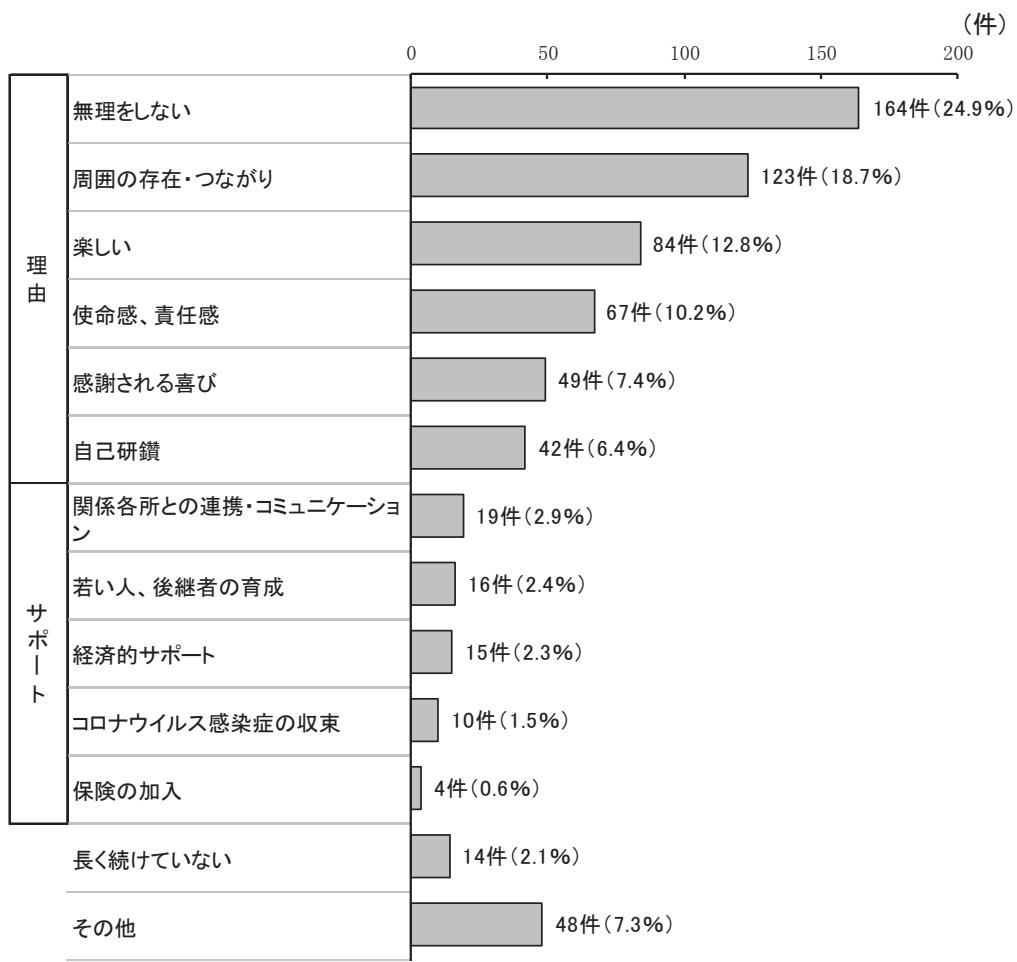


設問2 ボランティアを長く続けている理由や秘訣を教えてください。また、ボランティア活動を継続するために、どのようなサポートがあればよいと思いますか。（回答者数：658人）

【全体】

『理由』については、「無理をしない」の意見が164件（24.9%）と最も多く、次いで「周囲の存在・つながり」の意見が123件（18.7%）、「楽しい」（12.8%）の意見が84件となっています。

『サポート』については、「関係各所との連携・コミュニケーション」の意見が19件（2.9%）と最も多く、次いで「若い人、後継者の育成」の意見が16件（2.4%）、「経済的サポート」の意見が15件（2.3%）となっています。



※その他

【理由】

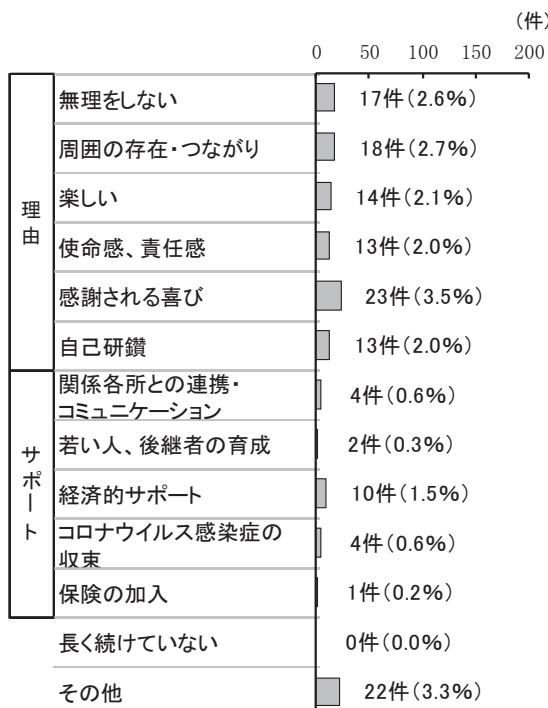
- ・ボランティア自身が、ボランティア活動に意味を見つけられると続くと思う
- ・社会とつながっている感じがする
- ・受け手と担い手が定期的な意見交換の場を設け、切磋琢磨しているから
- ・活動させていただくという謙虚さを大切にすること
- ・自分が健康だから活動ができる
- ・自分がやりたいと思っていた活動があった
- ・自分のことだけでなく他人に優しくすることが元気の源となっている

【サポート】

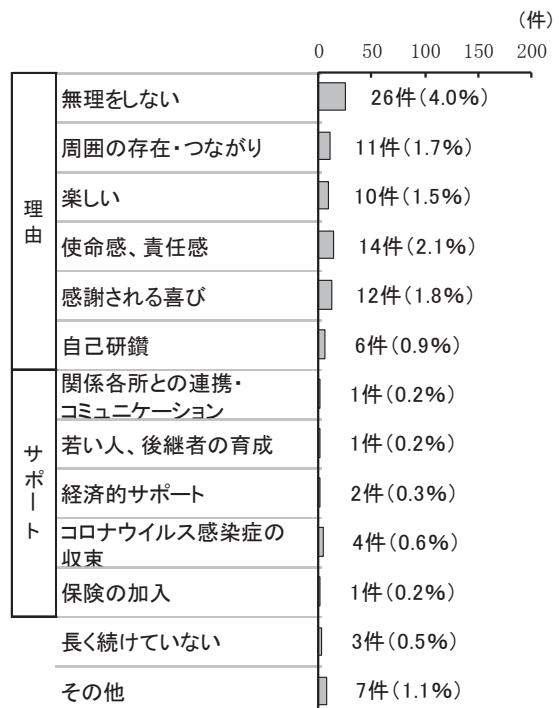
- ・情報が早く、多く欲しい
 - ・ボランティアにつながる講座がたくさんあると良い
 - ・ボランティア活動をしてもよいと言っている人にサポートはいらない
 - ・ボランティアに求められる内容も進化しており、対応できるスキルを養成すべき
- など

【個別】

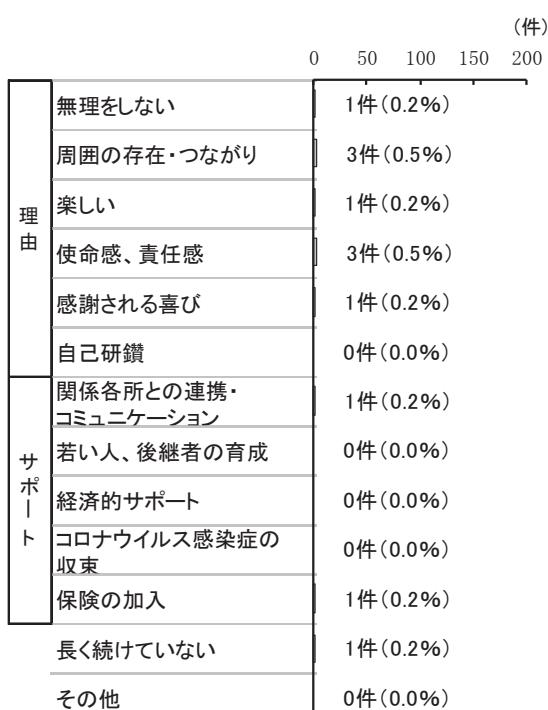
ボランティアグループ



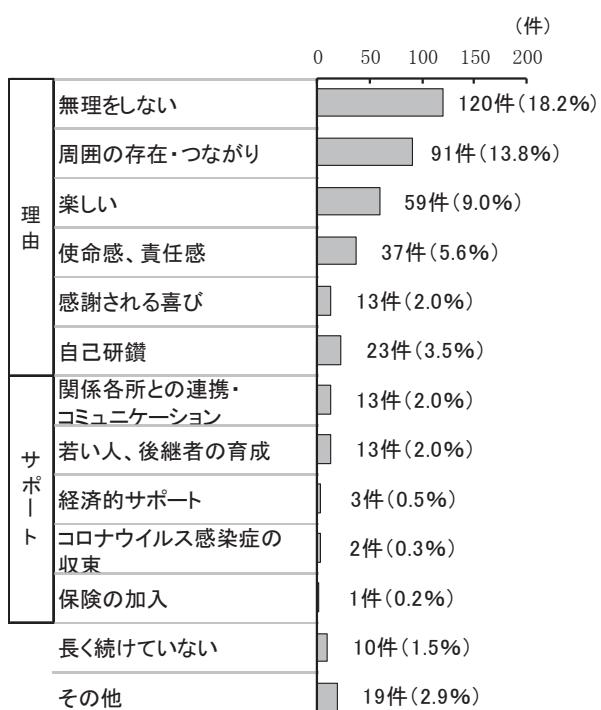
個人ボランティア



助け合い



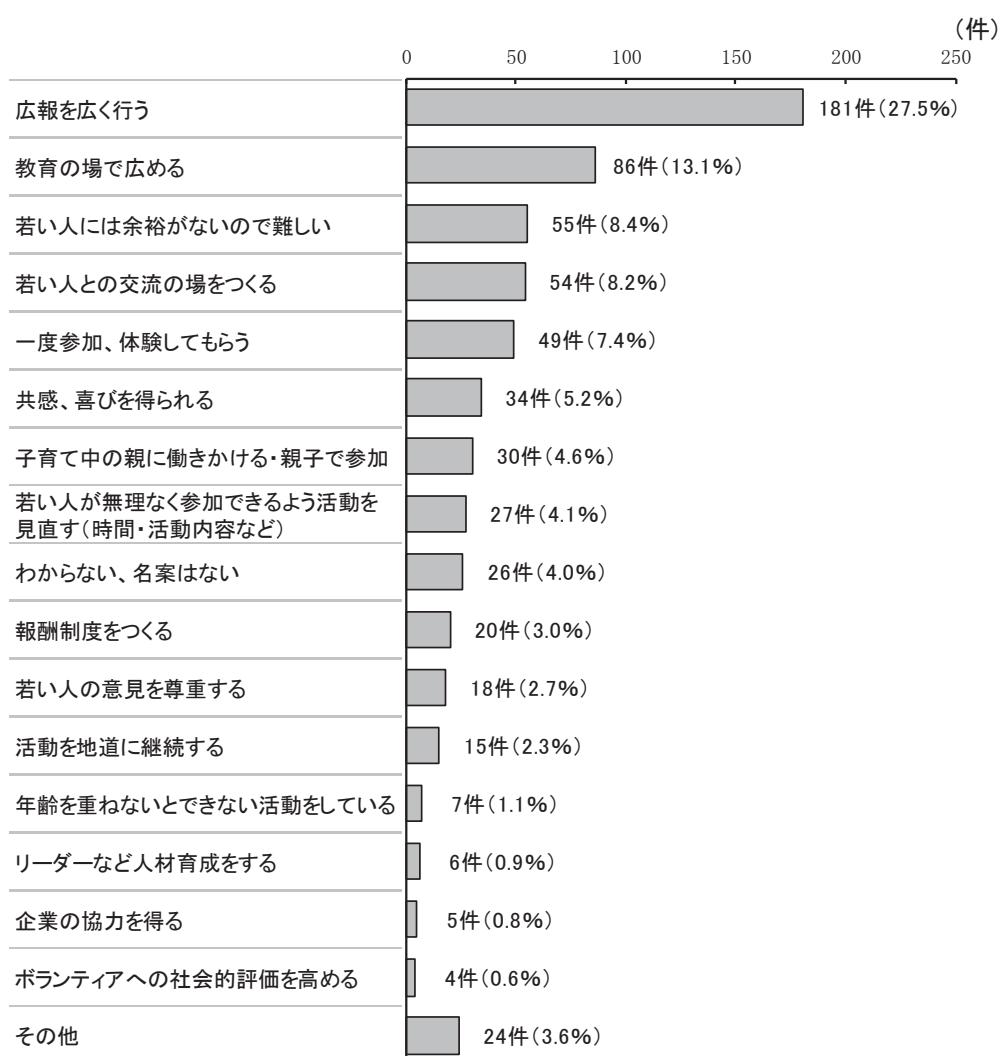
地区社協



設問3 ボランティア活動を継続するうえで、若年層の発掘が課題となっているところですが、若い方々がボランティア活動に興味・関心をもっていただくにはどうしたらよいと考えますか。（回答者数：658人）

【全体】

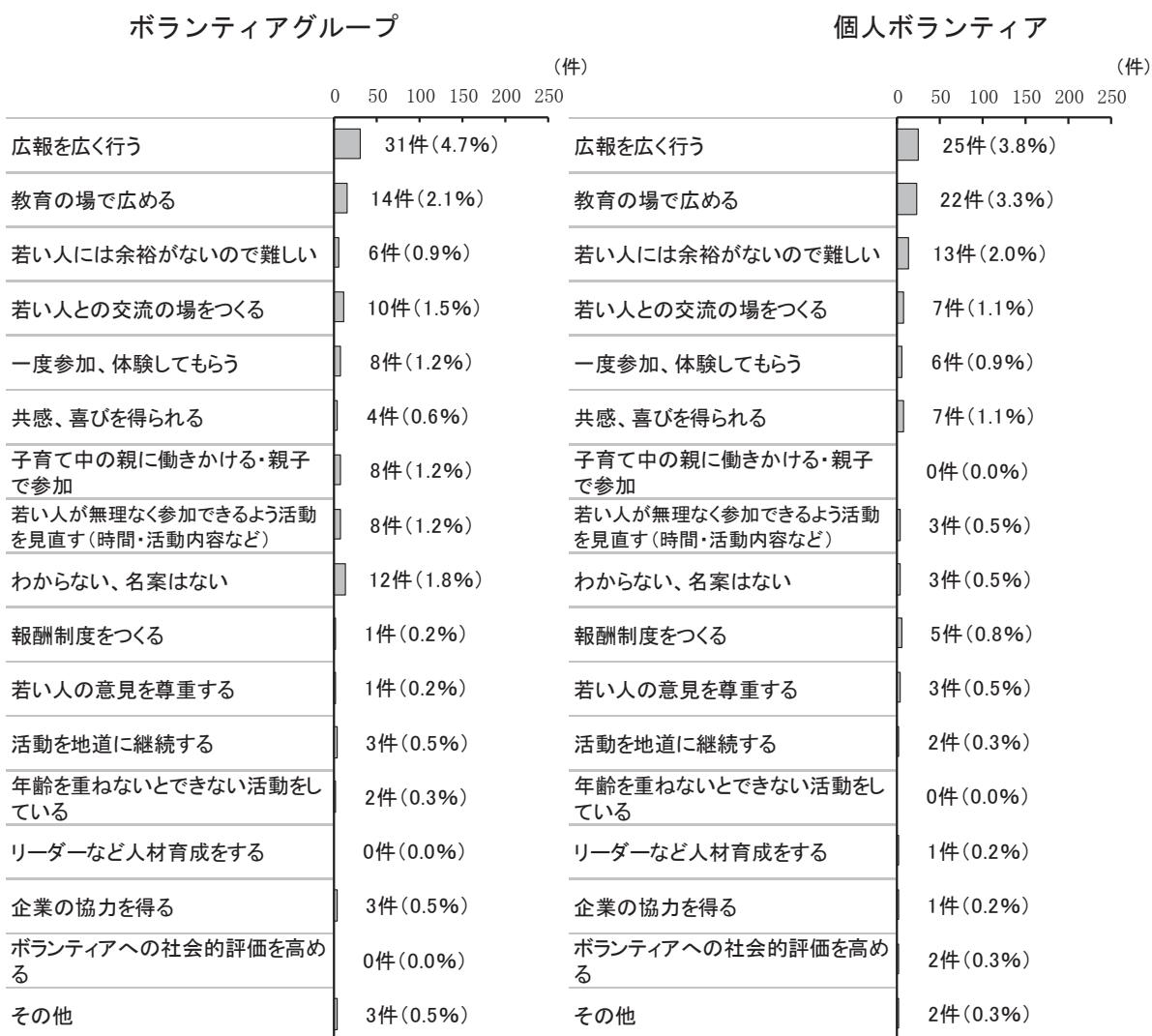
「広報を広く行う」の意見が181件（27.5%）と最も多く、次いで「教育の場で広める」の意見が86件（13.1%）、「若い人には余裕がないので難しい」の意見が55件（8.4%）となっています。

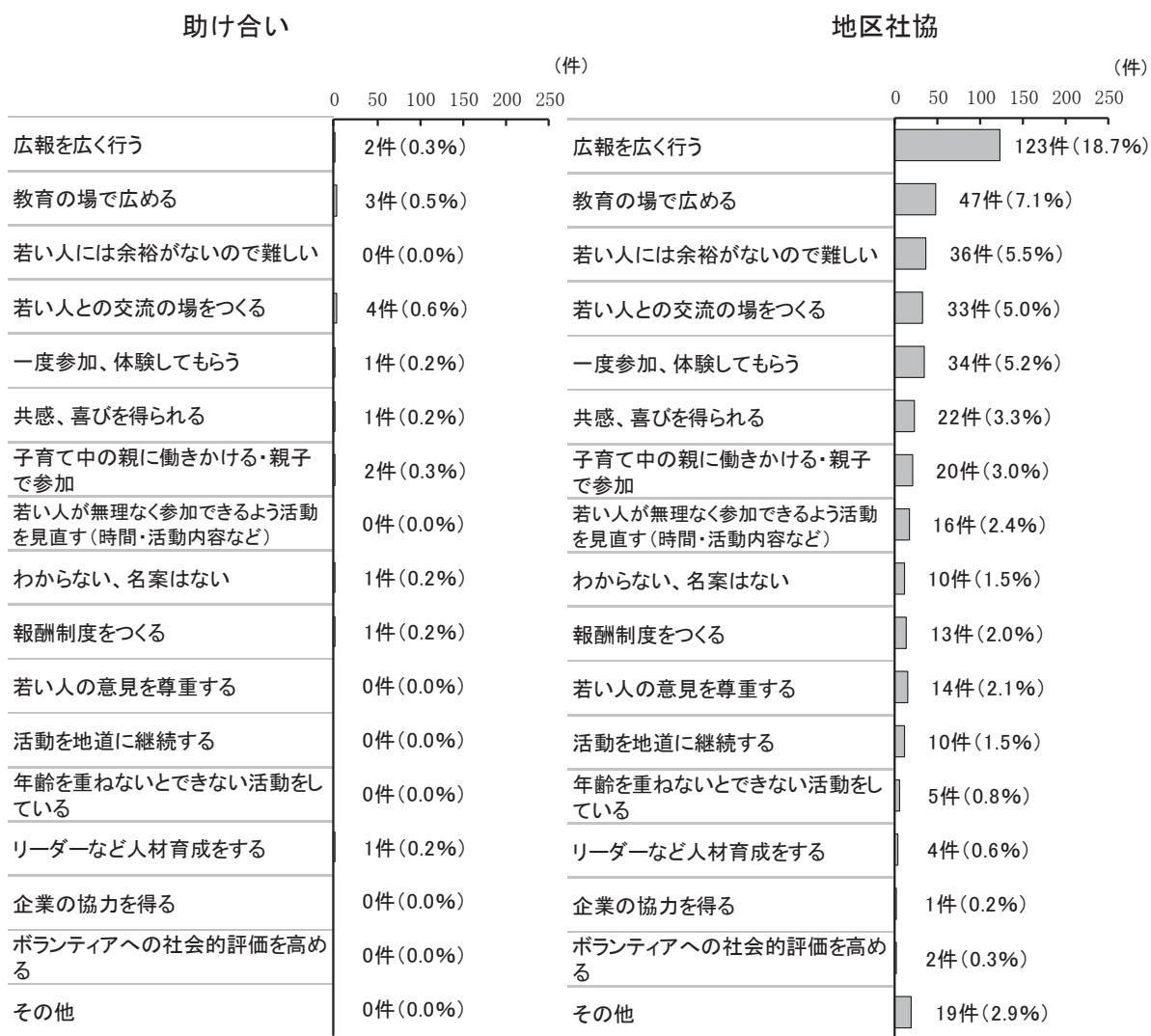


※その他

- ・「ボランティア」という名前が固い。サポーターなど他の名称もあったら良い
 - ・学校・自治会・社協等のネットワークの強化を図り、一緒に活動できる場をつくる
 - ・短時間で行う
 - ・スマホを使って、誰もが参加できるようにする
- など

【個別】



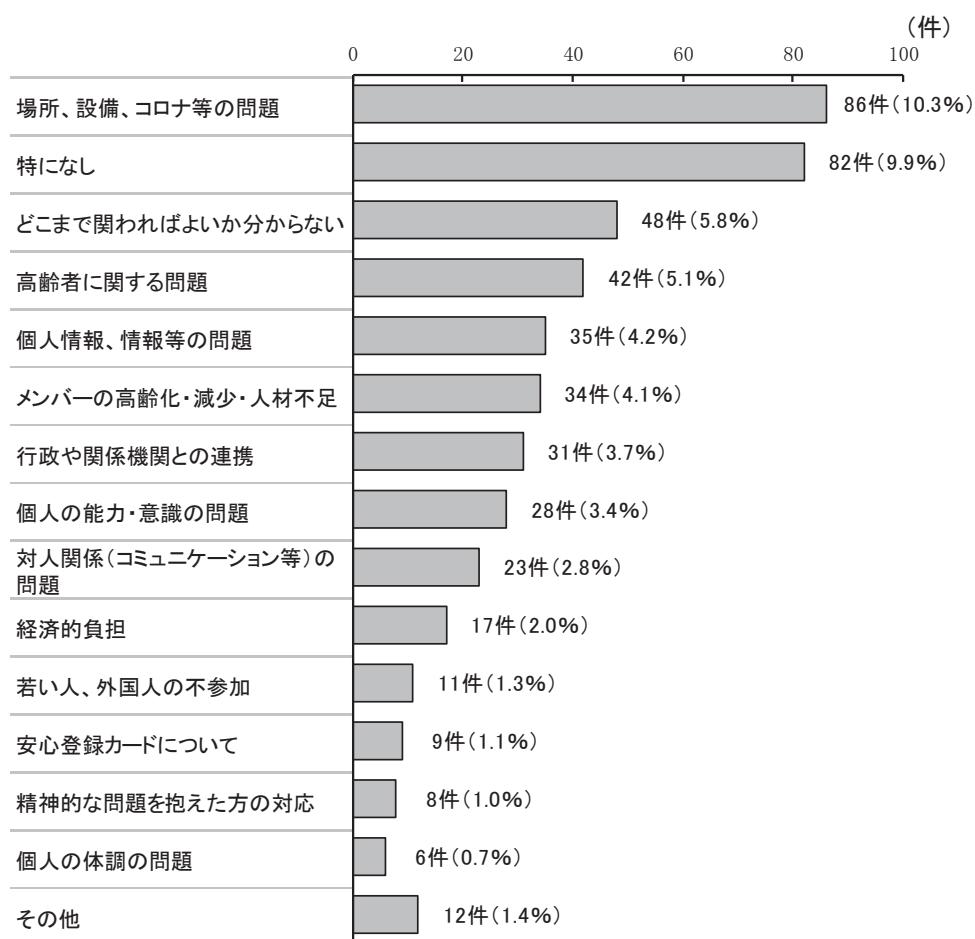


設問4 日頃の活動の中で現在の制度、サービス、地域活動等では難しいと感じた事例があれば、ご記入ください。(回答者数：831人)

※施設、生活支援員、民生委員・児童委員のアンケートでは設問1となっています。

【全体】

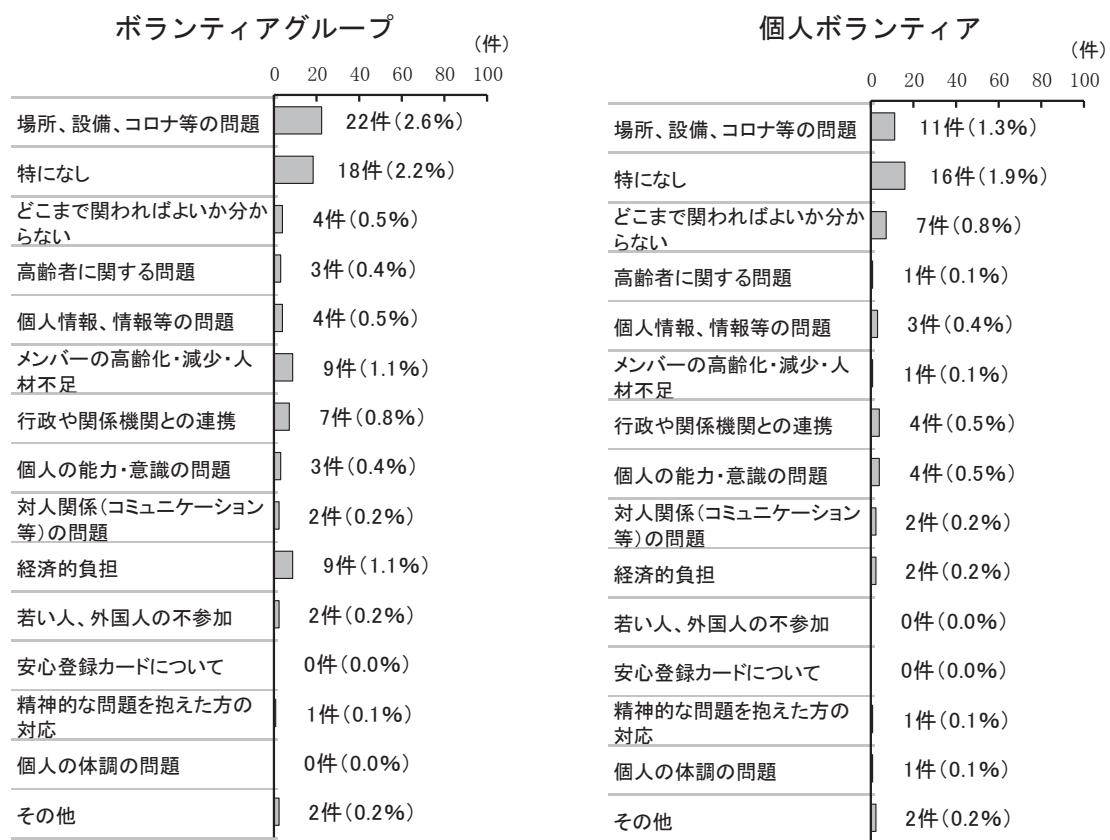
「場所、設備、コロナ等の問題」の意見が86件（10.3%）と最も多く、次いで「特になし」の意見が82件（9.9%）、「どこまで関わればよいか分からぬい」の意見が48件（5.8%）となっています。



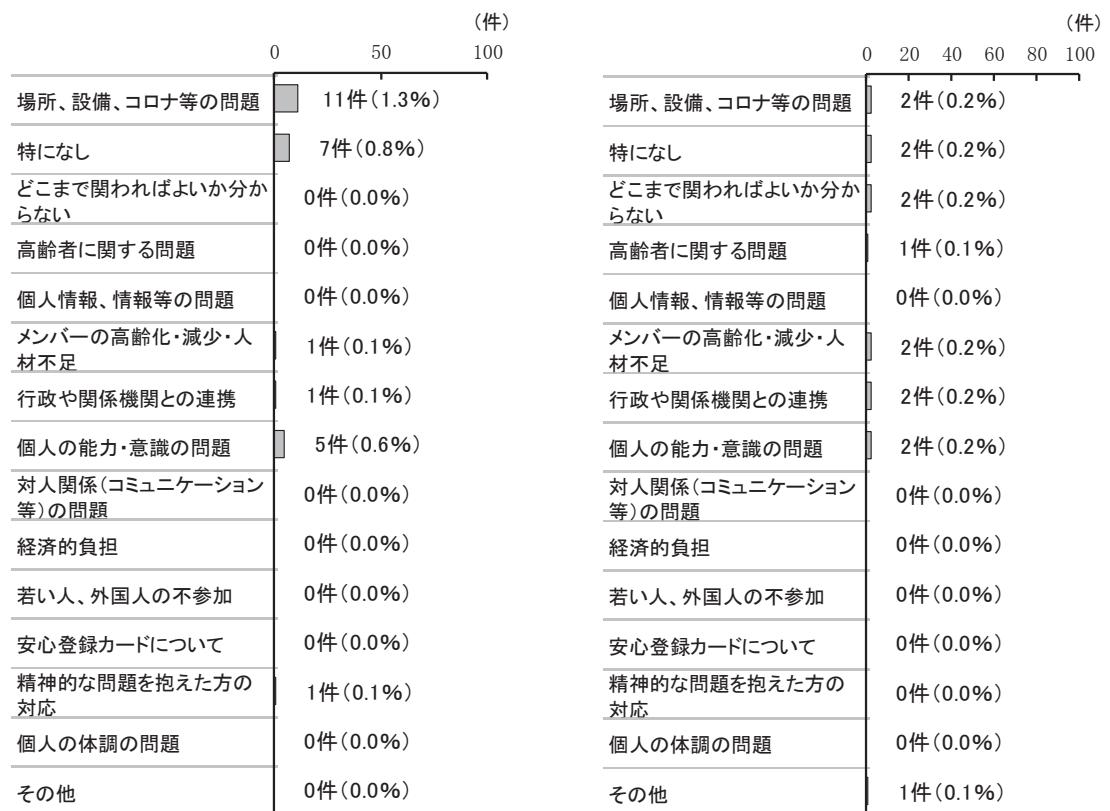
※その他

- ・貧困層への対応は行政等との関わりがないと困難
- ・子ども食堂
- ・仕事をしている人はボランティア活動を行う日程調整が難しい
- ・個々の活動可能な時間内で活動をする（1-2時間と固定しない）など

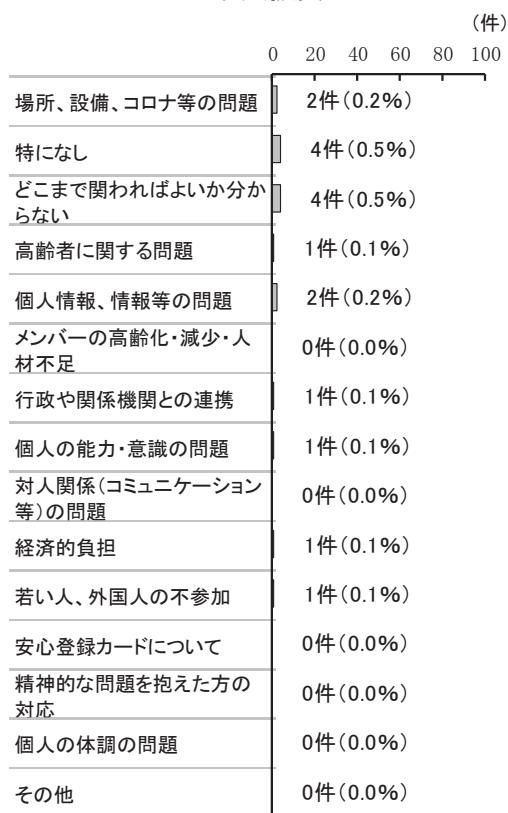
【個別】



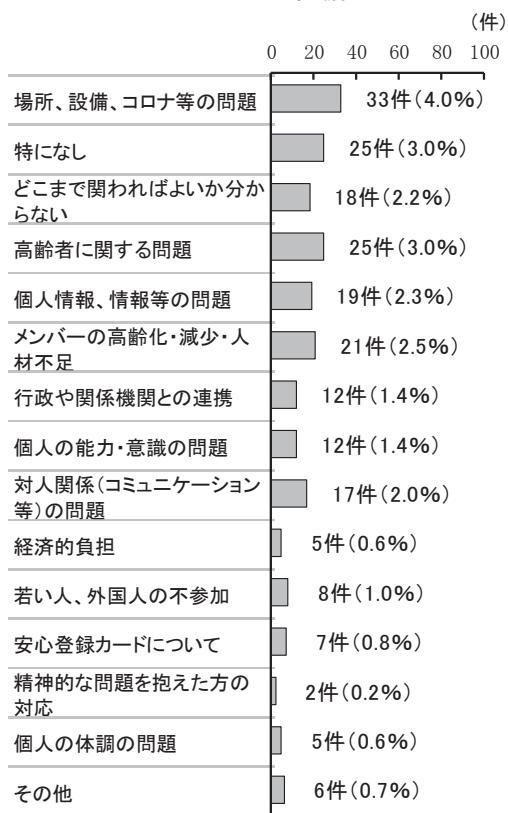
施設



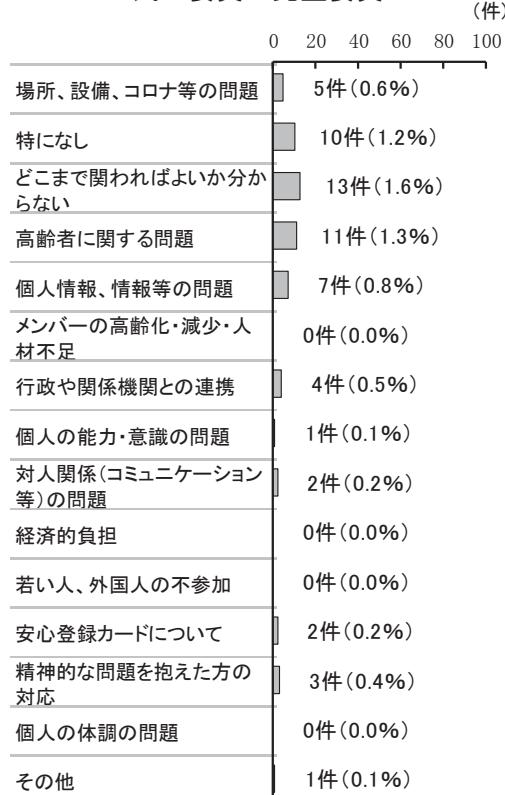
生活支援員



地区社協



民生委員・児童委員

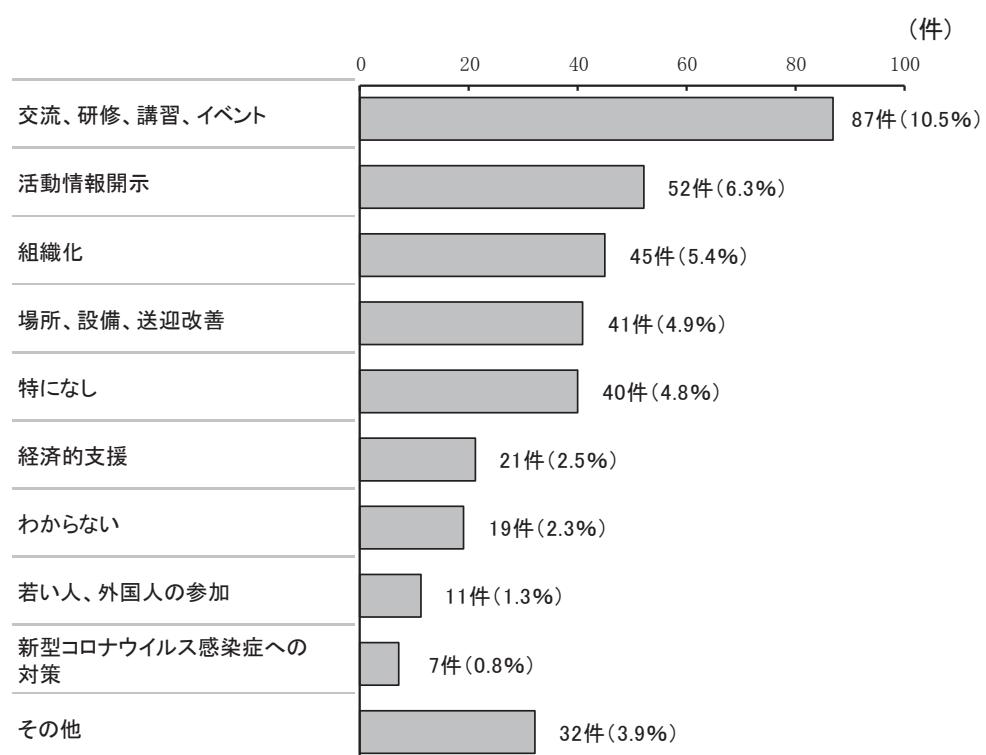


設問5 上記の問題に対して、こんな取り組みがあればよいと思うアイデア（公的サービス、社協事業、地域活動等）がありましたら、ご記入ください。（回答者数：831人）

※施設、生活支援員、民生委員・児童委員のアンケートでは設問2となっています。

【全体】

「交流、研修、講習、イベント」の意見が87件(10.5%)と最も多く、次いで「活動情報開示」の意見が52件(6.3%)、「組織化」の意見が45件(5.4%)となっています。

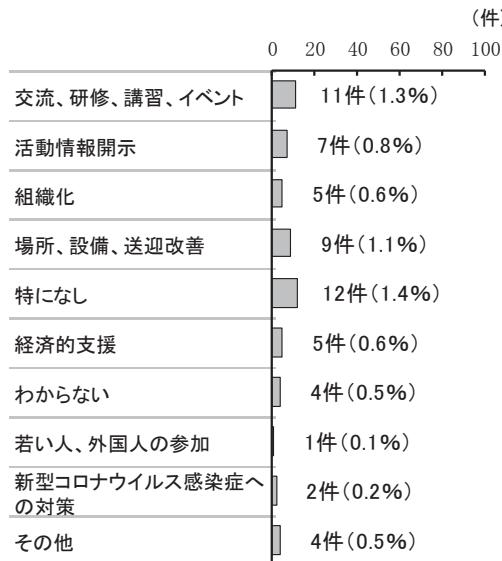


※その他

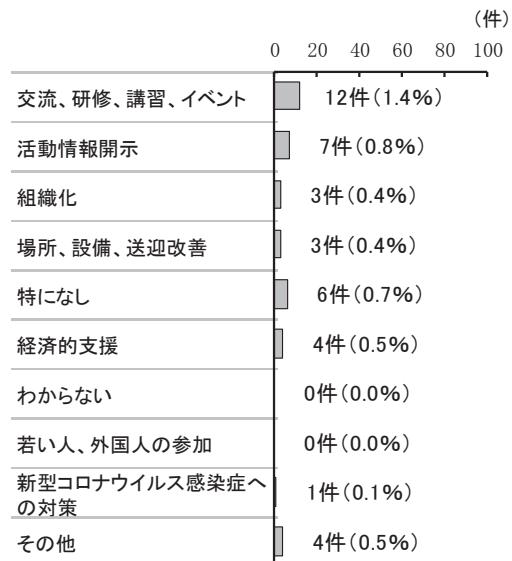
- ・いやがらせや、セクハラ問題を相談できる窓口
- ・地域が一体となるには、町会自治会、民生児童委員、ボランティアの支援が必要
- ・新しい制度やサービス等を作ることも大事だが、現在活動中の制度等にプラスアルファするのもよいのではないか
- ・数少ない特殊な問題解決より、日常の多くの問題に取り組むことが先決。地域ごとの「互助」のあり方を真剣に取り組むなど

【個別】

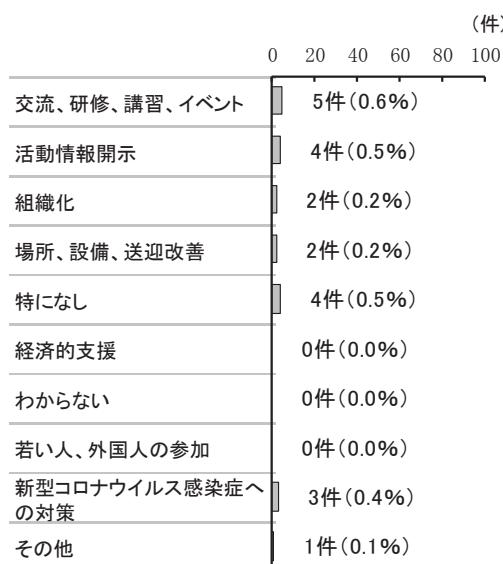
ボランティアグループ



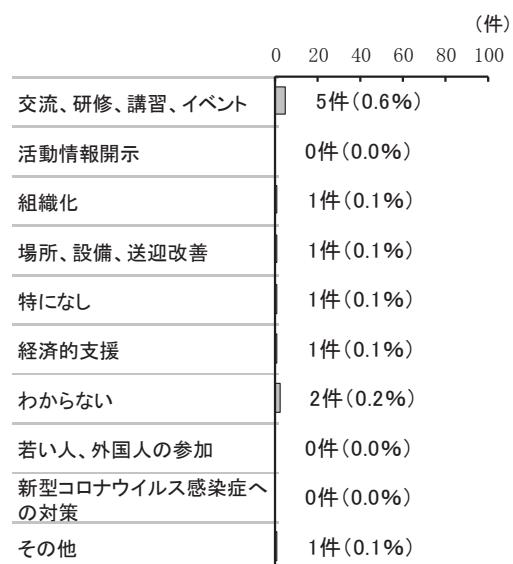
個人ボランティア

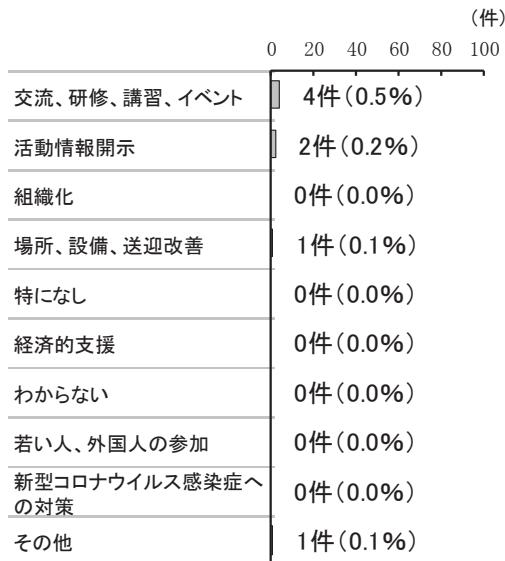
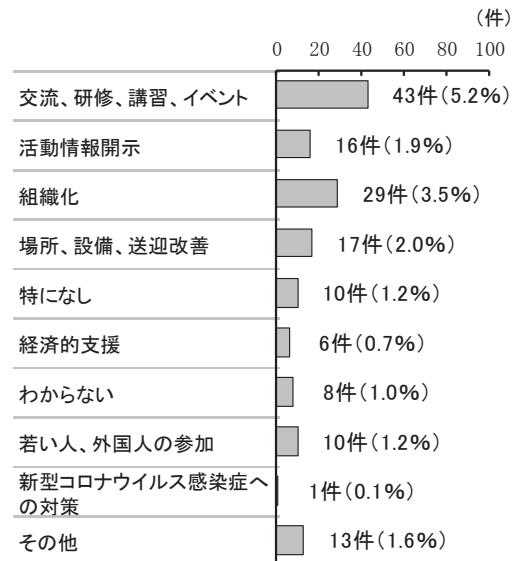
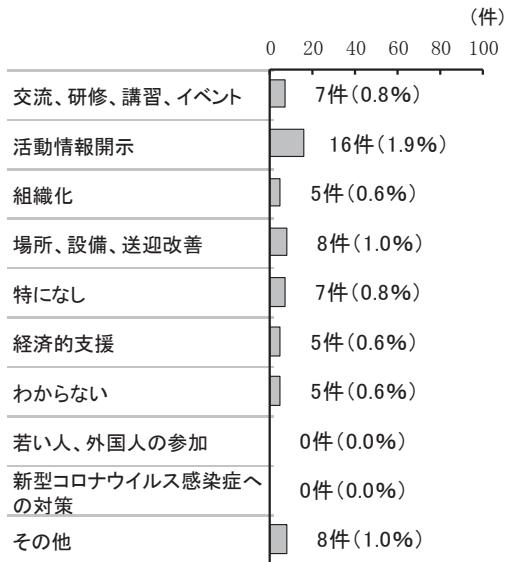


施設



助け合い



生活支援員**地区社協****民生委員・児童委員**

設問6 市社協のサービス、事業で良かったと感じたことはありますか。

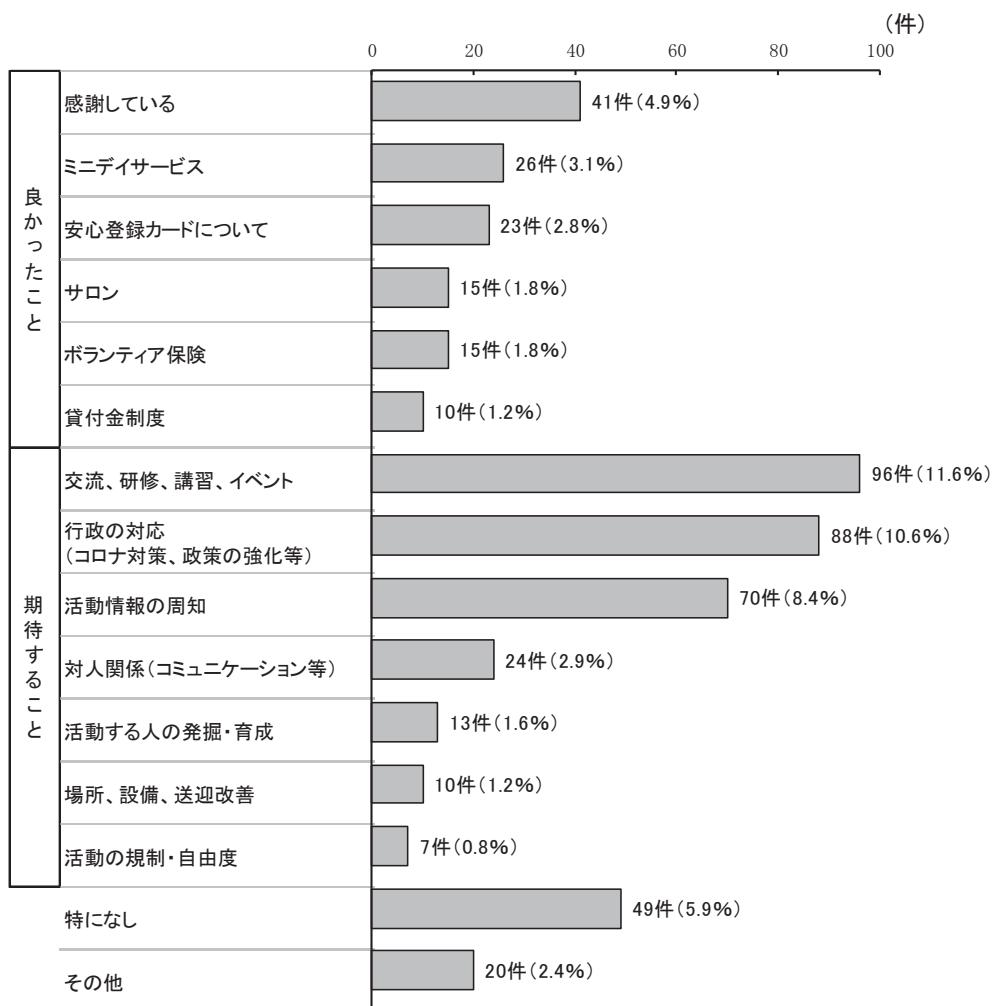
その他、市社協に期待することがあればお書きください。(回答者数: 831人)

※施設、生活支援員、民生委員・児童委員のアンケートでは設問3となっています。

【全体】

『良かったこと』では、「感謝している」の意見が41件(4.9%)と最も多く、次いで「ミニディサービス」の意見が26件(3.1%)、「安心登録カードについて」の意見が23件(2.8%)となっています。

『期待すること』では、「交流、研修、講習、イベント」の意見が96件(11.6%)と最も多く、次いで「行政の対応(コロナ対策、政策の強化等)」の意見が88件(10.6%)、「活動情報の周知」の意見が70件(8.4%)となっています。

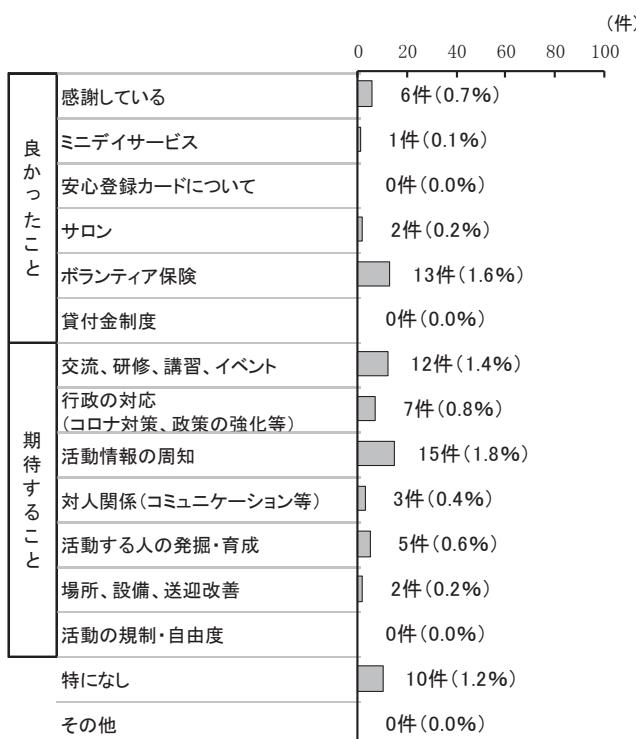


※その他:

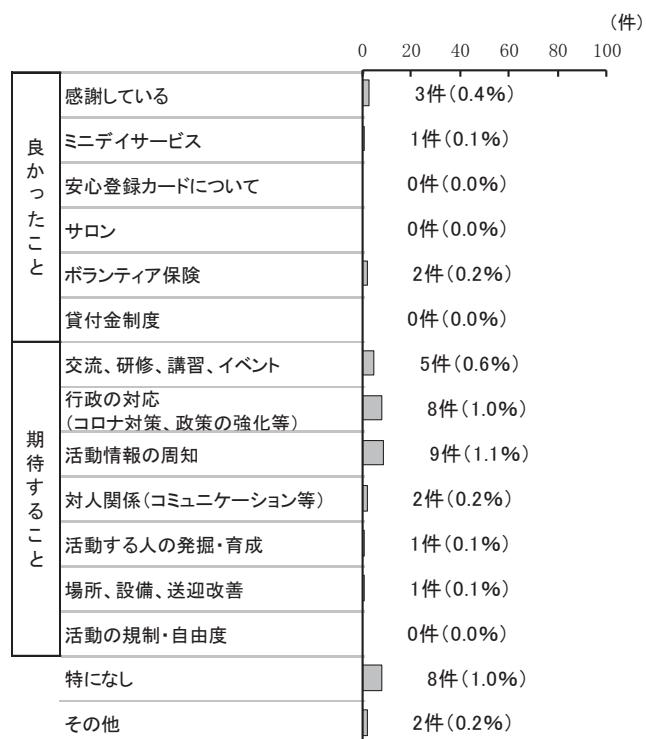
- ・ボランティアに行かせていただくの気持ちを忘れず続けられればいいと思う
 - ・ボランティアが誰にとっても身近になる日が来るとよい
 - ・防災備蓄品の配布量をある程度数量をまとめてほしい
- など

【個別】

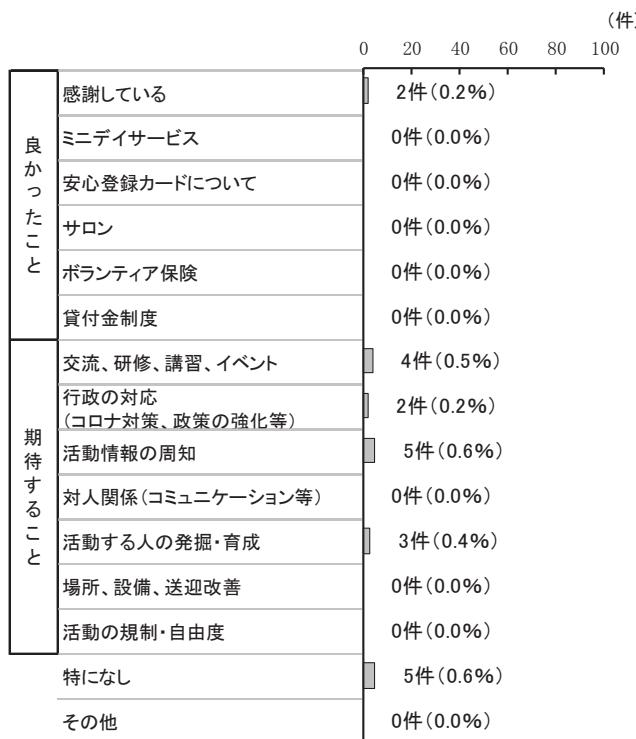
ボランティアグループ



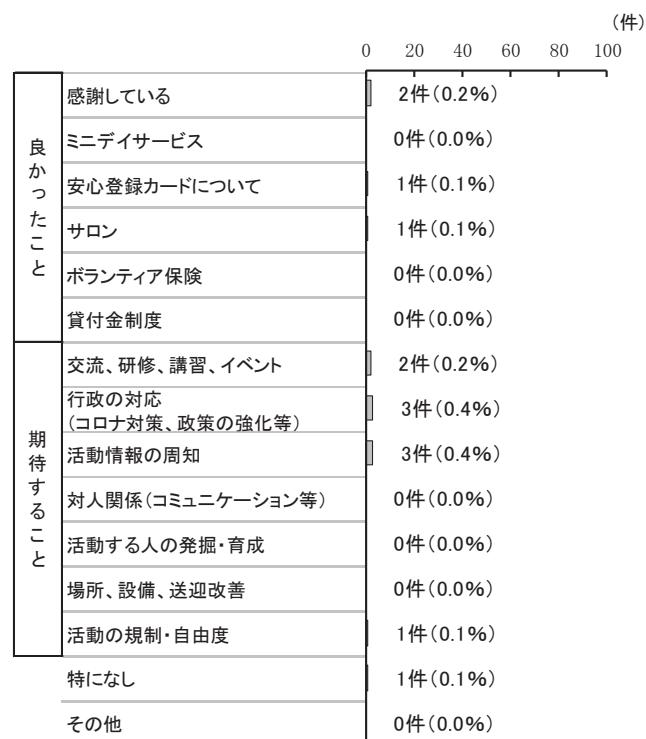
個人ボランティア

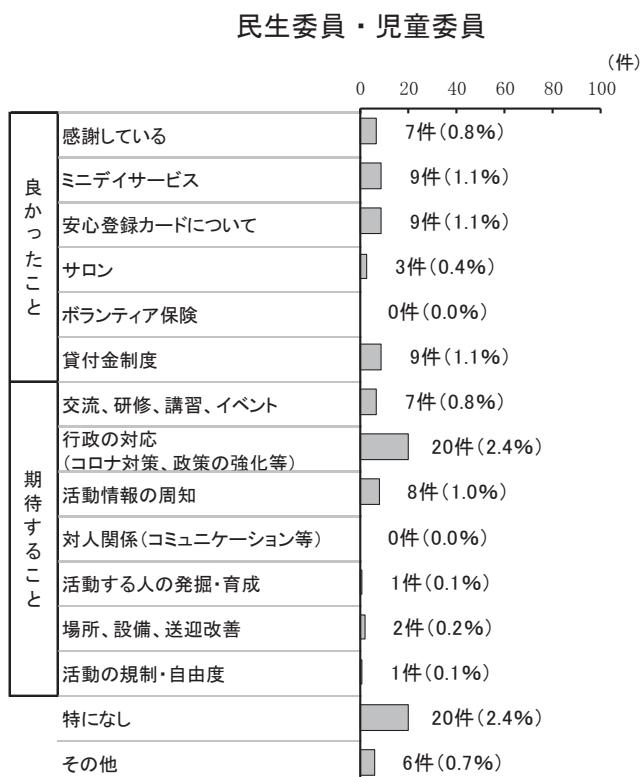
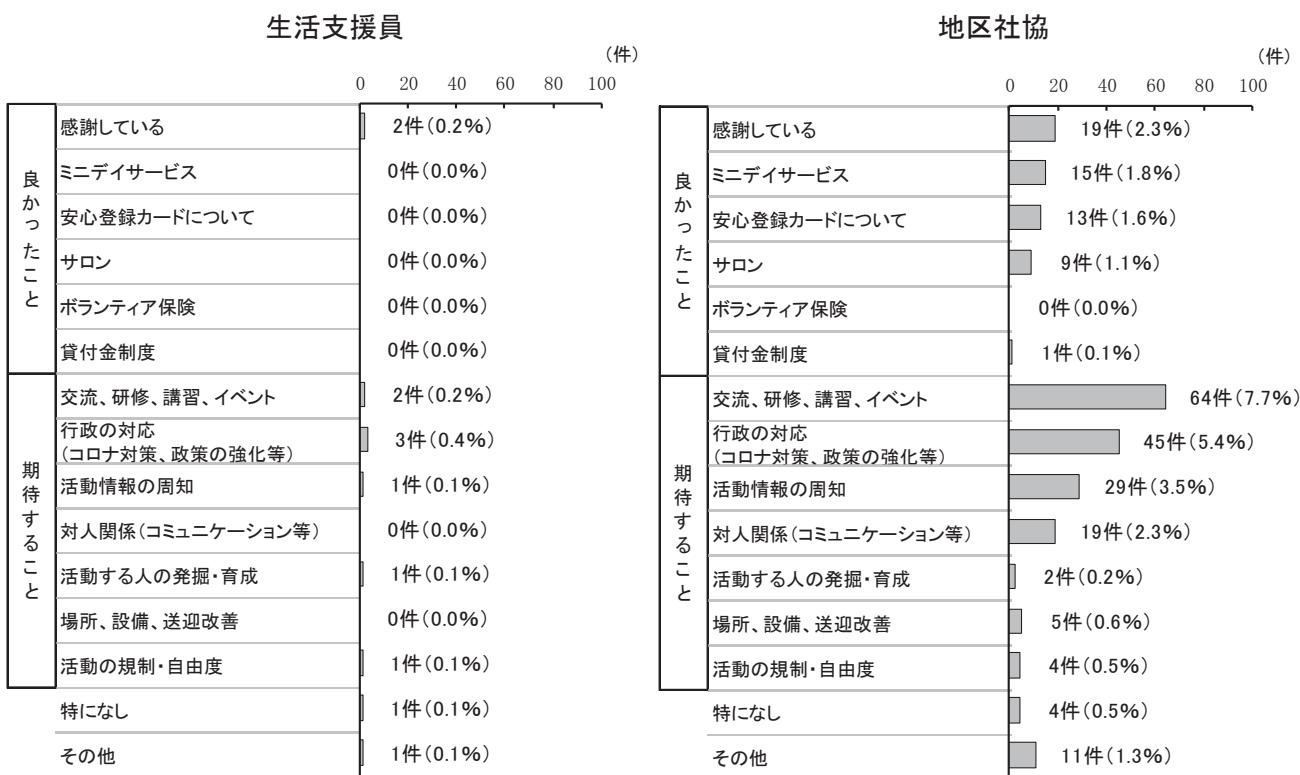


施設



助け合い





6 パブリックコメントの実施

○実施期間 令和5年1月17日（火）～令和5年2月15日（水）

○対象者 市内在住の方、及び事業者など

○閲覧場所 市社協、市社協ホームページ、各地区社協事務所

ページ	ご質問・ご意見	市社協の考え方
1	17行目 「これは例えば、」の「これは」を削除した方がいいのではないか。	いただいたご意見を参考に、ご指摘の箇所を「例えば、他人事になりがちな地域づくりを、地域住民一人ひとりが「我が事」として捉えていく仕組みづくりが重要であると考えられます。」に修正します。
22	下図の「自助」についての説明文を「一人ひとりや家族が地域づくりのために努力すること」を「家族どうしが助け合ってから地域づくりのために努力すること」に改めた方がいいのではないか。	ご意見ありがとうございます。自助の定義については家族どうしの助けあいが前提となったうえでの地域との関りと考えていることから、現行どおりの記述とさせていただきますのでご理解願います。
23	2 計画の基本理念とテーマ ここで書かれている「テーマ1」「テーマ2」「テーマ3」の文章が、非常に分かり難いです。 「現状の課題」→「最終的に目指すところ」→「本活動計画で取り組むこと」という流れで、文章を書き直してみましたので、検討願います。 テーマ1 心でつなぐ地域づくり 社会的な孤立を解消するために、地域における人と人とのつながりの強化、地域の居場所づくりの推進、「地域を見守る目」を増やす事が必要であり、そのために、地域における福祉ネットワークの構築、「ボランティア」の確保・充実をすすめます。	いただいたご意見を参考に、テーマ1の記述を以下のとおり修正します。 テーマ1 心でつなぐ地域づくり 社会的な孤立を解消するため、地域における人と人とのつながりの輪を広げて「地域を見守る目」を増やすことを目指し、地域における福祉ネットワークの構築、「ボランティア」の確保・充実をすすめます。

ページ	ご質問・ご意見	市社協の考え方
	<p>テーマ2 安心して暮らせる地域づくり</p> <p>地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するために、制度・分野ごとの「縦割り」や支え手・受け手という関係を超えて地域を共に創っていく社会(地域共生社会)の実現が必要であり、そのために、包括的な支援体制の構築に務めます。</p> <p>テーマ3 顔の見える関係づくり</p> <p>日常生活上の緊急時や災害時に、できるだけ迅速な支援を行うために、日頃から支援が必要な方と顔の見える関係づくりが必要であり、そこを目指して、安心登録カード事業の継続・充実を進めます。</p>	

7 第4次地域福祉活動計画策定委員会

(1) 設置要綱

船橋市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法の理念に基づき、船橋市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の中期的展望に立った地域福祉活動計画を策定するため、策定委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、市社協会長（以下「会長」という。）に報告するものとする。

- (1) 地域福祉活動計画の策定に関すること
- (2) その他この計画に関し、必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる者をもって組織する。

(委員)

第4条 委員会の委員は15名以内とし、会長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する事項について会長に報告した日までとする。

(会議)

- 第7条 委員会は、委員長が招集し、議長として議事を整理する。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会が必要があると認めるときは関係者の出席を求め、意見や説明を聞くことができる。

(庶務)

- 第8条 委員会の庶務は、市社協で行う。

(費用弁償)

- 第9条 委員に費用弁償を支給する。
- 2 費用弁償は、社会福祉法人船橋市社会福祉協議会委員会等の委員等の費用弁償に関する規程を適用する。

(委任)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

No.	推薦団体等
1	自治会連合協議会
2	民生児童委員協議会
3	ボランティア連絡協議会
4	福祉関係団体
5	船橋市
6	地区社会福祉協議会
7	学識経験者

(2) 策定委員名簿

順不同・敬称略

No.	氏名	所属団体等
1	◎菱沼 幹男	日本社会事業大学社会福祉学部 准教授
2	○平川 道雄	船橋市自治会連合協議会
3	高橋 強	船橋市民生児童委員協議会
4	住吉 則子	NPO 法人 船橋こころの福祉協会
5	斎藤 征昭	船橋市ボランティア連絡協議会
6	中臺 久之	宮本地区社会福祉協議会
7	栗山 正隆	習志野台地区社会福祉協議会
8	阿部 三郎	夏見地区社会福祉協議会
9	宍戸 久子	葛飾地区社会福祉協議会
10	海老原 光昭	坪井地区社会福祉協議会
11	島田 将太	「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」
12	杉田 勝	船橋市介護支援専門員協議会
13	忍足 博子	健康福祉局福祉サービス部地域福祉課
14	本木 次夫	船橋市社会福祉協議会

◎=委員長 ○=副委員長

(3) 策定までの経緯

年月日		内 容
1	令和4年5月9日	第1回第4次船橋市地域福祉計画策定委員会 ・コロナ下における地域福祉活動と政策動向について ・第4次船橋市地域福祉計画の概要について ・第4次船橋市地域福祉活動計画策定の趣旨について
2	令和4年8月16日	第2回第4次船橋市地域福祉計画策定委員会 ・第3次船橋市地域福祉活動計画振り返りについて ・アンケート結果について ・冊子構成イメージ（案）について ・施策体系（試案）について
3	令和4年10月28日	第3回第4次船橋市地域福祉活動計画策定委員会 ・素案について
4	令和4年12月9日	第4回第4次船橋市地域福祉活動計画策定委員会 ・素案について
5	令和5年2月21日	第5回第4次船橋市地域福祉活動計画策定委員会 ・パブリックコメントについて



策定委員長あいさつ

第4次活動計画の策定にあたって



第4次船橋市地域福祉活動計画策定委員会
委員長 菅沼 幹男

皆さんは、2023年のお正月をどのように過ごされましたか。感染症の心配から家族や親族とともに過ごせなかった方々や、健康に留意しながら久々に親しい人たちと過ごした方々もいたことと思います。一方で身寄りがなく独りで年末年始を過ごした方がいらっしゃるかもしれません。ある調査では、お盆やお正月を独りで過ごす方は、普段の生活でも孤立していることが多いという結果が出ており、お正月の過ごし方から船橋市内の孤独や孤立が見えてくるかもしれません。

地域福祉は、人と人のつながりを地域のなかで豊かに育んでいく営みでもあります。新型コロナウイルス感染症により、多くの地域活動が中断を余儀なくされました。しかし、その一方で「会えなくてもつながれる」を大切に、住民による訪問活動が始まったり、困窮している方々を支える食糧支援に取り組まれる地域も出てきました。24の地区社会福祉協議会による活動をはじめ、多様な人々が培ってきた地域の力が発揮されたと感じています。しかしながら、地域活動者の高齢化や減少が進んでいる地区もあり、新たな人々の参加をどう進めていくかという課題も喫緊のものとなっていました。

第4次地域福祉活動計画では5つの重点施策を掲げており、その中には地域活動の担い手の確保・充実も重要な柱となっています。あわせて地域生活支援は、住民だけでなく多様な専門職の関わりが欠かせません。現在、国は包括的支援体制の構築に向けて重層的支援体制整備事業の創設し、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援等の一体的展開を進めようとしています。本計画においても、包括的支援体制の構築を重点施策に位置づけ、これまで船橋市内の専門職や地域住民が育んできた実践を踏まえて、さらなる充実を目指しています。

来年のお正月、そして5年後のお正月に多くの笑顔があることを願っています。

令和5年3月



若生会長と策定委員の皆さま（第5回策定委員会にて撮影）
(前列左から、宍戸委員、本木委員、若生会長、菱沼委員長、阿部委員)
(後列左から、海老原委員、栗山委員、中臺委員、住吉委員、島田委員)
(欠席：平川副委員長、高橋委員、斎藤委員、杉田委員、忍足委員)



菱沼委員長から若生会長への答申

8 船橋市社会福祉協議会のあゆみ

社会福祉協議会は、昭和26年3月公布された社会福祉事業法第74条に基づき、全国・都道府県・市町村に設置されました（現在は平成12年6月改正の社会福祉法第109条）。地域住民の福祉の増進と安心して暮らせるコミュニティづくりを目的として、行政や地域住民、関係機関・団体などと連携しながら福祉の諸問題を計画的、協働的に解決しようとする公共性、公益性の高い民間の非営利団体です。

船橋市社会福祉協議会の設立

昭和26年12月1日に市内福祉関係団体の連絡調整機関として、福祉関係者によって設立されました。その後、昭和40年に船橋市社会福祉協議会の役員によって法人格の取得について協議され、昭和41年8月31日に厚生大臣より社会福祉法人が認可されました。（同年9月20日に法人が設立しました。）

船橋市社会福祉協議会歴代会長

氏名	在任期間
松本 栄一	昭和26年12月1日～昭和39年8月31日
丹沢 善利	昭和39年9月1日～昭和41年8月31日
長嶋 正男	昭和41年9月1日～昭和57年11月30日
橋本 幸雄	昭和57年12月1日～昭和63年11月30日
田上 一太	昭和63年12月1日～平成14年11月30日
小川 博仁	平成14年12月1日～平成18年11月30日
加藤 健	平成18年12月1日～平成22年7月31日
石井 庄太郎	平成22年8月1日～平成25年2月9日
清水 光明 (職務代理者 副会長)	平成25年2月10日～平成25年3月25日
田久保 尚俊	平成25年3月26日～平成28年7月31日
若生 美知子	平成28年8月1日～現在に至る

船橋市社会福祉協議会 事務所所在地

年月日	所在地
昭和26年12月	船橋市授産所内（湊町3丁目2228番地）に事務所を置く
昭和47年2月1日	船橋市補導センター（本町1丁目23番7号）に事務所移転
昭和50年8月1日	船橋市開発協会事務所跡（湊町2丁目12番7号）に事務所移転
昭和58年3月26日	船橋市分庁舎（湊町2丁目1番4号）に事務所移転
平成2年4月1日	船橋市福祉センター（南本町10番1号）に事務所移転
平成11年4月1日	船橋市福祉ビル3階（本町2丁目7番8号）に事務所移転 現在に至る

船橋市社会福祉協議会事業の変遷

救貧的社会福祉による出発（昭和20年～昭和30年代前半）

戦後の社会福祉制度は、生活困窮者に対する金銭的給付や戦災などによる孤児の保護対策などを中心として始まりました。

年	沿革
昭和 26 年（1951 年）	船橋市社会福祉協議会設立
昭和 30 年（1955 年）	世帯更生資金貸付事業の制度化

普遍的社会福祉への広がり（昭和30年代後半～昭和40年代前半）

人口の都市集中化や核家族化の進行などにより、家庭の介護機能や地域の共同機能が弱まり、福祉施設の整備や増設が進められました。さらには、貧困的福祉への拡大や、経済的要件にかかわりなく福祉ニーズに応じて必要なサービスを提供する時代になってきました。

年	沿革
昭和 40 年（1965 年）	第 1 回船橋市社会福祉大会開催
昭和 41 年（1966 年）	社会福祉法人格の取得
昭和 41 年（1966 年）	広報紙（第 1 号）の発行
昭和 41 年（1966 年）	法外応急援護事業の実施
昭和 42 年（1967 年）	会費制の導入
昭和 42 年（1967 年）	福祉銀行貸付事業の実施
昭和 42 年（1967 年）	支部・支会の設置
昭和 42 年（1967 年）	家庭奉仕員派遣事業の開始（身体障がい者）
昭和 42 年（1967 年）	子どもの遊び場づくり運動の展開
昭和 43 年（1968 年）	交通遺児福祉手当支給事業の開始
昭和 43 年（1968 年）	心配ごと相談所の開設
昭和 43 年（1968 年）	家庭奉仕員派遣事業の開始（高齢者）
昭和 45 年（1970 年）	有料駐車場事業の開始

在宅福祉の登場（昭和40年代後半～昭和50年代前半）

日常生活に対する支援などの充足が大きな課題となり、家庭の持つ保育・介護及び看護などの諸機能の代替として施設福祉に対する福祉ニーズが高まってきたが、できる限り在宅で生活ができるようなサービス提供を中心とする在宅福祉サービスが登場してきました。

年	沿革
昭和 47 年（1972 年）	高齢者及び重度障害者居室等増改築・改造資金貸付事業の開始
昭和 51 年（1976 年）	事業対策部会・財源対策部会の設置
昭和 52 年（1977 年）	船橋市ボランティアセンターの開設
昭和 53 年（1978 年）	福祉応急貸付事業の開始
昭和 53 年（1978 年）	駐輪場整理事業の開始
昭和 54 年（1979 年）	地域ぐるみ福祉活動「モデル地区」設置事業の開始
昭和 55 年（1980 年）	丈夫な子を生み健やかに育てる運動の実施
昭和 55 年（1980 年）	リフト付福祉バス運行事業の開始
昭和 55 年（1980 年）	心配ごと相談所の増設

住民参加による地域福祉の推進（昭和50年代後半～平成10年代前半）

在宅福祉サービスがますます重視され、ホームヘルパー派遣対象者の拡大やデイサービス事業が開始されました。また、国民の生活様式や価値観が多様化し、福祉ニーズに応じたきめ細かな福祉サービスの提供が求められるようになり、行政主体のサービス提供から行政と民間が協働して福祉サービスを提供することが注目されました。

年	沿革
昭和 58 年（1983 年）	市町村社会福祉協議会法制化
昭和 59 年（1984 年）	強化計画の策定
昭和 59 年（1984 年）	福祉推進指定校事業の開始
昭和 61 年（1986 年）	福祉バス「ふれあい号」の運行開始
昭和 62 年（1987 年）	地域ぐるみ福祉ネットワーク事業の開始
昭和 63 年（1988 年）	民間社会福祉施設職員激励会事業の開始
平成 2 年（1990 年）	社会福祉事業法及び福祉関係 8 法の改正
平成 3 年（1991 年）	福祉青空マーケット事業の開始
平成 4 年（1992 年）	福祉リフトカー運行事業の開始
平成 4 年（1992 年）	福祉カー貸出事業の開始
平成 6 年（1994 年）	地域福祉活動計画の策定

年	沿革
平成 8 年（1996 年）	法人設立 30 周年記念福祉大会の開催
平成 9 年（1997 年）	共同募金船橋市支会事業の開始
平成 11 年（1999 年）	ふなばし高齢者等権利擁護センター事業の開始
平成 11 年（1999 年）	船橋市南老人福祉センター管理運営の受託

福祉を取り巻く新たな時代（平成10年代中頃～現在）

個人の価値観や生活スタイルの多様化に伴い、多種多様な福祉ニーズに対応するため、家族や地域社会、地方公共団体、福祉関係者などが相互に連携し、「自助・互助・共助・公助」の各システムが適切に組み合わされた福祉を築くことが重要となりました。また、新たな社会福祉法では「地域福祉の推進」が柱として位置づけられ、その基本に住民参加による「官民協働」が明確にされました。

また、個人の意思で福祉サービスを選択、契約し、利用するといった「利用者保護」という新しい考え方方が打ち出されました。さらに、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を世代や分野を超えて創っていく「地域共生社会」の実現が求められてきました。

年月日	沿革
平成 12 年（2000 年）	介護保険制度の開始
平成 12 年（2000 年）	社会福祉法の制定
平成 12 年（2000 年）	23 地区社会福祉協議会の設置
平成 13 年（2001 年）	社会福祉法による定款の変更
平成 13 年（2001 年）	創立 50 周年記念社会福祉大会の開催
平成 14 年（2002 年）	福祉リフトカー貸出事業の開始
平成 14 年（2002 年）	米寿記念写真撮影事業の受託
平成 15 年（2003 年）	社会福祉事業振興貸付事業の開始
平成 15 年（2003 年）	船橋市老人福祉バス運行事業の受託
平成 15 年（2003 年）	情報公開規程の制定
平成 16 年（2004 年）	ホームページの開設
平成 17 年（2005 年）	指定管理者として認定される
平成 17 年（2005 年）	船橋市東・西・南老人福祉センターの管理運営の開始
平成 17 年（2005 年）	社会福祉法人定款準則の一部改正に伴う定款の変更
平成 17 年（2005 年）	情報公開規程・個人情報保護規程の制定
平成 18 年（2006 年）	地域福祉活動計画の策定
平成 19 年（2007 年）	お休み処「ホッコロ咲が丘」事業の開始
平成 20 年（2008 年）	役員・評議員任期改正に伴う定款の変更

年月日	沿革
平成 20 年 (2008 年)	お休み処「ハートフル海神」事業の開始
平成 21 年 (2009 年)	坪井地区社会福祉協議会の設置
平成 21 年 (2009 年)	総合支援資金貸付事業の開始
平成 21 年 (2009 年)	お休み処「ほっとスクエア夏見」事業の開始
平成 21 年 (2009 年)	不要入れ歯リサイクル事業の開始
平成 22 年 (2010 年)	指定管理者として認定される
平成 22 年 (2010 年)	船橋市中央・南老人福祉センター管理運営の開始
平成 22 年 (2010 年)	馬込斎場売店事業の開始
平成 22 年 (2010 年)	地区社会福祉協議会設立 10 周年記念大会の開催
平成 22 年 (2010 年)	第2次地域福祉活動計画の策定
平成 23 年 (2011 年)	創立 60 周年記念社会福祉大会の開催
平成 23 年 (2011 年)	初心者のための市民後見人養成講座の実施
平成 24 年 (2012 年)	一般貸切旅客自動車借上利用事業の開始
平成 25 年 (2013 年)	災害時要援護者見守り活動支援事業の開始
平成 27 年 (2015 年)	船橋市中央・南老人福祉センターの管理運営の開始
平成 27 年 (2015 年)	地域に飛び出せ!! ふなばし夏のボランティア体験の実施
平成 27 年 (2015 年)	生活支援コーディネーターの配置（5 地区社協）
平成 27 年 (2015 年)	第3次地域福祉活動計画の策定
平成 28 年 (2016 年)	生活支援コーディネーターの配置（10 地区社協）
平成 28 年 (2016 年)	就労準備支援事業(ボランティア)の受託
平成 29 年 (2017 年)	社会福祉法改正に伴う定款変更
平成 29 年 (2017 年)	「船橋市居住支援協議会」設立
平成 29 年 (2017 年)	フードドライブの開始
平成 29 年 (2017 年)	福祉教育読本「やさしい気持ち」配布開始
平成 29 年 (2017 年)	生活支援コーディネーターの配置（9 地区社協）
平成 30 年 (2018 年)	生活支援コーディネーターの配置完了（24 地区社協）
令和 2 年 (2020 年)	緊急小口資金等の特例貸付事業の開始
令和 2 年 (2020 年)	船橋市中央・西老人福祉センターの管理運営の開始
令和 3 年 (2021 年)	社会福祉法人定款の一部改正に伴う定款の変更
令和 3 年 (2021 年)	地区社会福祉協議会設立 20 周年記念大会の開催

9 用語解説

	用語	解説
あ 行	ICT (アイ・シー・ティ ー) (p.19)	information and communications technology (情報通信技術) の略でインターネットやパソコンなどの情報通信機器を用いて行うコミュニケーション技術のこと
	アウトリーチ (p.43)	積極的に対象者のいる場所に出向いて必要なサービスと情報を届けるよう行動すること
	新しい生活様式 (p.19)	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を長期間にわたって防ぐために、飛沫感染や接触感染、近距離での会話の対策を、日常生活に取り入れた生活様式のこと
	安心登録カード事業 (p.10)	日頃の見守り活動を通じて、緊急時や災害時の救援・支援につなげるため、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、障がいのある人等の情報を登録し、地域で共有するもの
	with コロナ (ういす ころな) (p.19)	新型コロナウイルス感染症が撲滅困難であることを前提とした新たな戦略や生活様式のこと
	SNS (エス・エヌ・エ ス) (p.40)	Social networking service (ソーシャルネットワー キングサービス) の略称。インターネット上で簡単に投稿できたり、個人同士がつながれたりするサービスのこと
	NPO法人 (p.2)	社会的な活動をする民間の非営利法人
	お休み処 (p.13)	地域の高齢者、障がい者、子育て中の親及び幼児・児童等誰でもが気軽に立ち寄り、そこに集う人たちがふれあい、交流できる場所。市社協自主事業（令和4年度現在事業休止中）
か 行	核家族 (p.21)	家族形態のひとつで、具体的には「夫婦のみの世帯」「夫婦と未婚の子のみの世帯」「ひとり親と未婚の子のみの世帯」のいずれかの形態を指す
	協議体 (p.4)	地域の各種団体で構成される協議会として位置付け、地域で起こっている福祉に関する問題、課題を解決する場、情報交換の場となる
	コロナ禍 (p.8)	新型コロナウイルス感染症が招いた危機的・災厄的な状況のこと。社会的・政治的・経済的な混乱・不安・損失等を総称した言葉

	用語	解説
さ 行	災害ボランティアセンター (p.12)	大規模な災害発生時に、被災者の生活支援と被災地の復旧支援を目的に活動するボランティアの拠点としてコーディネートを行う
	在宅介護支援センター (p.58)	在宅の要援護高齢者やその家族などを対象に、身近なところで必要な情報を提供して支援する一方、その家族の負担を軽くするため、在宅介護や生活上の悩みなどに関する総合的な相談に応じる、地域包括支援センターとの協働機関
	歳末たすけあい募金 (p.35)	共同募金運動の一つで関係機関や団体が協力して、新たな年を迎える時期（歳末）に、支援を必要とする人が、その地域で安心して暮らすために行う募金活動のこと
	サロン (p.27)	身近な場所で気軽に集まり、楽しくふれあいを深めて交流することができる活動の場
	市総合防災訓練 (p.12)	災害対策基本法第48条及び船橋市地域防災計画に基づいて、防災活動が迅速かつ的確に実施できるよう体制の確立を図ることを目的とし、市が実施する訓練
	シトラスリボン (Citrus Ribbon) (p.19)	新型コロナウイルス感染症の患者やその家族、医療従事者などへの新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見の防止を目的とする「シトラスリボンプロジェクト」のシンボル。 偏見を耳にした愛媛県の有志グループがつくったプロジェクトであり、愛媛特産の柑橘にちなみ、シトラス色のリボンや専用ロゴを身につけて、「ただいま」「おかえり」の気持ちを表す活動を広めている。リボンやロゴで表現する3つの輪は、地域と家庭と職場（もしくは学校）を表している
	社会福祉法人 (p.2)	社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された社会福祉法第22条で定義される法人
	就労準備支援事業 (p.13)	一般就労を行う前段階としての準備として、基礎能力を形成するための支援を行う事業で共有するもの
	自立相談支援事業 (p.68)	生活の困りごとや不安を抱えている場合の地域の相談窓口で、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、自立に向けた支援を行う
	住まいのサポート船橋 (p.49)	船橋市居住支援協議会の相談窓口。住まいの確保が困難な65歳以上の一人暮らしの高齢者等に民間賃貸物件の情報提供等の支援を行う

	用語	解説
	生活困窮者自立支援事業 (p.13)	生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施し、地域における自立・就労支援等の体制を構築することを目的とした事業
	生活支援員 (p.16)	利用者への支援として、支援計画に基づいて定期的に自宅を訪問し、必要に応じた福祉サービス利用援助や預貯金の出し入れ、支払い代行を行う日常生活自立支援事業の担い手
	生活支援コーディネーター (p.9)	高齢者が住み慣れた地域でいつまでも生活できるように、課題となっていることを地域の人たちとともに抽出し、その課題解決に向けてサービスのマッチングを行う人のこと。市内全24地区の地区社会福祉協議会に配置している
	制度の狭間 (p.1)	既存の制度には合致せず、使える制度がない、もしくはあっても不十分な状態
	成年後見制度 (p.14)	認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でない方々を支援し、貴重な財産の保全と管理を行う制度
た行	助け合い活動 (p.9)	日常生活のちょっとした困りごとや困っている人の生活支援をするための家事援助等を近隣の住民同士で行う活動
	たすけあいの会 (p.9)	「助け合い活動」を行うための団体
	たすけあいの会ネット ワーク情報交換会 (p.9)	助け合い活動を実践している団体のネットワークづくりや相互の情報交換等を目的とした意見交換会
	ダブルケア (p.1)	育児と介護を同時に使う必要がある状況のこと。晩婚化・晩産化の影響で子育て世代の年齢が上昇する中、子の育児と親の介護を担うことを指すことが多い
	地域コーディネーター (p.9)	地域での課題やニーズを発見し、地域資源をつなぎ解決にあたる人。市内24地区社会福祉協議会の事務局員が担っている
	地域包括ケアシステム (p.8)	誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるため、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組み

	用語	解説
	地域包括支援センター (p.31)	市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、地域で暮らす高齢者の介護や福祉、医療、健康、認知症のことなど、さまざまな面から総合的に支えるため、必要な援助を行う相談窓口
な行	日常生活自立支援事業 (p.14)	判断能力が十分でないために適切な福祉サービスが受けられない方々に対して、福祉サービス利用援助、金銭管理サービス、財産保全サービスを契約に基づいて提供し、自立した地域生活が送られるように支援する事業
	ノーマライゼーション (p.38)	障がいのある人も障がいのない人も互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていく社会を目指すこと
は行	8050問題 (p.1)	80代前後の高齢の親が50代前後のひきこもりの子どもの生活を支える問題
	避難行動要支援者 (p.54)	災害が発生したときまたは災害が発生する恐れがあるときに、自ら避難することが困難な要配慮者であって、円滑・迅速な避難のために特に支援が必要な人
	福祉教育 (p.36)	市内の小・中・高・専門・大学や企業等に対して車いすや高齢者疑似体験セットを用いて当事者体験や講義を行い、福祉やボランティアへの関心を高める事業
	法人後見事業 (p.14)	社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと
	「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」 (p.13)	対象を限らないワンストップの相談窓口として、福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談に応じ、また、生活困窮に関する相談・支援を行う機関
	ポストコロナ (p.19)	世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大を境に価値観や生活様式の転換が起き、社会に定着したこと
ま行	民生委員・児童委員 (p.5)	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員であり、児童委員も兼ねる。支援が必要な人の相談に応じ、市や関係機関へ橋渡しする支援等を行っている。また、児童委員の中から、関係機関等と児童委員とのつなぎ役となる主任児童委員が指名されている

	用語	解説
や 行	ヤングケアラー (p.1)	家族にケアを必要とする人がいる場合に、大人が担う ようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、 感情面のサポートを行っている18歳未満の子ども
	要配慮者 (p.12)	災害対策基本法に基づく、高齢者、障害のある人、乳 幼児等、防災上特に配慮を要する人



ふくしろうプロフィール

- なまえ /ふくしろう
- うまれ /2014年8月29日 船橋市
- 身長・体重 /27.84cm 2946g
- チャームポイント/うるうるなおめめ
見る人を幸せにする♡マーク

大きな瞳と温かい心で
地域の福祉を見つめ、
市民のために羽ばたく優しい性格

第4次 船橋市地域福祉活動計画

～支え合いのまちづくりプラン～

発行日 令和5年3月

発行 社会福祉法人 船橋市社会福祉協議会

〒273-0005

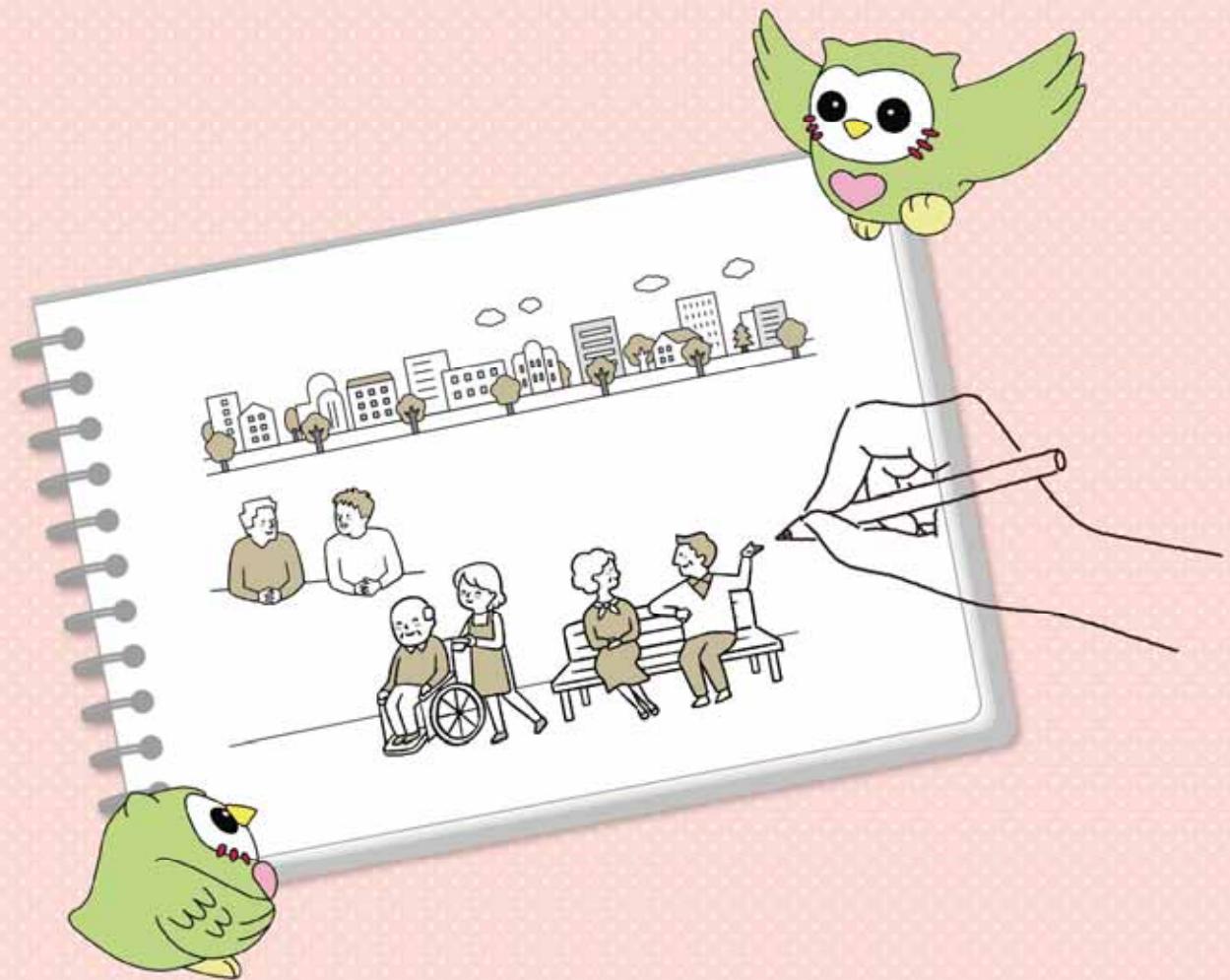
千葉県船橋市本町2-7-8 船橋市福祉ビル3階

電話: 047-431-2653

FAX: 047-431-2678

ホームページ <http://www.funabashi-shakyo.or.jp/>

発行部数 500部



社会福祉法人 船橋市社会福祉協議会